

平成29年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究

非行と児童虐待

研究代表者 富田 拓 (国立きぬ川学院)
共同研究者 二井 仁美 (北海道教育大学)
相澤林太郎 (国立武蔵野学院)
三枝 将史 (埼玉県越谷児童相談所草加支所)
大原 天青 (国立武蔵野学院)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成29年度研究報告書

児童虐待に関する文献研究

非行と児童虐待

子どもの虹情報研修センター

目 次

第1部 非行と児童虐待

I 問題と目的	1
II 方法	1
III 結果	
III-1 基礎統計にみる少年非行	2
III-2 近代日本における非行と児童虐待に関する認識	6
III-3 日本の精神医学は非行をどう見てきたか —虐待あるいは脳の障害と非行の関連への精神科医の視点の変遷—	21
III-4 非行と虐待に関する数量的研究の動向	42
III-5 児童相談所における非行ケースへの対応 —児童相談事例集掲載ケースの検討から—	65
III-6 新聞記事の分析から捉える非行と虐待の関連	71
IV 総括	84
V 文献	86
VI 資料	98

第2部 2017年の児童虐待に関する文献一覧

表1 2017年の児童虐待に関する書籍（和書）	101
表2 2017年の児童虐待に関する書籍（訳書）	102
表3 2017年の児童虐待に関する雑誌特集号	103
表4 2017年の児童虐待に関する論文	109

第 1 部

非行と児童虐待

I 問題と目的

児童虐待と非行には密接な関係があるとされているが、そのような理解、または概念は時代によって違い、立場によっても異なる。本研究では、そうしたことも踏まえ、日本社会において、主に児童福祉における非行対応、児童虐待対応の中で、それらがどのように絡み合い、どういった議論がなされてきたのか、それぞれの現場での議論も含め文献をレビューすることにより検討を行う。

なお、この分野についてのすべての文献を網羅することは膨大過ぎて筆者らの手に余るので、今回は、選択的にテーマを設定し、文献的検討を行った。今回取り上げたテーマは、以下の通りである。

- ・「近代日本における非行と児童虐待に関する認識」
- ・「新聞記事の分析から捉える非行と虐待の関連」
- ・「非行と虐待に関する統計的研究の動向」
- ・「児童相談所における非行ケースへの対応」
- ・「日本の精神医学は非行をどう見てきたか」

II 方法

国立国会図書館、Cinii文献検索システム、朝日新聞「聞く蔵」等で、「非行」&「虐待」というキーワードを基本とし、文献検索を行った。非行については、「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」「行為障害」等、時代等により異なった言い方があるものについて、それを踏まえて検索した。結果として初期には500件以上の文献が初期に収集されたが、その中から取捨選択し、さらに関連する文献を収集することで、テーマを上記のように設定した。

Ⅲ 結果

Ⅲ－１ 基礎統計にみる少年非行

本論に入る前に、少年非行について、最近の動向を含めごく簡単に記しておく。

１．少年非行とは

非行の定義については、以後、他の著者も書いているところであるので、簡単に示すが、少年非行とは、広義には未成年者が行う、法律的または社会倫理的な規範から逸脱する行為であり、狭義には少年法上の枠組みによるものである（石川, 2006）。現行少年法の枠組みでは、非行少年は犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年に分かれている（図表Ⅲ－１－１）。

図表Ⅲ－１－１．少年法上の非行少年の定義

犯罪少年	14歳以上20歳未満で犯罪を犯した少年
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
虞犯（ぐはん）少年	20歳未満で将来、罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をする恐れがある少年

典拠：少年法。

14歳に満たない触法少年、ぐ犯少年は児童福祉法の手続き（福祉手続き）で第一次的に扱われる。虞犯少年については、犯罪（触法）に至らないが性格や環境に根深い問題があり犯罪や触法行為をする虞がある少年のことをいい、虞犯性の他に、（イ）保護者の正当な監督に服しない性癖のあること、（ロ）正当な理由がなく家庭に寄り付かないこと、（ハ）犯罪性のある人もしくは不道德な人と交際し、またはいかかわしい場所に入出入りすること、（ニ）自己または他人の徳性を害する性癖のあること、が要素に含まれ、このうち1つまたは2つ以上に該当することで条件を満たすとされている。

法的な枠組み上、14歳以上の犯罪少年は主に少年法の枠組みで扱われ、児童福祉の枠組みで扱われることの多い非行少年はぐ犯少年と、触法少年ということになる。非行少年が家庭裁判所の審判において保護処分になり、かつ施設内処遇に移行する場合は、主に少年院送致、児童自立支援施設送致となるが、これは非行少年のごく一部に過ぎず（2016年の扱いケース数全7万件強のうち、4%程度（3千件弱）である）、他の多くの少年は家庭裁判所の関わりがあっても保護観察や不処分となる。ただし、後にも示すが、最近では再非行少年率の増加という問題も絡み、より重症な少年・子どもへの対応、あるいは早期対応の必要性が迫られているように思われる（以上、法務省, 2017）。

次に、最近の日本における非行少年の検挙数等、統計的データから、現状の一部を紹介したい。2016年に検挙された少年の内訳のうち、上位に占める検挙理由をもとに、過去約10年ごとの数値を一覧にした（図表Ⅲ－１－２；法務省, 2017より）。

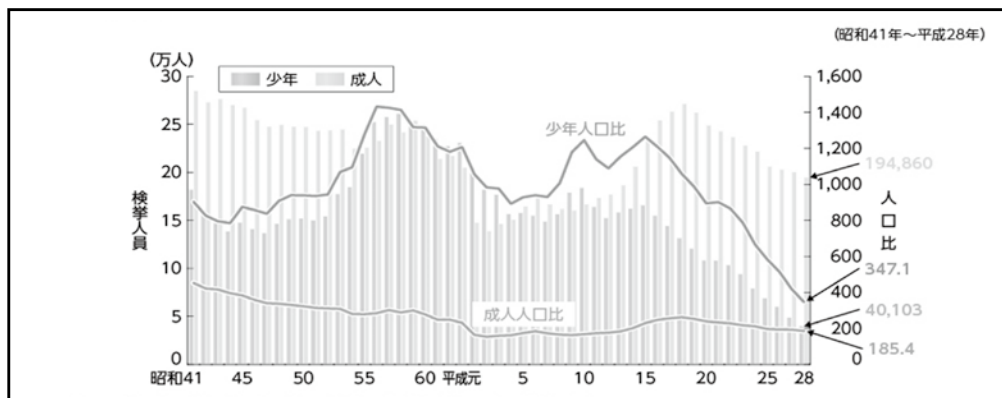
図表Ⅲ－１－２．非行少年の検挙数（約10年ごとの比較）

	2016年 (平成28年)	2007年 (平成19年)	1997年 (平成9年)	1988年 (昭和63年)
総数	40,582件	121,825件	178,950件	231,210件
窃盗	24,208件	69,611件	118,581件	175,734件
横領	4,734件	29,617件	32,869件	24,616件
遺失物等横領	4,710件	—	—	—
傷害	2,908件	6,372件	9,627件	10,154件
暴行	1,642件	1,977件	2,303件	3,992件
住居侵入	1,580件	3,369件	—	—
器物損壊	1,109件	2,596件	—	—
詐欺	803件	1,144件	576件	1,036件
強制わいせつ	567件	394件	514件	593件
恐喝	453件	2,077件	7,134件	6,914件
殺人	54件	67件	75件	82件
強盗	350件	814件	1,701件	569件
放火	104件	233件	245件	273件
強姦	133件	139件	409件	509件

典拠：法務省（1989－2017）より筆者作成。

現在では、約30年前の1988年と比べると、総検挙数は6分の1に減っている。9年前と比較しても3分の1となっており、全体的に減少傾向であるといえる。上位を占める窃盗、横領等も近年減少傾向であり、傷害、暴行、恐喝等も減少割合としては高めである。また、重大犯罪と言われる殺人、強盗、放火、強姦も全体的に減少傾向にある。一方で、詐欺や強制わいせつが減らないのはここ最近の特徴と言えるようである。

さらに、1966年からの成人と少年の検挙人数、人口比を図表Ⅲ－１－３に示した。



典拠：法務省（2017）。

図表Ⅲ－１－３．戦後の検挙数の推移（少年と成人）

これらを見てみると、少年による刑法犯の検挙人員の推移は、昭和期からみて全体としては減少傾向にある。ただ、人口比（人口に占める検挙数の割合）は、時期によって増減はあるものの、成人に比べ現在においても高い。これは、従来犯罪学において言われてきているように、非行・犯罪行為はライフサイクル上、この時期が最も多いということを反映している。また、2004年以降、検挙数はなだらかな減り方をし、2016年は戦後最少の56,712人となっており、上記の通り、殺人等の重大事件も減少傾向にある。少年によるショッキングな事件があると、世論が厳罰化に動くことはよくあり、2000年以降の少年法改正¹の経過にはそういった意味合いも含まれる。

2. 戦後日本の少年非行の流れ

さて、ここからは時間を遡り、戦後の非行の流れについてみていきたい。歴史的にみると、戦後からの少年非行への対応は戦災孤児、浮浪児の対応から行われたといわれている（戦前の状況については、本研究二井論文、富田論文に詳しいのでそちらを参照されたい）。少年非行は時代の様子を映し出すと言われているが、終戦直後はダイレクトにその時期の危機混乱状況を映し出したものとなっていた。その後、非行はいくつかの大きなピークを迎え、現在まで変遷してきている。

第一のピークは、先に示した戦後まもない1951年頃で、終戦直後の社会的混乱、経済的困窮の中、成人犯罪の増加とともに、親を欠いた家庭、貧困家庭出身の年長少年の非行が増加していた時期である。この頃多かった非行は生活の手段として行われるもので、ひったくり、置き引き、スリ等の窃盗、金目当ての強盗も多発していた。「生きるための生活型の非行」（石川, 2006）ともされる。これらの非行は復興し、社会が成長を遂げる中で減少していった。そのため、この時代は非行の性質上、福祉的・ケースワーク的対応が効果的な時期だったといわれる（近藤, 2016）。

第二のピークは、戦後の復興から高度成長期時代に転換した時期で、ピークは1964年頃である。産業化、都市化が急速に進展した時代で少年人口が戦後最大になった時期である。この時期は経済至上主義的風潮が強まり、高学歴化が進む上昇の時代であった一方、そこから落ちこぼれた中間少年の非行が目立つなど、価値観の葛藤が強くなっていた時期でもある。少年は社会への敵意、権威への反抗等からの逸脱行動が目立っていた。この頃は、粗暴犯、強姦が増加していた時期であった。中流家庭出身の子どもの非行が増え、非行の一般化、遊び型化とも言われた。1968年末から翌年にかけて、永

¹ 少年法の改正経過（廣瀬, 2017）

①2000年（平成12年）改正：少年事件の処分等のあり方の見直し、少年審判の事実認定手続きの適正化、被害者への配慮の充実、刑事処分可能年齢を14歳に引き下げ、16歳以上の少年の故意による死亡事件は保護処分相当の場合を除いて、原則として検察官送致となった。

②2007年（平成19年）改正：触法少年の事件に対する警察の調査権限・送致手続きの整備、少年院の収容可能年齢の引き下げ、保護観察中の者に対する措置、保護者に対する措置、国選付添人の拡充など。

③2008年（平成20年）改正：少年の福祉を害する成人の刑事事件の地方裁判所等への移管、被害者や遺族に記録の閲覧、少年審判傍聴権を認めるなど。

④2014年（平成26年）：国選付添人及び、検察官関与対象事件の拡大、少年に対する刑の見直し。

山則夫事件²が起きているが、この時代の影響を受けた事件だとも言われている。

第三のピークは、第一次石油ショック以降の低成長期の中の1983年頃で、経済的な豊かさが実現した一方で価値観の多様化が進み、社会の連帯責任の希薄化、核家族化が拡大するなどの変化があった時期である。高学歴至上主義も高まり、受験競争が激化してきた時期であった。家庭内暴力、校内暴力、いじめなどといった、身近な人への暴力が社会問題化した時期でもある。少年非行は低年齢化と一般化が進行し、女子非行も増えた。薬物非行、性に関わる問題行動も増加してきた時期である。この時期は「非社会的色彩の濃い非行」と要約されるという(石川, 2006)。1978年頃から始まるピークの山は1983年頃に戦後最悪の検挙数に達した。

1993年頃からは、戦後第4の上昇局面に転じたとされている。この時期は、非行の低年齢化が進行し、規範意識の希薄化などにより、比較的軽微な非行が増加した一方で、1997年の神戸児童連続殺傷事件など、特異な凶悪犯罪が社会的に大きな話題になり、世論も少年法の改正に傾いた時期でもあった。この時期は非行と発達障害との関連が注目を浴びるようになった時期でもある。先に示した通り、2002年に検挙数はピークを迎え、近年は戦後最小記録を更新している。減少傾向の背景には、少年自体の質的な変化や、少年刑事司法機関の体制変化による成果等が指摘されている(近藤, 2016; 坂野, 2015)。一方で、先にしめした通り、再非行率が高まっている昨今の看過できない状況がある。

(文責 相澤 林太郎)

² 永山則夫事件：当時19歳であった永山則夫が、1968年から1969年にかけて、盗んだ拳銃で4人を無差別に殺害した事件。連続ピストル射殺事件(警察庁広域重要指定108号事件)といわれる。当時、地方から上京し仕事をはじめ「金の卵」の一人として青森県から上京したが、もともと永山は貧困家庭に育ち、親が失踪し子どもだけの生活を強いられ、きょうだいによる暴行で死の危険を体験するなど過酷な環境で育っている。そのため、社会適応するまでの心理的発達、強さは持ち合わせていなかった。結果、上京後、支えのない中、職場等での不適応が重なり、転職を重ね、徐々に内面的にも危機を迎えることになり、結果として上記の悲惨な事件を起こす。

永山については多くの出版物が出ているが、最近では精神鑑定の録音テープをもとに書かれたノンフィクションが出版された(堀川, 2013)。永山の精神鑑定をした精神科医の石川義博の鑑定記録、論考等も出版されている(石川, 1999, 2000など)ので参照されたい。貧困と虐待の世代間連鎖の中で子どもの発達、孤立、非行、犯罪といった様々なことを考えさせられる事件であり、現在でも学ぶことは大きい事件である。永山は逮捕後、獄中記や私小説を出版しており、その時々の内面を垣間見ることができる。さらに最近では、獄中結婚した女性との書簡集も出版されるなど、多くの出版物が今も刊行され続けている。

Ⅲ－２ 近代日本における非行と児童虐待に関する認識

１. はじめに

国立国会図書館NDL-OPACや国立情報学研究所CiNiiを検索すると、「児童虐待」と「非行」をキーワードとする論考は、1990年代から目につき始め、今世紀になりさらに増えている。たとえば、1990年代には科学警察研究所の小林寿一による「犯罪・非行の原因としての児童虐待」（『犯罪と非行』1996年）や岩井宜子による「児童虐待問題への一視点」（『犯罪心理学研究』1996年）などがあり、2001年には全国児童自立支援施設協議会の機関誌『非行問題』に「非行の背景にあるもの・虐待」という特集が組まれた。

しかし、非行と児童虐待を関連付けて捉える考え方は新しいものではない。

監獄改良の国際的指導者ワインズ（Wines, Enoch Cobb 1806-1879）が著書（Wines, 1880）に示したように、19世紀末の啓蒙的な監獄改良家達は、児童の救済と児童に対する適切な教育こそが犯罪の予防に繋がるという思想を有していた。この思想は児童自立支援施設の源流たる感化院の誕生の背景に位置している。換言すると、児童期や少年期に適切な養育がなされないことが「非行」や「犯罪」に繋がるという考え方である。このような考え方はアメリカだけでなく、欧米諸国の監獄改良を学んだ日本の監獄関係者にも共有された。当時、アメリカでは、ニューヨーク監獄協会（Prison Association of New York、以下PANYと略）が児童保護や救済事業にも関心を注ぐ監獄改良運動を牽引していた。北海道集治監典獄大井上輝前や、同監獄の教誨師であった原胤昭（1853－1942）、留岡幸助（1864－1934）らは、日本人で3人しかいないPANYの「通信会員」（Prison Association of New York, 1985: 7）であり、同会書記ラウンド（Round, William Marchall Fitts 1845-1906）の論説を翻訳するなど（タラック, 1887）、欧米の監獄改良や児童保護事情の理解にも努めていた。とくに、原は教誨師として兵庫仮留監以来、個別面接により受刑者の成育歴や犯罪に至る背景を調べ、個人別の身上簿作成を通して、犯罪の原因を探り、後に日本で最初の児童虐待防止事業に着手した。

本稿では、子どもに対する虐待が認識され、ニューヨーク児童虐待防止協会やイギリス児童虐待防止協会など、児童虐待防止のための組織が欧米各国で設立され、その活動が展開される19世紀末から20世紀初頭において、日本の関係者が児童虐待と非行、あるいは犯罪をどのように捉えたかを考察する。そのために、留岡幸助や山本徳尚ら草創期の感化院関係者の認識を概観したうえで、原胤昭と菊池俊諦（1875－1972）らの児童虐待に関する論考を検討する。

（１）非行・犯罪の原因論としての家庭

1900年に感化法が制定されるが、それに先立って、東京市養育院感化部が開設され、また1899年には、近代日本の感化教育に画期をもたらす家庭学校が設立された。ここでは、家庭学校の創設者留岡幸助や同校に勤務した教師上野他七郎、東京市養育院感化部において感化教育を担当した山本徳尚らの感化院関係者が、「不良」や「非行」、犯罪の原因をどのように捉えていたかに注目する。

① 留岡幸助「家庭学校設立趣旨書」1899年、「家庭と不良少年」1908年

上野他七郎「家庭の欠陥と悪友の感化（不良少年発生の二大主因）」1905年

留岡幸助は、1899年、「家庭学校設立趣旨書」を発表した。ここでは次のように「不良少年」が「憐れむべきもの」であると述べている。

不良少年の多くは悪むべきものにあらずして寧ろ憐れむべきものなり。彼等の多くは、幼にして父母を失ひ四方に流浪し、仮令父母ありと雖も其家庭紊乱して秩序なく、実に罪惡の練習所と異ならず。彼等は知らず識らずの間に不善の境遇に陥るを免れず。畢竟彼等に不良の傾向あるは全く之が為なり。或は天災地変に遇ひ、一家離散衣食に欠き、或は流離顛沛に際し道路に彷徨し、往々悪化せらるゝものあり（留岡, 1899: 26）。

留岡は「虐待」という語は用いていないが、「天災地変」や「一家離散」「流離顛沛」のなかで「道路に彷徨し、往々悪化」する少年の姿に言及し、「家庭紊乱して秩序なく、実に罪惡の練習所」となっている家庭を問題とし、少年達が不適切な養育環境に育っていることを問題とした。それ故、留岡は「少年子弟が悪化する原因素より一にして足らずと雖、其の十中八九までは、家庭悪しきか、然らざれば全然家庭を有せざるにある」（ibid: 26）と述べた。

そして、家庭学校設立後に発表した「家庭と不良少年」において次のように論じている。

人の悪化する所以のものは境遇八分遺伝二分なるべし。今其の境遇に関し少しく語らん、境遇とは其の意義頗る広くして漠然たるものありと雖、こは広義にも解せらるべし。広義の境遇とは、此の世なり。国家なり。社会なり。狭義の境遇とは、市なり。町村なり。乃至吾人の住む所の家庭也。而して狭義の境遇中人の善となり悪となるに就き最も与りて力ある者は実に家庭に存する也。そは恰も水の方面の器に従つて其の形を変ずると一般なり。即ち不良少年の多く発生する所以のものは必ずや其の家庭の悪しき結果なりと謂はざる可らず。然らば即ち悪しき家庭とは何ぞ。妾の棲む所なり。不品行の父兄のある所也。残忍酷薄の行はるゝ所なり。妻子のみ終始家居して主人は旅行勝の所なり。又悪友の纏綿せる所なり。下女下男車夫馬丁の悪模範を示す所なり。媪翁が姑息の愛を以て孫を育つる所なり（留岡, 1906: 22）。

「不良少年の多く発生する所以」は、「父兄の悪模範と紊乱せる悪家庭」であり、「不良少年の悪意蛮行」は「父兄の責任八分にして不良子弟の責任は僅に二分」と捉える発想は、留岡の下で家庭学校の最初の教師として勤務した上野他七郎の論考にもみられる。上野は「不良少年発生の二大主因」は「家庭の欠陥と悪友の感化」であるが、「殊に前者の影響を最とす」と述べ「父兄の責任八分」として、「家庭の欠陥」について次のように説明した（上野, 1905: 7）。

吾人が児童に取りて欠陥せる家庭となるものは、(一) 両親なき者 (二) 父若くは母なき者 (三)

父母共に存するも其孰れか、醉酒放蕩にして家庭の平和を保つ能はざる者（四）父母無教育又は他の事情によりて子女の教育感化に注意せざる者（五）教育の方針が余りに厳に過ぐるか、若くは余りに寛に過ぐる者、等を指す。

上野の1905年の調査によると、家庭学校の生徒33名の家庭状況は、表に示した通りである。両親が共に存する者が全体の約3割強にすぎず、およそ4人に1人は他人の手によって育てられた者である。また、両親が共にいたとしても「父放蕩にして妾を蓄ふる者二人、教育上不注意にして寛厳其宜を失する者。居処屢々転変したるため境遇上悪感化を受けたる者、悪友の感化に依る者等」、家庭に課題のない者はいないと上野は捉えた。

草創期の家庭学校は、代用感化院に指定されておらず感化法による入校者はなく、すべてが保護者等の依頼により私的な契約で入校した生徒である。家庭学校では、半数以上の生徒が、入学金2円、毎月の必要経費9円75銭ないし11円50銭（食費6円、小学部は月謝2円、校費75銭、室料1円、中学部は月謝3円、校費1円、室料1円50銭）を納めることのできる経済力のある保護者を有していた。しかし、経済的な問題がない場合でも、「放蕩」の父や「教育上不注意にして寛厳其宜を失する」親など、不適切な家庭環境こそが、少年を不良にする主たる原因であると留岡や上野は問題視したのである。

② 山本徳尚「浮浪少年に就て」『人道』4号、1905年

これに対して、東京市養育院感化部に勤務した山本徳尚は、「多少の犯罪をして居る」浮浪少年が「如何なる事情によりて生ずるか」について論じるなかで、「貧困」を第一の原因として掲げ、それに関わる社会的事情として「虐待」に言及した（山本, 1905: 8）。

（少年が浮浪する）第一の原因は貧困と云ふ事である 此の原因は此種の少年には殆んど皆付いて居ると云て差支がない 而して之に他の社会的事情が加つておる 先づ其重なるもの吾輩が取調べた重なるものを云はば第一は継父又は継母に虐待せられ家出したるもの、第二父母継父母等に棄てられたる者此等は大半田舎者である彼等の扶養者が彼等を伴ふて都会へ出て之を棄てるのである 第三、都会の地へ奉公して後奉公先を逃出たる者 之には二種類ある 一つは雇主の過酷によりほかは朋輩の誘惑又は自己の不心得よりするのである 第四、父母に伴はれて都会に來り父母定業なく父母と共に浮浪し父母と別れて浮浪するのである 第五父母は定住定業あるも下等貧困の状体^{ママ}にある彼等は其子を監督すること能はず無頓着にこれを放任して何処に往き何処に去るも顧みないと云ふ有様の者 第六本人の不心得より家出したる者勿論其多くは家庭も悪いのである 第七は孤児 先づ此の七つである

図表Ⅲ－2－1. 家庭学校生徒の家庭状況

両親共に存する者	12
父のみ存する者	4
母のみ存する者	4
継母の手に育てられたる者	3
私生児	2
養子又は里子となりし者	8

註: 父又は母のみ存する者でも種々の事情で他人の手に養われた者は養子又は里子に編入

典拠: 上野他七郎「家庭の欠陥と悪友の感化」

(留岡幸助編『人道』5号、人道社、1905年)

山本は、少年の浮浪の背景に、貧困問題があることをまず指摘した。東京市養育院感化部の入所者の様態を反映した認識であると考えられる。そして、山本は、貧困に加えて、第一に、継父母の虐待、第二に、父母継父母による遺棄、第三に、雇主の過酷等との複合的な課題があることを挙げた。「虐待」や「過酷」という語と共に、父母継父母が子を「棄てる」ネグレクトが、少年の浮浪の原因に掲げられている点は注目されることである。

しかし、次にみるように、原胤昭はより明確に虐待の影響としての問題行動に言及した。

(2) 虐待の影響としての非行——原胤昭に注目して

原胤昭は、どのようにして虐待の影響としての非行という視点を獲得し、児童虐待についてどのような思想を有していたのであろうか。片岡優子の研究に依りながら概観したい。

① 片岡優子『原胤昭の研究 生涯と事業』にみる原胤昭

原胤昭は、日本で初めて児童虐待防止事業を行った人物としてよく知られている。原胤昭については、片岡優子による『原胤昭の研究』が刊行され、その生涯と事業の全体像を示すと共に、齋藤薫（齋藤、1994）をはじめとする既往の研究の間違いを正した。齋藤は、原が1909年に設立した「児童虐待防止協会」を「八〇数件の事件を扱いながら、結局一年間が経ったところで閉鎖」したと述べていたが、片岡は原による東京出獄人保護所の「年報」等の検討により、原の児童虐待防止事業は児童保護活動の一環としてなされ、1913年までに71名の被虐待児を保護したことを明らかにしている。

原胤昭は、1853年、江戸町奉行所与力の佐久間家の三男として生まれ、母の実家原家の養子となった。13歳で与力として出仕し、石川島人足寄場の見廻りなどの業務を通して、後に従事することになる出獄人保護事業への関心の土台を形成した。明治維新後、与力の職を解かれた原は、判事土方大一郎（後の久元、1833-1918）の下で市政裁判所書記、東京府記録方となったが「朝臣であることを錦の御旗をつけて出勤することに耐えられず、1年余りで職を辞し」、横浜の高島学校やカロザース（Carrothers, C.）の築地大学校でキリスト教を学ぶようになった。そして、1874年、日本で最初のキリスト教書出版社「耶蘇教書肆十字屋」を銀座に開設し『東京新報』を発行し、1876年には原女学校や幼稚園を開設した。

しかし、自由民権運動に共鳴し福島事件を風刺し「人民の自由の権利を伸張するの結果は我々が幸福の基」と記した錦絵「天福六家撰」を、自らの経営する錦絵問屋で配付したことで、出版条例及び新聞紙条例に触れ、原は軽禁錮3ヶ月罰金30円の判決を受け監獄で「囚人の惨苦」を経験することになる。この経験を通して「社会自ら再犯者を作るやうなもの」と「囚人にすっかり同情」した原は、免囚保護（更生保護）事業を自宅において開始すると共に、土方久元に監獄内の劣悪な状況と監獄改良の必要を訴える監獄改良意見書を提出した。このことが契機となり、1884年、原は兵庫仮留監の教誨師に就任したのである。

初めての「有給専任」の教誨師であった原は、一人一人の受刑者の監房に入り話しかけるといいう「臨房教誨」を行い、時には受刑者を別室に個々に呼び出して心情吐露を助ける「個人教誨」という個別

処遇の方法を生み出し、その記録を「身上簿」、個人別の「カード」に記録した。原は、看守を退出させ、教誨師と受刑者という上下関係を排除し、受刑者と「対等」な関係で向き合うことを通して、受刑者の成育歴を始めとする犯罪にいたる背景を聞き取った。

ところで、仮留監には徒刑、流刑、重懲役、終身刑に処せられ北海道集治監に押送する者が集禁されていた。受刑者に北海道に行けば植民規定もあり仮出獄の可能性もあると説諭していた原は、北海道へ送られると生きて帰ることができないという噂に接し、みずから確かめるために釧路集治監に赴いた。そこで「お話にならない惨虐さ」を知ると共に、原は典獄大井上輝前に会い、1888年、自ら求めて釧路集治監の教誨師となるのである。

そして、原は教誨師をしながら出獄人保護事業も行い、教誨師退職後の1897年には東京出獄人保護所を発足させ、畢生の事業として更正保護に献身し、1900年までに千人余りを支援した。

② 原胤昭「犯罪者の児童期に於ける環境調」(原, 1933: 51-53)

教誨師生活を通して、受刑者一人一人の生育歴に耳を傾けた原は、それを個別の「身分簿」(個人カード)に記し、「犯罪人原因一斑」を作成した。また、罪を犯した者の生い立ちに同情を寄せ、孤児を犯罪者にさせてはならないという観点から、岡山孤児院の支援を行うと共に(片岡, 2008)、釈放者一人一人の社会復帰の支援を行った。図表Ⅲ-2-2は、原が1901年12月から1904年8月にいたる2年8ヶ月に保護した釈放者100名の生い立ちを調査した記録の一部である。100名中、虐待されて育ったと認められる者は28名であった。

図表Ⅲ-2-2. 虐待されて育った
釈放者28名の虐待者

継母	6
養父	5
叔父母	4
継父	2
兄弟	2
寺院	2
実父母	2
興行師	1
旅人に救われた後	1
孤独のため社会に冷遇	3

典拠:原胤昭「犯罪者の児童期における環境調」
(下村宏他著『児童を護る』1933年)

原は「犯罪人を減少、否な犯罪を撲滅したいのが主眼」(原, 1909: 69)としていた。出獄人の再犯を予防しその支援を行いながら、受刑者や釈放者の調査を行ってきた原は、「犯罪人の卵子、犯罪の子種である被虐待児童を救護し加害を防止する事業」(ibid)の必要性を実感し、

1909年、日本で最初の児童虐待防止事業を開始するにいたるのである。「新聞紙上に頭はれ大に世人の注意を引たる実子虐待の惨事」が、児童虐待防止事業の必要を実感する原の「宿意を動かし終に着手するの機会」を産み出したのである。

③ 原胤昭「児童虐待防止事業」(『慈善』1909年)

原は、虐待の影響を次のように述べる。

出獄人保護事業は、犯罪人を減少、否な犯罪を撲滅したいのが主眼であるから、私が年来之を主管した経験は、犯罪人の卵子、犯罪の子種である被虐待児童を救護し加害を防止する事業を必要と認め、所謂事前の事前は、茲に在ると思つて居りました。

虐待された児童は、不幸にして死ぬ、幸に死なぬ所で不具廢疾となる、片輪者にならぬ所で確に根性曲りにはなる、此の根性曲りが九歳十歳と成長して独り立ちの出来る者になると、虐待を避けて家を飛出し浮浪生涯に陥り、浮浪児窃盗児即ち悪種の不良少年となり之より進んで盗業者となる、由来此の根性曲りと云ふのが、彼の犯罪性情であつて強窃盗放火殺人と云ふ大罪を犯すものであります。此の盗業者こそ真の孤独で系類も無い廉恥も資産も名誉も何も無い所謂天竺浪人で恐るべき大犯罪人はこれである。私の保護した出獄人中にも段々此種の経歴者を見た事であつた、夫故に大犯罪人を未発に防遏するためには、此の防止事業の設立なからねばならぬ事と認めて居りました (ibid: 69)。

虐待された児童への虐待の最悪の影響は死である。原は「虐待された児童は、不幸にして死ぬ」と述べ、虐待の最悪の結果を明示したうえで、「幸に死なぬ所で不具廢疾となる」と虐待の結果、障害を負うことがあることを指摘した。そして、「片輪者にならぬ所で確に根性曲りにはなる」と述べ、そのような子どもが「九歳十歳と成長して独り立ちの出来る者になると、虐待を避けて家を飛出し浮浪生涯に陥り、浮浪児窃盗児即ち悪種の不良少年となり之より進んで盗業者となる」と、幼少期における虐待が成長と共にもたらす影響について指摘したのである。

④ 原胤昭の子ども虐待に対するまなざし——「大人の子供」と「爆裂」

原は、虐待されている子どもを発見すれば自分に連絡するようにと新聞広告やビラを作成し、発見の報告を受ければ当該家庭に出掛け虐待者の言い分を聞き、必要に応じて、病院、孤児院等に子どもを保護すると共に虐待者の相談に応じ、時には虐待者に警告し、あるいは事情によっては警察に通告するということを「迅速」を旨として対応した。

そのような原は、ある家を訪問した際に「九歳位か、顔色の悪い青黒い瘦た、皮膚のがさがさした婆さんのやうな萎びた子が歳に不似合いな切口上で取次をした」のに遭遇した。この少女の「萎縮」ぶりを「如何だへ、此の大人の子供見たやうな人間は」と感じた原は、その家の女主人に探りを入れ、少女が「彼様にちびですが、年齢は十二」の養女であることを確かめ、少女に同情を示しつつ、「此の位に仕込んだ大人の子供が、十四歳、十五歳ともなつて爆裂した日には、さあ手ごつちやに負へぬ継子となる」(原, 1909b: 35-40) と捉えた。

原は、年の割に小さな少女が緊張と萎縮のなかで発する大人びた口上と振る舞いを示す表現として、「大人の子供」という言葉を用い、また、そのような子どもが、思春期に至って「爆裂した日」の問題を危惧したのである。

虐待が子どもに及ぼす影響として、身体的傷害に留まらず対人関係や逸脱行動があるという原の認識は、罪を犯した者との対話を通しての実感であり、「大人の子供」として生きざるを得ない状況にある子どもに対する同情と、罪を犯すに至った人々の子ども時代に対する同情に基づくものであった。

(3) 同時代人の児童虐待に対する認識

では、同時代人は児童虐待に対してどのような認識を抱いたのであろうか。原が欧米の児童虐待防止事業を紹介し、田村直臣が著書『子供の権利』において児童虐待に言及したが、このような状況のなかで菊池俊諦が児童虐待をどのように見ていたかを紹介したい。

① 欧米の児童虐待防止事業の紹介 1909年

原は自らが編集と刊行の責任を担う雑誌『慈善』に、彼自身による児童虐待防止事業を紹介すると共に、感化法の起草にも携わった内務省衛生局長窪田静太郎（1865-1946）、幼児教育学者倉橋惣三（1892-1955）や、アメリカ留学が長い内務省嘱託生江孝之（1867-1957）による、欧米の児童虐待防止事業に言及した記事を掲載した（窪田, 1909; 生江, 1909; 倉橋, 1909）。

窪田は、1904年公布のイギリスの児童虐待防止法を紹介し、児童虐待防止に対する国の関与のあり方について論及し、倉橋は、1874年、アメリカでメアリー・エレンを救済するために初めて児童虐待事業を行ったヘンリー・バーグの熱意に言及した。さらに、生江はアメリカを初めとする欧米諸国の状況に言及した。とくに、最初の児童虐待防止協会設立後30年で、アメリカでは326、ヨーロッパでは48もの児童虐待防止協会が設立され、欧米では児童虐待防止協会のない国がないことを伝えた。欧米においても、児童虐待防止協会に先立って動物虐待防止協会が設けられたが、動物でさえ保護されるにもかかわらず、児童虐待への関心は薄かった。生江は、日本でも動物虐待防止協会はあるものの、児童虐待防止事業が原以外の者によって「設立なきが如き奇と云ふべき」（生江, 1909）ことと述べた。

② 田村直臣『子供の権利』1911年

原胤昭が児童虐待防止事業に着手して二年後の1911年、『子供の権利』と題する書物が日本で初めて出版された。著者は田村直臣（1858-1934）である（片子沢, 1988: 854）。田村は、1858年に大阪天満の与力の家に生まれ、築地大学校で原胤昭と学び、共にカラゾルス（Carrothers, Chirstopher）より洗礼を受けた人物である。

田村の名は「日本の花嫁」事件によって知られている（杉井, 1976-78, 81; 工藤, 1979; 戸田, 1997参照）。それは、アメリカのオーバーン神学校やプリンストン神学校への留学後、数寄屋橋教会牧師となった田村が、苦学生のために開設した寄宿舎自営館の拡張資金を作るために再渡米し、翌1893年、Harper & Brothers社から出版した“The Japanese bride”にかかる事件である。同書には、アメリカの婚姻制度との比較のなかで日本の家制度における嫁の隷属的地位が描かれていた。これに対して日本基督教会は、「日本人民ノ恥辱トナルコトヲ記載」し「^{ざんぶ}讒誣」したという理由で田村を同教会の教職から追放したのである。自らが牧する教会を独立教会として活動を続けた田村は、1926年、植村正久の没後、日本基督教会への復帰が認められた。

『子供の権利』が出版されたのは、そうした期間におけることであった。

『子供の権利』において、田村は、子どもは親の所有物ではなく、独立した人格であると共に、「大人の小形」ではなく成長発達しつつある存在であり、愛され「子供たるの教育」を受ける権利を有す

る存在であることを強調した。そして、「子供を大人扱ひするのは確かに子供の権利を害した」ことであり、「親にして子供を愛せず、又其子供に子供たるの教育を与へ」ないのは、「子供の権利を奪ふた」ことであり、子どもには子ども時代に適った扱いをすることが子どもの権利保障であると論じた(田村, 1911: 8-9)。

「20世紀は児童の世紀」と謳ったエレン・ケイ (Ellen Key, 1849-1926) の思想に学んだ田村による『子供の権利』は、明治期における日本における子どもの権利論を代表する重要な著作物ということができるが、児童虐待に関わって注目すべきことは、田村が、同書において、日本でも動物虐待防止会があるにもかかわらず、人の子に対する権利侵害に向かって「叫ぶ者のないのは悲しむべき事」(ibid: 3) と述べたことであった。児童虐待を中心的に論じた書ではないが、田村は、児童虐待を「子供の権利を奪ふた」こととして捉えていたのである。このような田村の主張は、メアリー・エレンに対する虐待を契機として、世界で初めての児童虐待防止協会ニューヨーク子ども虐待防止協会 (New York Society for the Prevention of Cruelty to Children) を設立したヘンリー・バーグ (Henry Bergh, 1811-1888) の主張を彷彿とさせる。

田村の児童の権利論は同時代の人々の一般的認識となりえず、また、当時、児童虐待をそのような立場から論じた人は、管見の限りほとんどいない。しかし、犯罪防止や宗教的心情に基づく慈善事業という観点ではなく、子どもを主体とし、その権利問題として虐待を論じた人がすでに明治期に存在したことは記憶されてよいことである。

③ 師範学校に勤務していた頃の菊池俊諦の児童虐待に対する認識

それでは、当時、児童虐待に対してどのような認識が一般的であったのであろうか。ここでは、後に国立武蔵野学院長として児童虐待と非行について注目すべき論を展開する菊池俊諦の回想を紹介したい。

菊池に関しては、彼がジュネーブ宣言を訳出したことを紹介した中野光の研究 (中野, 1992)⁴、1920年代における社会事業の教育化に関する議論と関わって菊池の児童保護思想を検討した石原剛志、菊池の戦前・戦中・戦後にかけての児童保護・児童福祉思想を検討した竹原幸太らの研究など、子どもの権利思想との関連における研究の蓄積がある。ここでは、最初に石原、竹原らの研究によりながら武蔵野学院長就任までの菊池の経歴を概観しておく。

菊池は、1875年、浄土真宗の僧侶菊池浄諦の次男として石川県に生まれ、金沢第四高等学校を経て東京帝国大学哲学科に学び、1900年に卒業後、高輪佛教大学で心理学とドイツ語、浄土宗高等学院で教育学を講じながら、東京帝国大学研究科で教育学と心理学を学んだ学識者である (竹原, 2015: 20)。1903年に香川県立丸亀中学校に勤め、1908年に同校長事務取扱、1911年に新潟県高田師範学校教諭、1913年に秋田県女子師範学校長に就任し、秋田県立盲啞学校長を兼務した。その後、1916年には山口

⁴ なお、ジュネーブ宣言は菊池に先立って、高田慎吾が「国際児童救護財団」(岡島伊八編『社会事業研究』12(8) 大阪社会事業研究会 1924年8月25日刊、pp.65-70) において紹介したのが最初である (二井仁美, 2009)

師範学校長となったが、1918年、文部省普通学務局長赤司鷹一郎の打診により、国立武蔵野学院事務取扱となり、1919年、武蔵野学院長に就任する。

そのような菊池は、師範学校に勤務した頃を振り返って次のように述べている。

今より十七八年前であつたらう。欧米諸国に於ける動物虐待防止、乃至児童虐待防止に関する施設並に其の急要を説けるものを初めて目にした時、我が国の如き家族制度の下に於て、或は子宝の国と謂はるゝほどに愛育に心を注ぐ処に於て、果して児童虐待防止の必要ありやとの疑問を抱いた（菊池, 1935: 33-34）。

これは、児童虐待防止法（1933年）が制定され二年を経た1935年に記されたものである。「今にして之を思へば、児童に関する社会的認識の、如何に不十分なりしかを語る笑草として、自らを疑ふばかりである」と述べている。彼が「今日に於いてこそ、内務省社会局調査資料によりて、全国に於ける被虐待児童数、年齢別、性別、事実調、各府県分布状態などが、周知の事実となつてゐるが、十数年前以前に於ては、偶発的事項の見聞に基いて醸された人道的、宗教的興奮に過ぎざる観があつた」と、1910年代初頭のことを反省的に振り返っているのである。

菊池自身が師範学校在職中に「児童虐待防止の必要ありやとの疑問を抱いた」と述べる程の時代に、原のような活動や田村のような認識が存在していたことは改めて注目に値する。

④ 原泰一「序にかへて」（下村宏他著『児童を護る』1933年）

児童虐待防止法制定時に出版された『児童を護る』に、原泰一による次の叙述がある。

小さい時にそんなに責められるといふことが、その子供の身体を悪くするばかりでなくその性格の上に非常に悪い影響を及ぼして参りまして、その精神が歪められ段々反社会性の強い人間になつて来るのであります。皆様は新聞の上を少しく心がけて御覧になると、或は放火をして廻つたとか、或は又様々な不埒なことを常習にして居るといふやうな不良少年、或は犯罪者が、そのお母さんから、或はお父さん、或は雇主、或は買はれた親方から虐めさいなまれた為に、強い反抗心を起し、世を呪ひ人を怨み遂には不良なことをやつて廻つて世人を脅かし世を騒がせたといふやうな時事が少なくないのであります（原, 1933: 4）。

これは原胤昭の主張を彷彿とさせる内容である。虐待が子どもの成長過程で身体だけでなく性格に悪影響を及ぼし「反社会性の強い人間」を育て、非行や犯罪に繋がることを問題とし、児童虐待の防止を訴え活動した原胤昭の主張は、児童虐待防止法が制定される頃によく一定の広がりをもって同時代の人々の認識となったといふことができる。

そして、この時期になると、菊池俊諦は、児童虐待が非行の背景に存在するということと共に、非行によって虐待が惹起されることに言及した。そこで、次に菊池の非行と児童虐待に関する論に注目

する。

(4) 非行と児童虐待の関係——菊池俊諦の論考から

先述のように、菊池は師範学校在職中に日本では「子宝の国と謂はるゝほどに愛育に心を注ぐ処に於て、果して児童虐待防止の必要ありやとの疑問を抱いた」という。そのような菊池が、武蔵野学院長就任後、虐待の影響としての非行という問題にどのようなことを論じたのか。まず、「疑似精神薄弱」に関する論に注目する。

① 菊池俊諦「精神薄弱児童の教育並保護」『感化教育』10号、1927年「疑似精神薄弱」

菊池は、武蔵野学院長就任後、感化教育会の設立に尽力し、幹事として同会の運営に関わると共に、同会機関誌『感化教育』を刊行した。雑誌『感化教育』には、感化院の様態に関する調査報告や感化院在籍児童に関する論考などが掲載された。

そのなかで、菊池自身が執筆した「精神薄弱児童の教育並保護」は興味深い内容である。

感化院は虐待状況からの子どもの救済を目的とする施設ではなかったが、そこでは被虐待児を含む多様な子どもの状態が観察されていることを、菊池自身が「疑似精神薄弱」という語を用いて言及しているのである（菊池, 1927: 6）。

「疑似精神薄弱」とは、「身体的に若くは精神的に不幸なる事情が伴った結果として、精神発育停滞を惹き起した」ような状態である。

たとえば、「幼児に於ける恐怖の刺激が原因となつて、児童の行動を禁止するやうになる」というような「慢性的恐怖」に依るものや、「偏狭な環境に育つて、刺激が乏しかつた結果、発育が阻害さるゝこと」、「児童の不幸なる環境、児童の能力以上の負担、其結果として起る失敗に対する呵責、両親又は教師の不正当なる批評非難などの為に児童の意志を禁する場合」に「意志力は漸次薄弱無力となる」ことなどである（ibid: 6）。

菊池は、一見「精神薄弱」のような症状を示す子どもが、感化院入所後、適切な働きかけによりそのような症状が消失することを経験し、感化院に在籍する児童には「不良者とか、犯罪者とかいふやうに、最初より刻印されたることのために、自ら劣等感を喚起し、意志の発動を禁止して、遂に精神薄弱の状を呈するに至るものがある」ことを指摘した（ibid）。菊池は、「虐待」という言葉でこの問題を説明してはいないが、菊池の指摘した事柄は、心理的虐待の影響とも考えられるべき現象が含まれており、また「両親又は教師の不正当なる批評非難」というように教師の不適切な指導にも言及するものである。

② 菊池俊諦「児童の非行と家庭生活」『児童保護』1巻1, 2号、1931年

菊池は、「家庭の生活は、父性愛と母性愛とを中心として、組み立てられるものである。清く、正しく、美はしき父性愛と母性愛とが存する時、其家庭の生活も亦、清く、正しく、美はしく現はれる。此二つの愛の交響によりて、児童のあらゆる生活は、すくすくと伸びて行く」と、家庭生活の理想を述べ

ている。しかし、これに続けて次のように述べる。

されど父性愛と母性愛とが、清く、正しく、美はしく現はれることは、容易な事ではない。誤れる父性愛、誤れる母性愛、而して其誤りの二重奏によりて、傷けられた児童の姿の、如何に多きことよ。世の人々からは、常に罪の子として軽蔑せられてゐる不幸不遇の児童の、真の姿を思ひうかべる時、何人かよく涙なしに、之を眺めることができよう。

誤れる父性愛によりて、変態性欲の傾向を帯ぶるに至つた児童、誤れる母性愛によりて、神経質的な性情を余儀なくされた児童、父母の怠慢によりて、不具となつた児童、是等の場合を一々挙示するまでもなく、誤れる家庭生活、錯雑せる家庭生活、分裂せる家庭生活のもたらした悲劇は痛ましくも児童の生活の上に、刻みつけられてゐる観がある（菊池, 1931a: 20）。

非行の背景に家庭生活の問題があるという指摘と共に、ここには性的虐待や心理的虐待、ネグレクトが想起される「誤れる家庭生活」が描かれている。

事実は最後の証明者である。吾人が日常取扱ひつゝある児童の個性誌を通観すれば、一として家庭生活の破綻を物語らぬものは無い。父母共に無き者、父母の孰れかの無き者、父母共に存するも、其家庭生活の体を為さざる者等、悉くが、家庭愛の欠陥を示してゐる。就中吾人の最悲哀を感ずる一事は、父性愛乃至母性愛の欠陥に伴つて、終生拭ひ去ることを得ざる精神的欠陥と身体的欠陥とを、児童の身に具有することである。彼等の多数は生来的に精神薄弱者である。彼等の中には所謂変質者も亦少なからずある。其由来する所は無論単純ではないが、要するに家庭愛の清からず、正からず、美はしからざることが、其の重大原因を為してゐる（ibid: 21-22）。

菊池は、最も悲しいこととして、「父性愛乃至母性愛の欠陥」が児童の身に終生、拭え去れない「精神的欠陥と身体的欠陥」をもたらすことであると指摘している。

菊池は、武蔵野学院に入所した者の保護者の動態を明らかにした（図表Ⅲ－２－３参照）。これによると、実父母がいるのは全体3分の1強に過ぎないことがわかる。菊池は、「是等不幸なる児童の生育乃至教育の跡をたどりて、吾人は涙を以て之を迎へ、涙を以て之を送る」と述べ、「児童の非行は、児童其人の罪と謂はんよりも、寧ろ親の罪であり、社会の罪である」と「断言」した。

図表Ⅲ－２－３.
武蔵野学院入院者の保護者1931年6月調

実父母	160
実父継母	53
継父実母	19
実父のみ	53
実母のみ	58
実兄姉	15
伯叔伯母	30
祖父母	8
養父母	12
義兄	4
継母	2
行方不明	16
無保護者	12
計	442

典拠：菊池俊諦「児童の非行と家庭生活（一）」
（『児童保護』1-1、1931年7月）

親の悪質を承けて身体的にも、精神的にも、大なるハンディキャップを附せられて世に立たねばならぬ児童の将来を眺めよ。私生児の刻印を受けて、抜き差しならぬ苦悩を嘗めつゝある多くの児童を見よ。之を児童の罪として考へる前に、事の其処に到れる所以に向つて三省することは、正に吾人の義務である。親は児童に対して、常に一種敬虔の念を保たねばならぬ (ibid: 25)。

菊池は、このように親のために「身体的にも、精神的にも、大なるハンディキャップ」を背負って生きる児童に同情を寄せ、親と社会に対してその「罪」を問うたのである。

しかし、同時に彼は親に対しても理解を示しつつ、次のように述べた。

子を思ふ親の心に、変りはない。子故に迷ふ親心は、昔も今も同様である。妻を失ひし後の父親が、吾が子の為めと思ひつめて、独身の生活を悩み続けるが如き、父無き後の母が、貞操を守りて、ひたすらに吾が子の生育を祈念するが如き、親の誠の現れは余りにも多くある事実である。吾人は屢不良の児童に悩む父親の男泣きに泣く涙に誘はれて、共に泣くことがある。吾が魂を打ち込みて愛育した吾が子の不幸に直面して、遣る瀬なき思に涙の碑を送る母親と共に、泣いて其子を戒むることがある。

子を思ふ親の心は誠である。此誠の発露に対して吾人は常に敬意を表する。吾人は濫りに親の罪を叫ばんとするものではない。されど児童の罪を問はんとする前に、其由来を静かに考へねばならぬ (ibid: 23)。

菊池は、単純に実父母がいないことを問題としたわけではない。むしろ「実父母の存在は、必ずしも父性愛と母性愛との共存を物語るものではない。況んや其調和と統一を示すものではない」と述べ、「実父母共存の場合に於ける愛の姿を見詰めて、反省の緒を発見しよう」と問いかけた。「父と母との間に、醜き鬭争や分裂の存する家庭に於て、平和なる愛を期待し得るであらうか。利己の物欲にのみ囚はれて、父母共に争ひ、親子共に唾み合ふ家庭に於て輝く愛の光を望み得ようか。等しく吾が子にて在りながら、或は兄を愛し、或は弟を愛し、偏愛偏憎の醜き姿のあらはなる家庭に於て、吾人は何ものを期待し得るであらうか。乳母の手に育ちし吾が子に冷淡なる母より、果して克く熱愛を望みえようか」等と、「児童の非行を芽ばえせしめ」た家庭の諸相を問題とした。

③ 菊池俊諦「少年教護より見たる児童虐待」(『社会事業』19巻6号、1935年)

菊池は、「要教護児童の中に可なり多くの被虐待児童があり、而して其の所謂虐待事実なるものが極めて多種多様である」と述べ、「非行の原因」としての児童虐待について以下のように述べた。

今日の少年教護事業に於て、研究せられつゝある事項は、一、二に止まらずと雖も、概括的に謂へば、少年の実態を究明することと、其の非行の原因を究明することとの二者は基礎的条件として最重要視せられてゐる。従つて、此二方面より要教護児童を調査すれば、虐待若くは準虐待

によりて醸成せられたる非行と認むべきものが、実に少からずある。一々の事例を吟味すれば、少くも準虐待と認むべきものが、殆ど全部を占めてゐると謂つても、必しも過言ではないほどである。或は身体的に或危害を加へらるゝ為に、家出、浮浪の常習を養ひ来れるもの、或は飲食の欲求がみたされざるが為に、小盗、浮浪の悪習に染みたるもの、或は精神的欲望が常に抑圧せられるが為に、家庭外に、若は学校外に其の欲望を満たさんとするもの、或は是等の非行悪習の醸成によりて、一層の虐待を招来せるもの等、其の事相は極めて複雑なれども、少くとも虐待を直接原因とする非行と、非行を直接原因とする虐待との二種類が存し、而も此の両者が相互的に交錯しつゝ、児童の生活を彩つてゐる場面の極めて多いことが、明かに認められる（菊池, 1935: 37-38）。

菊池によれば、虐待は、「長時間の労働酷使や、鞭打や、傷害や、其の他の有形的、機械的虐待のみ」ではない。「準虐待」ともいふべき「全く無形的、精神的な虐待も亦少からず存してゐる」と指摘し、「徒らに暴圧を加へて、不安焦燥の念を刺激し、精神的苦痛に堪へざらしめるが如き、悲惨なる事実も亦世間には少なくない。身体に或危害を加ふることのみが虐待ではない。幼弱なる童心を傷けることは、或意味に於て、より大なる虐待である」と述べる。いわゆる心理的虐待やネグレクトのことを「準虐待」として次のように論じた。

吾人の恐るべきは、無意識的虐待とも称すべき事実の存することである。識らず知らずの間に、児童の心神を消耗するが如き結果を招来し、正に虐待と同様の観を呈することがある。児童を虐待せんとする意図は、固よりないのみならず、時には児童の為に善かれと希ひつゝ、為せる行為にして、屡正反対の結果を来すことも決して稀ではない。与ふべきものをも与へずして、徒らに奪ふことにのみ腐心する母親の神経過敏的教育の結果を見れば、明かに想像せられる。或は継子の意を迎へる継母の放漫的取扱の結果の如き、亦之に類するものがある。社会的通念より謂へば、虐待行為の如きは極めて特殊のものにして、何人も首肯する底のなれども、準虐待行為に至りては、極めて機微なるものがある。親の偏愛の如き、悲しむべき事実は何を意味するのであらうか。多くの社会的事実、其の悲惨なる結末を、明らかに証明してゐる（ibid: 36-37）。

菊池によれば、「虐待は児童の心身に対し、不正当なる危害又は苦痛を与ふる積極的若は消極的行為」であった。

菊池は武蔵野学院で「虐待を直接若は間接の原因とする非行」について観察した。そして、「家庭内に於て、若は街頭に於て、若は其の他の場所に於て、殆ど常に虐待」され「鉄拳、殴打、監禁等の弾圧下」にあり、「事毎に叱責せられ、懲罰せられ、酷使せらるゝが如き教養の下に在った児童」が、「安全を求むる場所は、家庭にあらず、学校にあらず、街頭の所謂遊び場所」であり「道徳的危険の随所に存する場所」で「彼等の求むる安全は、種々の要因によりて、不断におびやかされてゐる。家出、浮浪、悪友、非行等が、常習」となってきたことを指摘する。児童虐待は「児童を街頭に追出す

結果を招来する」ものであった。

同時に、菊池は「非行其のものが、虐待を生む場合も、亦決して稀ではない」と以下のように述べた。

非行の矯正には、嚴重なる懲罰を必要と信ずる伝統思想の存在が、其の重大禍因を為してゐる。非行が放漫なる教養に起因する場合少なからざれども、叱責懲罰暴圧を常とする教養の結果、益々彼等をして家出、浮浪、非行を累ねしむる場合が、より一層第である。吾人は不幸にして、要教護児童中、斯の種の場合のものが少なからざることを発見する。時としては、善意の取扱が、全く彼等を正反対の淵に追込むことも、亦決して稀ではない。意志の薄弱なる彼をして、速に悔悟遷善せしめんが為に、一教師の施せる苦心は、却つて彼をして墮落の淵に陥らしめる原因となった実例さへある。その教師の日々の訓戒、日々の居残命令は、遂に彼をして学校を忌避し常欠席の悪習を得るに至らしめ、遊惰、嘘言、浮浪等の罪を累ねしめるに至った (ibid: 39)。

非行は「放漫なる教養に起因する場合」が少なくないため、非行には嚴重なる懲罰が必要と考え「叱責懲罰暴圧を常」とする虐待がなされた結果、かえって家出や浮浪、非行を促進させるという悪循環を菊池は問題とした。

非行と児童虐待は「孰れが原因たり、結果たるかは、容易に知る事ができぬ」ものであるが、「両者は、互に原因となり、結果となりて、現実の不幸をもたらしてゐる」と菊池は捉えた。そのため、「非行、虐待の両者の複雑なる関係を考慮して、現実状態を見究める」ことが大切であるという。かつて、「児童虐待の必要ありやとの疑問を抱いた」菊池が、「有形的」な虐待だけでなく「無形的、精神的な虐待」にも注目し、「児童の心身に対し、不正当なる危害又は苦痛を与ふる」虐待を防止することの必要性を強調するに至ったのは、まさに自身が武蔵野学院において「非行、虐待の両者の複雑なる関係を考慮して、現実状態を見究め」たために他ならない。

(5) おわりに

菊池は、児童の権利に関するジュネーブ宣言が、1923年2月23日に「国際児童保護協会全員委員会」で決議され、同5月17日に「実行委員会」で確定され、国際連盟総会でも「各国の児童保護事業」の原則にされるべきものであると1928年の『児童保護』に紹介した。

その際、ジュネーブ宣言の以下の規定を次のように訳して説明している。

The child that is hungry must be fed; the child that is sick must be nursed; the child that is backward must be helped; the delinquent child must be reclaimed; and the orphan and the waif must be sheltered and succored; (Geneva Declaration of the Rights of the Child of 1924, adopted Sept. 26, 1924, League of Nations O. J. Spec. Supp. 21, at 43)

児童にして飢餓を訴ふるものは、必ず栄養を供せらるべく、児童にして病めるものは、必ず看護せらるべく、発達遅れたるものは、促進せらるべく、邪路に迷へるものは正道に誘致せらるべ

く、孤児及棄児は拾ひ上げて保護せられざるべからず（菊池, 1928: 15）。

日本で最初にジュネーブ宣言を紹介した高田慎吾は以下のように「不良児ハ善導シ」と訳出した。

児童ニシテ飢ユル者ニハ食ヲ給シ病メル者ニハ看護ヲ加ヘ、発達遅々タル者ハ之ヲ助ケ不良児ハ善導シ、孤児、棄児ハ之ヲ救護セネバナラヌ（高田, 1924: 67-68）

菊池にとって、子どもは発達を保障され、食事、治療、助け、養育を受け、危険から最初に助けられ「虐使に対し、保護」される権利を有する存在であった。“delinquent child”とは、「不良児」というよりもむしろ「邪路に迷へるもの」であり、非行と児童虐待の関係に関する菊池の論考は、“delinquent child”を「邪路に迷へるもの」と捉える発想の下で展開されたのである。

（文責 二井 仁美）

Ⅲ－３ 日本の精神医学は非行をどう見てきたか

―虐待あるいは脳の障害と非行の関連への精神科医の視点の変遷

1. はじめに

本論は、日本において精神科医が非行少年をどう見てきたのか、その歴史的変遷を辿ることを目的とする。もちろん、「非行」は医学概念ではないが、1980年、アメリカ精神医学会が発表した精神科診断基準であるDSM-IIIは、素行症（conduct disorder, 当時の訳語は「行為障害」）という診断名を提案することで、非行そのものを言わば精神障害の一種として扱うことを始めた（American Psychiatric Association, =1982）。ただし、それ以前から、というよりも精神医学の黎明期から、精神科医は非行・犯罪と精神障害の関連に注目してきた。その一方、非行少年を保護・教育する立場の者はこのような精神科医の見方とは時に異なり、現在で言えば虐待的な生育環境の影響を常に重視する傾向にあった。このいわば「生まれか育ちか」という根本問題が日本において精神医学の発展とともにどのように変化してきたかを探ってみたい。最初に断っておくが、筆者の勉強不足から、これはまさに試論に過ぎず、大きな流れを概観するに留まるものであり、事実関係やその理解に誤りもあるのではないかと思われる。ご指導を賜りたい。

2. Kraepelin、Lombrosoの影響を受けた日本の精神医学の黎明期

日本における非行児童に対する精神医学的研究は、他の精神医学分野と同様、東京帝国大学医科大学精神医学教室から始まっている。現在の日本の精神医学における少年非行に対する興味の度合いと比較すると、むしろその関心の高さに驚かされる。

(1) ① 呉秀三の少年非行観

1901年に医科大学教授に就任した呉秀三は、ドイツ留学でKraepelinらに師事しており、当然ながら当時のドイツ精神医学の主流であったKraepelinの脳病論の影響を受けている。

呉は留岡幸助らが出版していた『人道』第107号（1914年）に収載された講演録「少年犯罪と精神病」において次のように述べている。「犯罪は少年者の脳髓の不備不完から起こって来る。其他精神上に或る異状があつて、為めに犯罪に駆らるる者がいる」「幼年犯罪者の犯罪の取調べを為すには、法律家以外に精神病学者と、普通の医者と、教育家の三者の力を俟たねばならぬ」（呉, 1914: 4）つまり、非行を脳の発育不全の問題と見て、また積極的に精神医学の対象として非行少年を捉えていた事がわかる。また、この講演では「先天性犯罪者」についても言及している（ibid: 4）。呉の少年非行への見方がその後で与えた影響は極めて大きいと思われるので、以下やや詳しく見ていく。

「精神病学要略」（1897）で呉は「精神病の種類を列挙」し、「(甲) 生来又は最幼時に発したる精神欠陥症」として、「精神発育制止の状態」（1）白痴及び痴愚（2）くれちにすむす（クレチン症、先天性甲状腺機能低下症）（3）悖徳（背徳）狂を挙げている。「精神発育の制止とは生来の精神薄弱又は精神機官の発育時に精神薄弱の状態を云」い、「これを総称して白痴（広義）」とする。これをさらに

2分し、「叡智生活に深重なる欠陥あり、症候盡く之に従ふものを叡智性白痴又は単に白痴」、「叡智界の欠陥は無きにあらざれども、之を道德作能の薄弱に比すれば極めて微々なるものを道德性白痴または悖徳狂」としている。また、この2分類ともに強弱の程度があるとして、重いものを白痴、軽いものを痴愚としている。また、臨床上種々の差別があつて、激越性のもの、懦弱性のものなどがあるとする（呉,1987）。本書は日本の近代的精神病学の基本骨格を形成した「記念的精神病学書」とされており、Kraepelin精神病学体系導入以前の精神薄弱概念（傍点筆者）の集成であるとされている（高橋, 1997）が、ここでいう「精神薄弱=精神發育制止症」は、2分類の後者を含むため、知的能力の障害のみをいうのではない。他の精神障害と同列のカテゴリーの一つであり、極めて広範な病態を含んでいる。また、「道德性白痴または悖徳狂」の扱いがかなり大きいのは、本書が下敷きにしたのがオーストリアの精神医学者で司法精神医学者でもあったvon Krafft-Ebingの「精神病学教科書」であることが影響している可能性がある。

（1）－② 呉の「白痴」と現代の発達障害概念との関係

なお、この項の「精神の障害」の記述において、「白痴」「痴愚」「興奮性白痴」「失神性白痴」が挙げられているが、「興奮性白痴」の記述では、「多動にして不安、不穩、躁急に注意は移易し易く、故なく轉變し易く、意識内容盡く雜駁離離にして、また忽に之れを忘却す、外見は爽快、活潑、激越性、躁憂性にして目的なき運動、奔躍、韜、舞、笑、哭、叫、喚、終日絶えず」「外界刺衝に対して感興注意の転動するあり」（呉, 1897: 214-215）とする。これは今日で言う注意欠如多動症（AD/HD）の症状である「不注意、衝動性、多動性」の記述とかなり重なるものと思われる。

つまり、ここでの呉の「精神薄弱=精神發育制止症」の記述は、今日の知的障害だけでなく、発達障害の概念を含むことからDSM-5における「神経発達症群」と類似の概念であると言える（American Psychiatric Association, =2014）。また、「道德性白痴または悖徳症」と「興奮性白痴」を同じ群に置いている点では、素行症（=行為障害）と注意欠如多動症を同じ「注意欠陥および破壊的行動障害」のカテゴリーに置いたDSM-IVの分類に近い（American Psychiatric Association, =1994）（「道德性白痴または悖徳症」の記述はDSM-5で登場した、反社会性パーソナリティ障害の萌芽としての素行症のCU-traitsの記述と重なるが、ここでは詳述を避ける）。

呉（1907）は、精神病学の応用範囲として、「刑法民法等法律応用」＝「裁判事務警察事務」に次いで2番めに挙げているのが「感化事業」であり、その他として「浮浪取締等内務行政に関すること」「白痴低能児等教育に関すること」としている。

また、呉が東大内科三浦謹之助と共に設立した、日本における精神病学に関する最初の学会「日本神経学会」の学会誌である『神経学雑誌』創刊号の序では、既に精神病学研究の一分野として「教育病理学」が位置づけられている（呉, 1902）。

呉のこれらの記述からは、日本の精神医学最初期における非行に対する関心の高さ、その治療に対する意欲の強さが伺える。

(2) 富士川游の治療教育学Heilpädagogikと精神薄弱・非行

呉と同年の1865年の生まれである富士川游はジャーナリストとしても活躍した精神科医であるが、呉、三宅鑛一と共にまとめた『教育病理学』において、Koch, J. A. L.の『精神低格論 (Die Psychopathischen Minderwertigkeiten, 1891-93)』に基づき「精神低格」と「精神薄弱」をあげ、前者を「児童の身体に、なにか精神病的の原因があって、その精神生活が、以上の有様を呈するもの」「主に感情と意思の方面、ひつくるめて、簡略にいへば、性格の異常といふものが主に顕はれる」(富士川・呉・三宅, 1910: 15) とし、後者を「児童の身体に何等かの原因があって、その精神の発達が抑制せられたものであつて、主に智力の障碍が顕はれる」(ibid: 16) ものとした。これらに対する治療的関わりとして富士川はドイツのヘラー (Heller, T) らによる治療教育学Heilpädagogikを「精神生活の異常のものを、治療する方法を攻究する」ものとして紹介している (富士川, 1910: 299)。富士川は精神病学研究の目的として「感化救済事業の目的物である所の不良少年とか老者であるとか貧乏人であるとかいふやうなもの人間、其現象を起こすべき人間其の物の調査、学問的研究 (富士川, 1915: 82)」としたが、「教育病理学の知識は専門の教育家の間にも十分に普及されていないので、ましてや世間の人々の多数がこの知識に乏しく、ただ児童の行為の不良なる点のみに着目して、それがはたしていかなる身体および精神の作用に基づくものであるかということに注意せず、彼らにその不良の行為に対して、あるいは懲戒を加え、或いは刑罰を課し、或いは感化教育を施さむとするような錯覚に陥るのは無理からぬ」(富士川, 1921: 3)」と述べており、当時の非行少年に対する感化教育に対しては批判的であったようである。彼は、自らの観察に基づいて不良少年の多数が精神低格と精神薄弱であるとして、懲罰よりも保護教育をするべきと主張したのである。

(3) ① 三宅鑛一の少年非行観

呉の後を継いで1925年に教授に就任した三宅鑛一は、1909年の著作『不良少年調査報告』において「若し夫れロムブロー以降今日に至るまで犯罪者の身體を刑事人類學的に調べられたる事實は頗る饒多にして枚舉に遑あらざるべく」(三宅・池田, 1909: 21) としており、1909年の時点においても、多くの修正を経ながらもなおLombrosoの影響が極めて大であったことがわかる。

「現行我國に用ひられんとしつ、ある感化法の如きは頗る其當を得たるものなることは今更喋々するを要せざれども、斯かる病的兒童を多く所置すべき所には術一層精神病學的素養深き人の協力を要すること切望の至に堪へず、蓋し斯かる事業は精神病學的見地と教育學的見地と相待つて始めて完全なる方法を得なければなり、實にや歐米に於ても感化事業には醫師の側より行はる、ものと教育者の側より行はる、ものとの二種あれども爾兩者の共に營めるもの最も多きに鑑みるも斯かる事業に精神病學的素養ある人を要すること明かなり。」(ibid: 45) と述べ、感化事業における精神医学の関与の必要性を説いたが、この主張は約10年後、国立感化院である武蔵野学院開院の際に、その当初から精神科医が院医として常駐することによって結実する。この時の初代院医はやはり東京帝国大学精神病学教室出身の黒澤良臣であった。

一方、三宅は1913年、第二十五回国家医学会総会における講演で、「医学の素養のない人、殊に其

の道の教育者などの言う所によりますと、不良少年の原因に、境遇又は家庭等の関係に重きをおき過ぎ、病的の個性、乃至人格異常に餘り重きを措いておらぬ。即ち、其等の少年を普通人と何等異なる所がないやうに考へて居る人が多いのであります。併し、是は誤りであつて、私の考へでは、その原因には境遇の関係が必要であつても、またその人格異常なる点も確に争はれぬものがある。」(三宅, 1936: 238-239) と述べている。三宅はまた、『特殊児童の精神病的観察』において、「或る人はこの犯罪者というものには、少なくとも、此の境遇が二分で八分は素質であると言ひます(「或る人」が誰を指しているかは不明)」(三宅, 1925a: 26) と述べており、環境の影響を認めながらも、世間一般、おそらくは当時の教育者(感化事業関係者も含むか?)の論調が非行発生要因として環境の影響に偏重しすぎているとして、遺伝的な要因に重きをおいていたことが伺える。これは、家庭学校の創設者である留岡幸助が「人の悪化する所以のものは境遇八分遺伝二分なるべし」(留岡, 1906: 22) と述べているのと好対照をなしている。

(3) -② 三宅のヒステリー概念とMoffittの非行の2分論との類似性

また、三宅は不良行為を「発育期ヒステリー」と「変質性ヒステリー」に2分しており、前者を発育期の一過性の現象であり、「予後は善い方に属する」とする一方、後者を「遺伝関係に於いて近親に精神病がある」とし、「不良行為が割合に早くから起つた場合、モウ一つには低能の合併がある場合には不良行為の特に著しいもの、殊に眞に反社會性のもので、道徳といふことに更に理解のないもの」があるとする(三宅, 1925b: 6-7)。この二分法とその特性の描写は、DSMの素行症の下位分類である、「青年期発症型」と「小児期発症型」の元となった、Moffitt, T. E.らによる非行少年の分類である「青年期限定型」と「生涯持続型」の2分類とほぼ相似である。Moffittらも、前者の非行を思春期の反抗の一過性の暴発であり、後者を比較的low年齢(10歳未満)から非行が始まり、その背景として精神医学的問題があり、成人期に至るまで犯罪傾向が続く、とするのである。

(4) 精神薄弱概念の縮小

三宅らの1908年に於ける埼玉県での非行少年調査(三宅・池田, 1909)は、1905年に原著が刊行されたばかりであったビネーによる知能検査を用いた先駆的な研究であり、その際に行われた知能以外の特性についての調査は、もっぱら記述的に特性を列挙することで行われていることを考えれば、手段として知的障害以外を計測する方法(例えば、現在で言うところの人格検査等)を当時の精神医学は持っていなかったために、知能を特性描写の代表として使わざるを得なかったところがある。結果として、現在で言うところの「知的障害」よりも遥かに広い特性の偏りを包含する概念であり、例えば、パーソナリティ障害や、発達障害、さらには循環性気分障害などをも含む概念であった「精神薄弱」という概念が、知的能力を主軸としたものとなっていったという面があったように思われる。

(5) Goddardによる非行の精神薄弱原因説

アメリカの心理学者で、犯罪学派における精神測定派の始祖とされるGoddard(1914)が

Lombrosoの「生来性犯罪者」をてんかんよりも精神薄弱に近いとし、矯正施設入所少年の28～89%が精神薄弱であったと発表し、さらにBinet-Simonによる知能検査がアメリカを中心として「種々の非行少年や犯罪者に対して手当たり次第に知能テストが試みられた」（樋口, 1972a: 634）時代が1910年台から1920年台であったことを考えると、三宅等の動きはこれに即応したものと言える。ただ、アメリカで繰り返し非行少年の知能に関する報告がなされる中で、非行少年の中に占める精神薄弱の割合が減少していき、次第にGoddardの主張が否定されるようになった（ただし、Goddardは精神薄弱概念において知的能力のみでなく、「社会生活能力」にも注目していたのだが、結果的にはわかりやすい知能検査と非行の関連のみが強調されることとなった）のと同様に、日本でも報告される非行児童、非行少年中の精神薄弱の比率は低下していった。その理由として樋口は一つには知能検査の改善による検査精度の向上、もう一つとして精神衛生運動の隆盛による精神薄弱を持つ児童に対する保護の充実を上げている。結果として、非行の原因として精神薄弱を挙げる論調は静まっていくことになる。樋口が精神薄弱の非行の特徴としてあげるのは、性犯罪、放火であり、これを非行少年一般と比較して述べている。つまり、精神薄弱を非行の原因とする論は、1970年代には完全に失われていることがわかる。（ただし、樋口は欧米諸国が「非行少年についても、痴愚以下のものは精神薄弱の専門施設に収容し、矯正施設には収容しない」のに対し、「しかしわが国では、精神薄弱のための福祉厚生施設が極度に貧弱であるため、かなり重症の者も少年院に送られているのが現状である」と嘆いている（ibid: 640）。「したがって、比較的重症の精神薄弱で非行を行った者は医療少年院に送り、軽症の者のためには普通の少年院から専門施設が分化し、その特性に応じた分類処遇を行う方式がとられている」（ibid: 641）とするが、この方式は現在も第3種に分類される少年院である関東医療少年院・京都医療少年院と、第1種、第2種に分類されるその他の医療少年院（神奈川医療少年院・宮川医療少年院）として続いている。）

（6）Kraepelinによる精神薄弱概念のパラダイム転換

三宅鑛一・高木高三郎による『精神病診断及治療学』では、Kraepelinの精神病学体系に基づいて記述されているが、Kraepelinは、精神薄弱を小児の精神発達程度と比較することで白痴（精神発達程度が7、8歳頃まで）、痴愚（7、8歳以上に発達するもの）、魯鈍（精神発達制止の度最も軽きもの）に3分類し、さらに道徳性白痴（悖徳狂）を精神薄弱概念から分離独立させた。ここでKraepelinは（高橋によると必ずしも意図したものではなかったが）精神薄弱を精神病という疾病概念から分離独立させ、正常知能からの「逸脱・偏差」という状態像として捉えるというパラダイム転換を行っている（高橋, 1997）。また、Kraepelinのこの精神薄弱の定義は、少なくとも部分的には操作的診断であると言え、その点でその後隆盛する知能検査法との相性が良かったと言える。

（7）杉田直樹の少年非行観

クレペリニズムは基本的に生物モデルであり、精神障害をかなりの部分遺伝的なものとするものである。当時において遺伝的な疾病とは、手の施しようがない疾病（「不治永患」観）、というに近かった。

これに対し、呉、三宅に師事し、社会精神医学の分野において呉の後継者とも目されていた杉田直樹は「智力ということは低能児の本質の全体ではない」という、いわば内包的定義に立ち戻り、「社会適応性」の視点から精神薄弱を捉え、その結果、その教育可能性を訴えるに至り、非行・性格異常と精神薄弱の問題を併せ持つ子供の治療教育施設である「八事少年寮」を開設している（山崎, 1999）。この杉田の発想は、1915-1918年のアメリカ留学時が、非行予防のための運動という面を強く持っていたアメリカ精神衛生運動の隆盛（小野）の時期だったことにも影響されているものと思われる。この「精神薄弱」に関する問題は日本の近代化の当初、精神病学が先駆的主導的役割を果たしたのち、1900年代後半からは精神薄弱教育学が、1920年前後に心理学が登場することによってその主導者が移り変わっていく。

また、杉田は1915年には「精神病学者の監督の下にある感化院を早く設立したい」と述べている（杉田, 1915: 15）。精神科医が常駐する国立感化院としての国立武蔵野学院の設立は1919年のことである。

『優生学と犯罪及精神病』（1932）では、「(四) 身体的変質徴候」において、「胚種欠陥に基いて発生した先天性の低能者・低格者には変質徴候を認むること多く、之に反し低能者でも幼時の脳疾患等による後天的のもの、又低格者でも後文に詳述する如く主として環境的原因によって生じたもの等に於ては変質徴候を認めること少ない」とした（杉田, 1932: 20）。「不良少年少女の大多数は、何等か幼時に於ける環境の不遇が原因で犯罪行為に走ったものが多いように統計上認められる」「従来不良少年の研究者がその発生因として、或者は内因（遺伝負因、低能等）に重きをおき過ぎ、又或者は外因（環境、境遇等）に重きをおき過ぎて中々帰一しなかつたのは、此の内因外因の堺（ママ）に位する、環境が本能発達に及ぼす一影響を念頭におかなかつたが故と考える」（ibid: 39）とする。さらに、「低能者・不良者の子細に医学的に研究するに及んで、之等の者は実は『教養の方法を誤られたる所謂文化的の産物』である」とした（杉田, 1936: 3）。杉田がこのように外的要因を重視するようになった理由について、山崎は「精神分析学の影響や病理学的研究の解明進展による」ものとみている。

社会精神病学の分野において呉の後継者とも目されていた杉田は、八事少年寮を設立（1937）し、日本における児童精神病学の提唱を期した。

杉田に至って、それまでむしろ脳の異常を重視し、環境因の重視に対して批判的であった精神医学者の中に、生育環境・社会環境などを重視する精神科医が現れたことがわかる。そのような論述が、自ら施設を立ち上げるという志向を持っていた杉田によってなされていることも興味深い。このことはやはり呉、三宅に指導を受けた精神医学者であつて兵庫県立土山学園第二代園長を務めた池田千年が「児童其レ自身ノ個性ノ低格ナ者モ多イガ児童ハ誰ガ生ンダカト云フニ親ガ生ンダ其親ハ又其親ガ生ンダ遡ッテ見ルト結局祖先ハ共同デ児童ハ社会ガ生ンダト云フ訳ニナル。スルト個性ノ低格ト云フコトモ結局社会ノ境遇ニ依ッテ出来タト云フコトニナルカラ、護教児ト云フモノハ社会ノ境遇ガ作り出シタモノデアル」として、社会の責任としての非行少年への保護教育の必要性を説いたことと通じるものがある（山崎, 2011: 117）。

(8) 菊池の「疑似精神薄弱」

精神科医ではないが、ここで特に取り上げておくべき者として国立武蔵野学院院長であった菊池俊諦が1927年に『精神薄弱児童の教育並保護』に「クラーク大学教授バルンハム」の説として「偽の精神薄弱」についてかなり詳しく言及している（菊池, 1927、二井、本書Ⅲ-2）。これは、身体的疾病の影響などと共に、不適切な生育環境や養育が「精神発育停滞」を引き起こすことを指している。

(9) 奥田三郎の治療教育学とユニバーサルデザインの発想

後に北海道大学教授となった奥田三郎（1903-1983）はそれに先立って松沢病院医局員、その後小金井治療教育所において経営と実践に当たり（1932-45）、さらにその後現在の児童自立支援施設の草分け的存在である北海道家庭学校の校医も務めた精神科医であるが、その中で先述のヘラーなどに寄って治療教育学の紹介を行っている。彼は治療教育学を「正常なる一般的教育方法では、効果を期待し得ないところの異常児童を対象とし、之を処置するため医学的見地を十分に取入れた教育的方法（治療教育法）を樹立するを目的とするもの」とするが、一方、「治療教育に於て有効なる方法はすべて正常教育にも適用し得る」（奥田, 1938: 1623-1626）」としており、この発想は今日の発達障害教育における支援のユニバーサルデザインの考え方に通じるものがある。また、その方法として、作業療法、特にその社会的側面「社会的感情の涵養」の重視と、家庭からの隔離の必要性や「集团的雰囲気の有する教育的効果」といった治療教育を行う環境の重視（奥田, 1938: 1629-1631）が特徴と言える。

これらの遺伝的・生物学的要因と環境要因の両者の影響を統合的に考慮した非行少年観と、その治療にあたっての社会面への働きかけと環境調整の重視が、日本の精神科医が戦前期に至った到達点であったということができよう。

3. 戦後日本の非行少年観

しかし戦後、この統合は再び2極化に向かったかのように見える。もちろん、精神医学の黎明期に見られたような、一元論的な非行少年観に戻るわけではないが、遺伝的・生物学的要因と環境要因のどちらに重きを置くかで、やはり大きな差異が生じるのである。

一つは、生物学的要因に重きを置く内村祐之—吉益脩夫—中田修、樋口幸吉—小田晋、福島章と続く司法精神医学の流れである。

(1) 吉益脩夫の犯罪観

吉益は、戦前から戦後にかけて、内村の精神形質—性格学の双生児研究（1954、内村祐之編「双生児の研究」日本学術振興会）に続く形で「精神病質の遺伝生物学的考察—双生児研究とり見たる犯罪者の遺伝素質と環境の意義」（1941）、「双生児法による精神薄弱の原因論的研究」（1946）、「犯罪と遺伝素質-犯罪双生児の研究」（1947）、といった双生児法による研究を積み重ねた。この研究は吉益の累犯研究、特に犯罪歴の発達の過程について示した「犯罪生活曲線」の創出と結びつく形で、累犯者における精神病質の重要性を確認するものとなった（吉村, 1958）。

(2) 中田修の犯罪観

この流れを引き継いだのが、司法精神医学研究において、戦前の東京大学精神医学教室とその教授が占めていたのと同様の位置を占めるようになった東京医科歯科大学犯罪精神医学教室とその教授中田修であり、中田は『犯罪と非行』において、犯罪学説の紹介の中で1 人類学的犯罪観、2 生物学的犯罪観、3 社会学的犯罪観、4 精神分析学的、力動的犯罪観、5 動力的犯罪観を紹介した上で、自らの立場を「私個人としては、犯罪学の中心に精神病医学的な了解の意味の了解心理学的把握を置いて、主として犯罪生物学的立場にしたがって来た」と明言している（中田, 1965: 239）。

中田は、『犯罪と精神医学』において「最近、精神薄弱施設の増加、精神薄弱者にたいする特殊教育制度の充実などによって、精神薄弱の犯罪学的意義がますます減少しつつあるように考えられる」としている（中田, 1966: 46）。また、本書において中田は精神障害と犯罪の関連を論じた162ページ中、43ページと実に4分の1以上を「精神病質と犯罪」の章に割いている。司法精神医学において、精神病質が極めて重きを置かれていたことがわかる。精神病質の原因として、中田はシュナイダーが生来性のものであるだけを取り上げていることを紹介した上で、「精神分析とか力動精神医学の立場では、性格が素質よりも環境とくに小児期の精神的外傷などによって歪められることに重点が置かれている」とするが、「われわれは、性格は環境によって変容はするが、素質に規定された恒常的なものがあると考えている。したがって、異常性格や精神病質と言った、甚だしい性格の偏りを示すものでは、素質に規定されるところがとくに大きいと考えている」（ibid: 62）としたのである。

(3) 樋口幸吉の犯罪観

また、樋口幸吉は一般向けの犯罪学に関する啓発書である『犯罪の心理』において、その第Ⅱ部「犯罪病理論」で、1 犯罪に陥りやすい素質、2 犯罪を発生しやすい環境、3 心理機制、という章立てを行っており、これはまさにbio-psycho-socialな視点ということができ、きわめてバランスの取れた記述が行われている（樋口, 1972b）。樋口は本書で、精神医学的分類として(1) 正常、(2) 精神薄弱 (3) 精神病質またはその疑のもの (4) 精神病、の4つを挙げている（ibid: 188）。また、「青少年の犯罪や非行の場合には（中略）非行発現のメカニズムを発達的、多面的かつダイナミックに理解することが必要である。」（ibid: 189）とする。その一方、『異常心理学講座 第4巻』における「青春期の異常心理」において、「非行に陥りやすい精神資質の異常として、早くから注目されていたのは精神病質で、少年院収容者の二五%から五〇%に及んでいる。これに精神病質傾向の者を加えると、その割合は五〇%から八〇%に達する」（樋口, 1967: 115）とし、「非行を繰返す累犯少年や、非行の慣性化した非行常習者は、その大部分が精神病質者によって占められていると言って過言ではない」（ibid:115）と述べている。

(4) 東京医科歯科大学精神医学教室門下の司法精神医学者たちと精神病質概念

東京医科歯科大学門下で、筑波大学社会医学系教授であった小田晋もまた、「日本の累犯研究の多くが、『異常性格の犯因性』をめぐって行われてきた」と述べている（福島, 1985: 47）。

このような、犯罪と生物学的な要因との関連の重視は、1942、1947年にStraussらが提唱した、出生前後に脳の損傷を受けた小児が多動などの様々な障害を呈するという「脳損傷児: brain-injured child」概念 (Strauss症候群)、さらに1958年にKnoblockとPasamanickが発表した「微細脳損傷: minimal brain damage」及びその修正としての1962年の「微細脳機能障害: minimal brain dysfunction (MBD)」概念とも結びつき、のちに福島は重大殺人者などに画像診断や脳波解析で微細脳器質性変異 (MiBOVa) が見出されると提唱した (福島, 2006)。もちろん、これらの司法精神医学者たちも、精神病質の形成にあたっての生育環境などの影響を否定しているわけではない。しかしその成因として (多くは生来性の) 脳の異常を基盤とすると考えてきたのである。

(5) 精神病質概念の否定と復活

ただし、司法精神医学において重視された精神病質概念は、1970年代に日本の精神医学会において一旦否定されることになる (西山, 1974; 小田, 1974)。

精神病質、あるいはパーソナリティ障害あるいは人格障害に関する文献は、邦文による医学論文の最大のデータベースであり少なくとも1965年以降に出版された多くの日本語医学論文を網羅していると考えられる医学中央雑誌 (ただし、医学以外の関連する分野、例えば心理学系の論文等も含む) によれば1965-70年に80件あったが、71-75年には27件となり、76-80年にはわずか11件となる。しかし、81-85年には290件と極端なV字回復を見せている。この急激で大きな変化の理由は明らかで、まず減少について言えば、1971、1972年に日本最大の精神科学会である日本精神神経学会がその大会シンポジウムにおいて保安処分、及び「いわゆる精神病質について」を取り上げ、特に後者は精神病質概念そのものを否定したことが関係していることはほぼ疑いがない。その一方、80年には急速に文献数が増加しているのは、1980年にアメリカ精神医学会がDSM-IIIを発表し、その特徴と言える多軸診断システムの第1軸を精神障害一般とし、第2軸として「パーソナリティ障害」を挙げたことにより、パーソナリティ障害の存在がいわば国際的に公認された (American Psychiatric Association, =1994) ことが直接的に影響しているものと思われる。興味深いのは、1970年代に精神病質が否定された時、その理由の一つとして精神病質概念があくまで症候論に過ぎず、その病因が不明であることが挙げられていたのに対して、DSMはそもそも診断体系として、病因を不問に付し、症候のみで診断するというシステムを採用していることである。つまり、その内実は全く変化していないにもかかわらず、国際的な診断基準として (といっても、もともとは合衆国の診断基準なのだが) にパーソナリティ障害が取り上げられたことによって、急速にその概念の受容が進んだことである。

(6) 「素行症」の登場とADHDとの関連

またDSM-IIIは、素行症 (conduct disorder、当初は行為障害と訳された) という診断名の登場によって、世界の非行研究、非行臨床に大きな影響を与えることとなった。これは日本でも同様で、国立武蔵野学院では1989年に刊行された『武蔵野学院70年誌』において既に行為障害による入所児童の診断統計が掲載されている (国立武蔵野学院, 1989)。その診断基準から見て、ほぼ「非行」と同義と

も言える「素行症」はDSM-III、および1994年に出されたDSM-IVにおいて、ADHDと同じ「注意欠陥及び破壊的行動障害」のカテゴリーに属しており、加齢に伴ってADHDから素行症への移行が想定されていたことに示されるように、発達障害或いは脳機能障害との強い関連が示唆されている。また、2013年に出されたDSM-5では、素行症とADHDが別カテゴリーに分類されるようになった一方で、素行症の診断項目に「該当すれば特定せよ」という冷情性及び非情緒性についての項目が準備され、反社会性パーソナリティ障害との関連がより明確になったのである。

(7) 非行と自閉症概念との関連

一方、以上のADHD周辺概念とは別に、発達障害に関するもう一つの（そして、一般的には主流である）Kanner, L.の自閉症概念については、黒丸正四郎、牧田清志による『児童精神医学』の翻訳が1964年には既になされている（Kanner, =1964）。しかし、牧田は自著である『児童精神医学』において、「非行及び前非行的行動」の節を「神経症的発症」の章の中に置き、「通常このような反社会的行動は成人の精神医学の場合人格障害の項か、またはこれに関連した章において論じられている場合が多い」と断った上で、「少なくとも『初犯』に関する限り、一つの情緒的反応として成り立つものと理解することは力動精神医学の立場からいえば少しも無理はない。」としている（牧田, 1970: 281-282）。また、「非行を行うような個人は、生来性にそのように運命づけられているという考えは今日通用しない」「前世紀唱導されたLombroso, C.の生来性犯罪者delinquent natoやPrichard, J. C.の悖徳狂moral insanity等の概念は既に否定された。」「それでも遺伝や身体的計測が非行者の実態を攻究する手段として盛んに行われていたのはさして古いことではない」としている（ibid: 282）。そのうえで、発達の観点から、反抗、虚言、盗み、放火と弄火、破壊性と残酷性といった種々の非行あるいは前非行的行動の発生過程について言及しており、その発生と発達および家庭との関係について論じる。牧田はKanner, L.に直接学んでおり、日本における児童精神医学の泰斗として、当然自閉症に関する著作も多い。しかし、この項において自閉症と非行との関係についての言及はない。この関連について広く取り上げられるようになるのは、遥かに後年の2000年前後となる。

4. 環境要因を重視する精神科医たち

以上の司法精神医学分野に主に属する精神科医の流れとは別に、環境要因を重視する立場の精神科医も当然ながら存在した。

(1) 非行論における精神分析の隆盛

戦後、1950年代は、日本における精神分析による非行論の隆盛期となった。これは、合衆国において1950年代が精神分析（自我心理学）全盛時代であった（小野, 2018）ことと密接に関連している。フロイト（=1958）を始めとして、非行を対象とした精神分析の書籍の代表的なものだけでも、Friedlander, K. (=1953)、Aichhorn, A.: Verwahrloste Jugend (=1956) などが出版されている。

(2) 青木延春の非行少年観

そのころ、第3代国立武蔵野学院院長であった青木延春は、『非行少年—その本態と治療教育』の中で、「すべての反社会性は生物学的・心理学的・社会的現象であるとする考え方に我々は全面的に賛成するものである」（青木, 1957: 2）と述べているが、その第1章「反社会的性格」において非行少年の社会適応への過程と病理について、全面的に力動精神医学的立場に基いて論を展開している。ここに当時の非行少年理解のあり方を見て取ることができる。

精神分析のエス、自我、超自我という心の構造論や、トラウマ（心的外傷）という言葉に代表される幼少時の生育歴とその後の行動とを結びつける考え方が、非行の原因論と極めて親和性が高いことが非行論における精神分析隆盛の要因となったものと思われる。

(3) Glueck夫妻の「予測表」の登場と衰退

また、1950年代の少年非行論のもう一つのトピックが、Glueck夫妻の「予測表」の登場であった（Glueck, =1950）。

Glueck夫妻は、500人の非行少年をボストンの少年院から選び、その対照群として、性、年齢、知能、人種および居住地域をマッチングさせた500人の非行のない少年を選定し、それぞれについて社会学的調査、心理学的検査、身体的診査、精神医学的面接診断などが実施され、非行の要因と考えられる40をこえる項目についての資料が集められた。この研究は、統計学者、人類学者、分析的心理学者、体質学者、精神医学者などの協力のもとにすすめられ、発表までに10年の期間を要した。集められた資料は、統計的処理によって比較検討が加えられ、その結果、Glueck夫妻は、非行原因として有意であると考えられる多くの因子を見いだしたとした。また、非行群と無非行群を識別する多くの因子中、少年の生育時（おおむね小学校入学時）にさかのぼって比較的確実な資料を収集しようと考えられた因子を選び、独自の加重失点方式による予測表を構成した。この予測表は、社会的、心理的および精神医学的な三種類のものが考案された（法務省, 1966: 269-274）（この時点では有効と評価されている）。この手法は非行研究の画期的なものとして評価され、数多くの追試が世界各国でなされ、日本でも1966年に石川がその手法を用いた「思春期非行少年の犯罪精神医学的研究」を発表している（石川, 1966）。

これは、Glueckの方法に倣い、非行少年群と一般少年群の様々な要素の比較検討を行うことで非行群の特徴を見出そうとしたものである。また、Sheldon, W. H.の方法に倣って両群の身体の17ヶ所を計測し、判別関数を用いて85%の確率で非行少年を区別できる、としている点は、Lombrosoの影響を色濃く感じさせる。1989年の時点でも、国立武蔵野学院では入所児童の身体計測において、非常に多くの身体部位の計測（頭囲、翼長、指の長さ等10項目以上に及んだ）が行われていたが、これはこのような研究の影響を残したものであったと思われる。ただし、この計測は、遅くとも2000年には廃止されている。

だが、世界的に見て、追試が進むにつれてGlueckの予測表の評価は低下していき、最終的にはGlueck自身がその有効性について否定的な意見を表明するに至っている。日本でも、遠藤辰雄が『グ

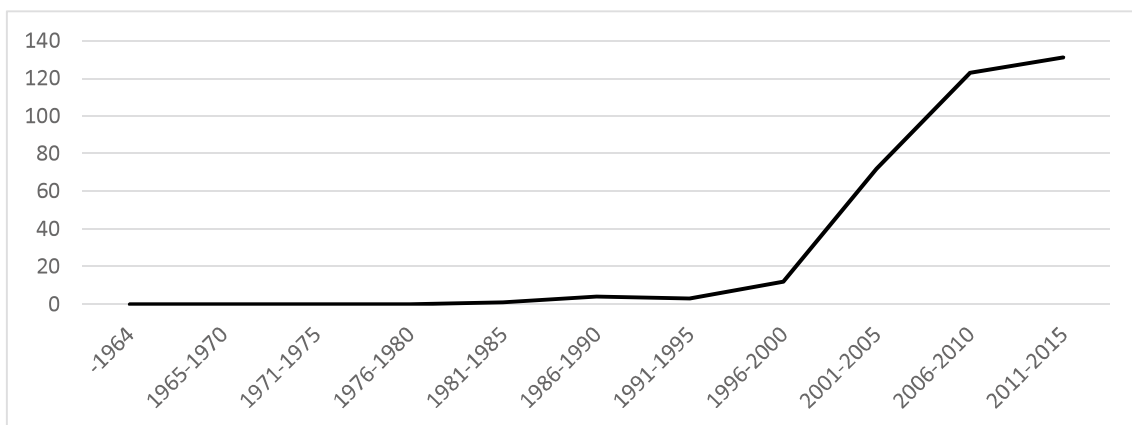
リュックの社会的非行予測表の予測力を巡る諸問題の考察』において、批判的に論じてもいる（遠藤, 1966）。

以上を俯瞰すると、明治期から環境因子と遺伝因子の双方が非行に関わることを否定する精神科医はいないものの、非行少年処遇の現場の近くに身を置いた精神科医であった杉田直樹、池田千年、青木延春らは環境因を重視する傾向が強く、犯罪精神医学研究を中心とする非行を客観的に見る立場にある精神科医は遺伝因を重視する傾向が強い、ということになる。

5. 虐待の「再発見」と精神科医たちの反応

一方、虐待に目を転じると、battered child syndromeの報告は1962年 C. Henry Kempe, Frederic Silvermanによる（Kemp, Silverman et al., 1962）。被虐待児症候群の提唱者であるケンプが小児科医であったことにも象徴されるように、日本においても虐待について最初に注目したのは小児科医（あるいは、その診断にあたって関与する整形外科医、放射線科医）であった。トラウマと言うことばが示すとおり、虐待とそれが精神に及ぼす影響は、いわばフロイトによる発見の再発見とすることができる。

ただし、虐待と非行を結びつけて論じる医学論文は1990年代までは意外なほど少ない。邦文による医学論文の最大のデータベースであり、少なくとも1965年以降に出版されたほとんどの日本語医学論文を網羅していると考えられる医学中央雑誌（ただし、医学以外の関連する分野、例えば心理学系の論文等も含む）において、（虐待/TH or虐待/AL）and（素行症/TH or 行為障害/AL）or（犯罪行為/TH or 非行/AL）の検索式によってヒットする論文数とその推移は図表Ⅲ－3－1のとおりである（ただし、「虐待」において、細菌培養などにおける「虐待試験（意図的に厳しい環境において培養を行うもの）」数件を除外している。以下同じ）。



典拠：筆者作成。

図表Ⅲ－3－1. 虐待×非行（素行症）を扱った医学文献数の推移

1956、57、58年の論文はいずれも心理系の学会での学会報告、あるいは論文である。1959年には1本のみ、精神医学会における発表が見られるが、前記のbattered childの報告による「虐待の再発見」以降にも、医学論文として虐待と非行の関連を取り上げた論文は決して多くない。1950年代以降、主

として精神分析的な枠組みで少年非行を理解してきた施設勤務の精神科医にとって、「虐待の再発見」と非行との関連は、何をいまさら、という感があったことも否めないであろう。

その中では、神奈川県教護院で長期に渡り診療を行っていた猪俣は1990年に、教護院（現在の児童自立支援施設）での治療経験から、「幼児期早期に母子関係の失調、遺棄、虐待、拒否的養育を受けた子どもは社会化されていない非行を犯しやすく、他の人との正常な愛情、共感、結びつきを築くことができないので、他との信頼関係を回復し、基本的信頼感を獲得できるように援助する必要がある」と述べている（猪俣, 1990: 1525）。

また、東京都児童相談センターの甘楽昌子は1994年に、「素因の問題も否定はできないが、幼少の頃、受容され、血縁者からのアタッチメント（愛着）の経験があるか否かが、大きな鍵となるように思われ、今後の課題であり、予防や治療、ケアの主要なポイントと感じさせられる」と述べている（甘楽, 1994: 716）。

1993年に福島県立医科大学の児童精神科医の星野仁彦らは、『注意欠陥・多動障害から行為障害に至った例における医学的治療の試み』の中で、ADHDの事例を対象としながらも、「家族背景と養育環境を調べたところ、両親の離婚、精神疾患、親による虐待などが高頻度に認められた。特に（治療への）反応良好群と比較して、反応不良群においてより著しかった」としている（星野, 1993: 249）。

また、重大事件の精神鑑定を手がけ、またクリニックにおいてチームアプローチによって非行少年の治療を続けた前出の石川義博は1999年に、『行為障害の心理社会的治療』において、「行為障害の発症には、過去の生育歴や親子関係の歪み、および現在の対人関係や社会関係の障害など『心理社会的要因』が大きく関わっている」（石川, 1999: 161）とした上で、自らの経験から「家族を心理的に支え、応援しながら家族の持てる力を引き出すアプローチ」を精神科医と精神科ソーシャルワーカーの治療チームによって行っていることを報告している（石川, 1999）。

これらの論文は、極めて非行臨床に即した形から家族関係、アタッチメントの重要性に言及し、実際に働きかけていった貴重な記録である。

6. 日本における児童精神医学の出発

高木俊一郎は、その著書『小児精神医学の実際』の中で、1960年代の日本精神神経学会の状況について「一般演題は毎年200近くあるが、その中小児に関する演題はせいぜい13～14題といつたところで、その演題の頻数からみれば精神薄弱、非行、犯罪などが主なるものである」としている（高木, 1964: 3）。この頃に至っても、精神科医の小児に対する主たる関心の傾向が1910年代とさして変わっていなかったことを示している。ただしその一方、1958年に小児精神神経学研究会発足（学会誌『小児の精神と神経』）1960年に児童精神医学会発足（学会誌『児童精神医学とその近接領域』）といった動きが始まってきている。この頃から、日本において、「児童精神医学」という臨床領域が立ち上がってきたのだと言える。

7. 非行臨床における発達障害概念の登場と受容

(1) ADHDと非行との関連

非行あるいは行為障害（当時の訳語、＝素行症、素行障害）とADHDの関係に言及した論文は医学中央雑誌上では1993年から見られる（星野, 1993）。また、同じく医学中央雑誌上で非行あるいは行為障害とアスペルガー障害あるいは高機能自閉症の関係に言及した論文はこれからやや遅れ、2000年からである（十一, 2000）。また、ADHDの治療薬であるメチルフェニデートと、非行あるいは行為障害との関連について触れた文献は医中誌上の初出は1999年である（緒方, 1999）。

ADHDと非行、犯罪との関連を非常にわかりやすい形で提示したのが、児童精神科医の齊藤万比古、原田謙によるDBDマーチ概念である（齊藤・原田, 1999）。ここで齊藤らは、ADHDから反抗挑戦性障害、素行症、さらに反社会性人格障害への進行の可能性を示し、より早期の介入によってその進行を食い止めることができることを示唆した。

(2) 自閉スペクトラム症と非行との関連

また、児童精神科医の十一元三は、自閉スペクトラム症と犯罪の関係について、犯罪様態による類型化を行った上で、それに自閉スペクトラム症の特性がどのように影響しているかを示した（十一, 2004）

また、松浦直己、橋本俊顯、十一元三は、少年院においてLD、ADHDのスクリーニングテストとともに「逆境的小児期体験（ACE）スコア」を実施し、一般高校生を対照群として、非行少年の発達上の問題と虐待的体験の重篤さを実証的に示した（松浦・橋本・十一, 2007）。

これらの知見の集大成として、齊藤万比古（編）の『素行障害』がある（齊藤, 2013）。ここで齊藤は素行症に関する知見及び診断、治療を包括するガイドライン的なものを目指している。ここで齊藤は素行症を非行の単なる便宜上の定義付けや、他の疾患などに基づいた行動パターンの現れとしてではなく、一つの独立した疾患単位とみなし、そのように扱うことにこそ意味があるとの姿勢をとっている。ただしこれは、日本ではむしろ例外に属するかもしれない。

(3) 司法精神医学への発達障害概念の受容

以上の、どちらかといえば児童精神医学からの非行・素行症に対するアプローチに対し、犯罪精神医学の側からは、関東医療少年院の精神科医師（当時）野村俊明（2001）が、傷害事件を起こして医療少年院に入所した少年について、母親からの生育歴の聴取に基づいて「注意欠陥多動性障害ADHDが疑われた。発達障害の観点を導入し、患者の特徴を考えアスペルガー障害と診断した（送致時の診断はチック症及び行為障害）」とする（野村, 2001: 56）。これが一例報告であることを考えると、犯罪精神医学、特に少年院での処遇において発達障害概念が導入され始めたのがこの時期であったことがわかる。なお、児童自立支援施設でも、北海道家庭学校で入所児童に対しリタリンが使われ始めたのが1998年ころ、同じく国立武蔵野学院で入所児童に対しリタリンが使われるようになったのは2000年からであった。

この後、発達障害概念は急速に非行精神医学臨床に受け入れられていくことになる。このことは奥村、野村による『非行精神医学』において「(非行と発達障害との関係が)近年幅広く注目を集めている」とされていることからわかるが、その一方、同書では「発達障害概念が拡大されすぎている面もあるかもしれない」(野村, 2006: 121、()内引用者加筆)とも記述されている。

なお、法務省少年矯正統計、鑑別所新収容者の「精神診断及び知能指数」統計において、「発達障害」が診断項目として挙げられるようになったのは、2016年になってからである。2015年度まで、「その他の精神障害」が総数2743名中303名を占めていたのが、2015年度には総数2563名中86名と大きく減少し、それに変わって発達障害が240名となっていることから、実際には発達障害の診断がつけられていたものの、それらが「その他の精神障害」に分類されていたものと推測できる(法務省, 2018)。

8. 司法精神医学における虐待の「リバイバル」

一方、司法精神医学の領域において、虐待と非行の関連が改めて論ぜられるようになるのは、比較的遅かった。これは、前述の通り「何をいまさら」感があったことが影響しているものと思われる。

東京少年鑑別所医師、吉永千恵子は、『非行と犯罪の精神科臨床』『児童虐待と非行』において、「幼少期の養育環境と少年非行の関係は古くから指摘されていたが、改めて児童虐待と非行の関係が注目されている」とした(傍点筆者)(吉永, 2006: 115)。

また、これに先立ち、京都少年鑑別所の児童精神科医師、定本ゆきこは2001年に日本犯罪心理学会第39回大会ラウンドテーブルディスカッション「虐待少年の社会適応について」において、『非行少年に見る虐待の影響--少年鑑別所からの概観』を発表している(定本, 2001)。司法精神医学分野における虐待の「再発見」がこの頃から始まっている。

ただし、そもそも、日本の精神医学界(成人を中心とした)の児童期の虐待に対する関心は今も決して高いとは言えず、虐待に関する演題が日本精神神経学会総会に於いて極めて少ないことに問題意識を持った児童精神科医が中心となって日本精神神経学会で虐待に関するシンポジウムを開催したのは2017年とごく最近のことである(田崎・森田他, 2017)。

9. 医学中央雑誌における文献数の変遷に見る医師の関心の対象の変化

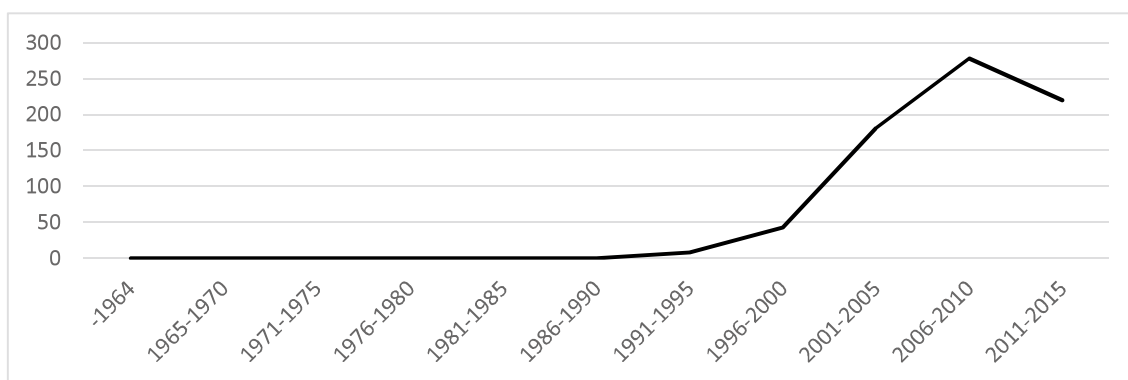
この章では、以上のような、戦後における精神科医の非行への関心の変遷を裏付ける一つの証左として、和文による医学文献をほぼ網羅している(ただし、一部心理学文献等も含む)と考えられる医学文献データベースである「医学中央雑誌」において検索を行い、「非行あるいは素行障害(なお、検索上は「行為障害」が含まれるが、検索語として「行為障害」を使用すると「生活行為障害」「排泄行為障害」など非行と関係のない項目が多数ヒットするため、検索語としては「行為障害」を使用していない)」と「虐待」「発達障害」「精神病質あるいはパーソナリティ障害」の文献数の変遷を見ることで、医師の関心の変遷をたどってみることとする。集計は大きなトレンドを把握するために5年ごとの合計数をとり、対象は2015年までとした(なお、以下の検索は2018年8月26日に行っている)。

(1) 虐待×非行

本論5. でも述べたとおり、医学中央雑誌による検索結果によれば、「虐待」という言葉自体を使って虐待と非行との関係を論じた医学文献の数の変遷を見ると図表Ⅲ-3-1のようである。1980年以前に少なくとも（虐待/TH or 虐待/AL）and（素行症/TH or（犯罪行動/TH or 非行/AL））の検索式によって検索される医学文献は1件も存在しない。以後、5年毎の変化を追ってみると、1981-85年から文献が現れ始め、2001-2005年になって初めて大きく論文数が伸びているのがわかる。

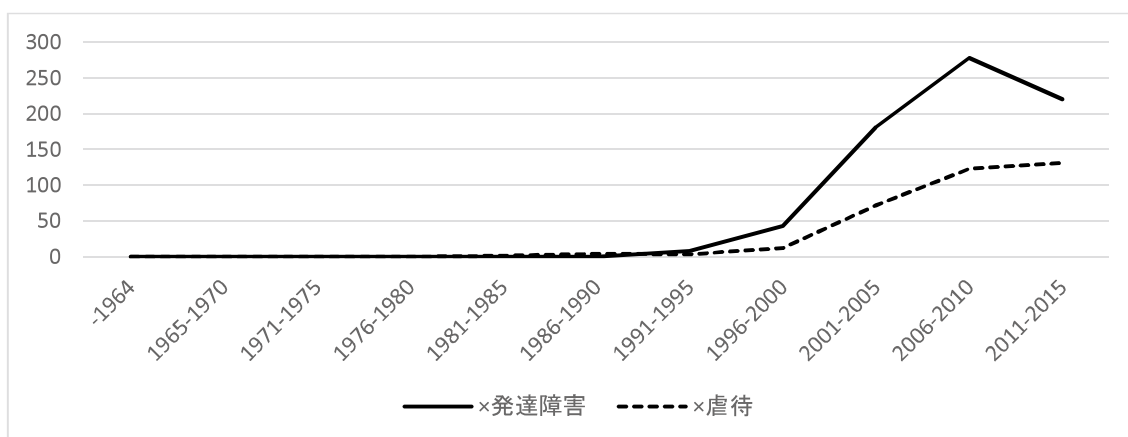
(2) 発達障害×非行

(((発達障害/TH or 発達障害/AL) or 自閉スペクトラム/AL or (小児発達障害-広汎性/TH or 広汎性発達障害/AL) or (注意欠如・多動症/TH or ADHD/AL)) and (素行症/TH or (犯罪行動/TH or 非行/AL))) の検索式によって検索すると、発達障害と非行との関係を論じた医学文献の登場は1991-1995年が最初である（図表Ⅲ-3-2）。これは虐待との関連で論じられたものより10年後ということになるが、1996-2000年には論文数が急増する。つまり、虐待との関連で非行を論じる論文よりも立ち上がりは遅いが、その後の増加は早い時期に起きている（図表Ⅲ-3-3）。



典拠：筆者作成。

図表Ⅲ-3-2. 発達障害×非行を扱った医学文献数の推移

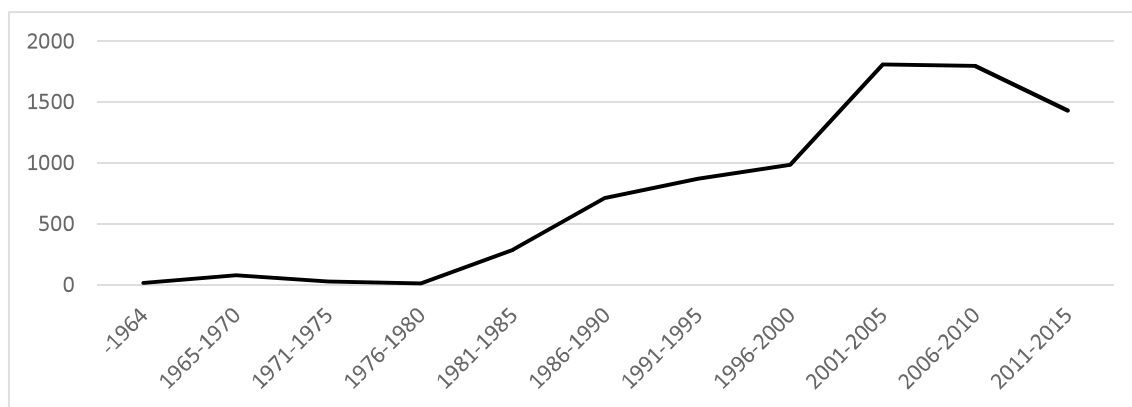


典拠：筆者作成。

図表Ⅲ-3-3. 虐待・発達障害×非行を扱った医学文献数の推移

(3) - ① 精神病質・パーソナリティ障害

先述（第3章5節）したとおり、精神病質、あるいはパーソナリティ障害あるいは人格障害に関する文献は、医学中央雑誌によれば1965-70年に80件あったが、71-75年には27件となり、76-80年にはわずか11件となる。しかし、81-85年には290件と極端なV字回復を見せている（図表Ⅲ-3-4）。この急激で大きな変化の理由は先に述べたとおりである。



典拠：筆者作成。

図表Ⅲ-3-4. 精神病質・パーソナリティ障害を扱った医学文献数の推移

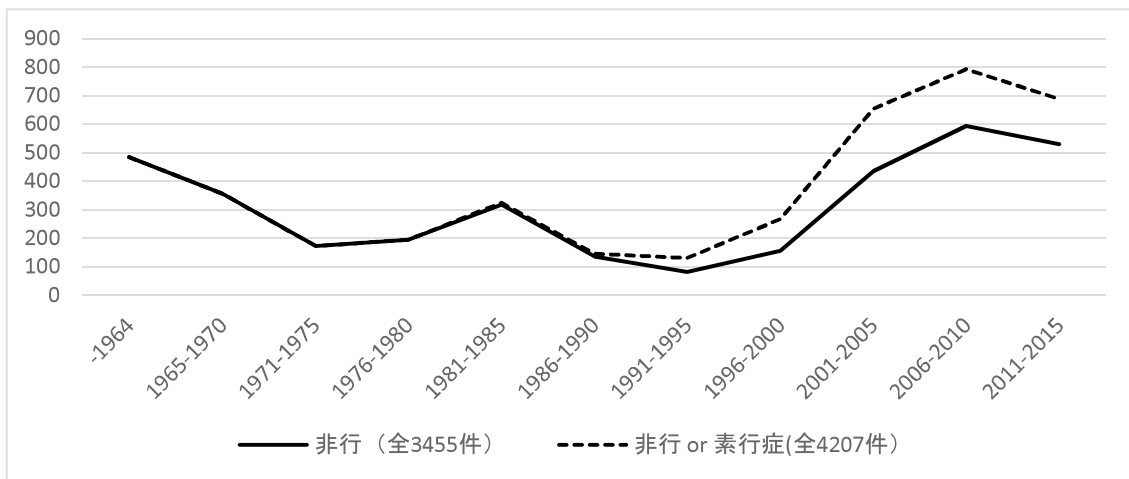
(3) - ② 精神病質診断の変遷と今後の展開

これと関連して、精神病質診断の変遷を見てみる。『昭和41年版犯罪白書』Ⅲ-35表「非行少年中の精神病質の割合」によれば、1937-1938年の「幼少年教化研究部」の「保護少年」を対象とした調査での精神病質の割合は46.0%、精神病質傾向22.0%、合計68.0%であり、1947-1949年の樋口による多摩少年院を対象とした調査では精神病質25.4%、同傾向25.0%。合計50.9%、1956-1957年の梶村による少年鑑別所を対象とした調査では精神病質23.0%（「傾向」は挙げられていない）、法務省矯正局による1963年の全国少年院を対象とした調査では精神病質9.9%となっている。ただし、同書は「性格の著しいかたより、ないしは精神病質の診断基準の設定が困難なこととともに診断に関する技術的訓練の機会が乏しいために、全国的な規模でそのひん度を調査することはきわめてむづかしい」と述べている（法務省, 1966: 247）。

また、法務省少年矯正統計によれば、2004年の少年院別新収容者の精神診断では、総数5300名のうち、精神病質の診断を受けているものは7名（0.001%）に過ぎない。この傾向はその後も続いており、2015年では総数2743名中「人格障害」は9名（0.003%）、2017年では2147名中8名（0.004%）である（法務省, 2018）。このあまりにも極端な変化（減少）は、精神病質概念が大きく変わった、あるいはその診断を（少なくとも非行少年に対して）つけることをしなくなったことを意味する。しかも、この現象は、前述の精神病質概念の学会による否定のはるか以前から起こっている。このことはやはり、ひとつには精神病質概念の定義の曖昧さの問題、またもうひとつは低年齢のものに「精神病質」「人格

障害」の診断をつけることの困難さあるいは定義上の問題を示しているだろう。日本の犯罪精神医学が精神病質概念を極めて重視していたことを考えると、この問題は大きい。このような問題に対する一つの解答といえるDSMでは、パーソナリティが固定化する以前である少年期にパーソナリティ障害の診断をつけることについては相当抑制的であるが、その一方、DSM-5では素行症の診断においてパーソナリティ障害との関連が想定されるCU traits（Callous unemotional traits、冷淡—非情緒的傾向）に相当する「特定せよ」項目が新たに設定されている。DSMの登場とその影響力の増大により、パーソナリティ障害の診断がいわば公認されたこと、さらに、素行症の診断基準にCU traitsの考え方が盛り込まれたことが、パーソナリティ障害の形成・発達の研究の進展に拍車をかけることになるのは間違いないところであろう。

なお、参考として非行あるいは素行症を扱った医学文献数の推移を図表Ⅲ－3－5に示す。



典拠：筆者作成。

図表Ⅲ－3－5. 非行・素行症を扱った医学文献数の推移

おわりに

本論では、日本の精神科医が非行少年をどのように見てきたかを概観した。日本における精神医学の黎明期には、Lombrosoの影響を受けて、少年非行の原因を（環境の影響を認めながらも）遺伝的な素因によるところが大きいと考えていた。Kraepelinの脳病論、20世紀当初のBinetらによる知能検査の開発ともあいまって、非行の原因として「精神薄弱」に焦点が当てられた。こんにちに比べ、精神医学における精神薄弱の占める位置は、精神分裂病、躁うつ病と並んで主要な精神病と位置づけられる大きなものであった。ただし、当時の精神薄弱概念は現在の知的障害だけでなく、発達障害、さらにパーソナリティ障害も含む相当広い概念である。そのこともあって日本の精神医学は当初、非行に対して今日とは比較にならないほど強い興味関心を持っていた。当時、精神科医は感化教育関係者などが生育環境の影響を重視するのに対して、環境も影響はするものの、遺伝的な素因の影響が大きいことを理解していないと批判している。

またこの時代には、Goddardによる矯正施設での大規模な知能検査の実施に基づいて提出された、その入所児童における精神薄弱の比率が極めて高いという報告と「生来性犯罪者はてんかんというよりも精神薄弱に近い」というLombroso説の修正によって、一時的にブームと言って良い状況が引き起こされた。世界的にも、日本においても矯正施設を中心に次々と知能検査が行われたのである。しかし、これらのデータはGoddard説の否定に傾いていき、精神薄弱の非行原因説は力を失っていった。これとともに、精神医学は知的障害としての精神薄弱と非行との関連への興味を失った面があるように思われる。

その一方、アメリカではHealyによる児童精神病質研究所Juvenile psychopathic instituteの設立に見られるように、遺伝的要因の大きさを強調するLombroso説に対して「非行少年は多様である」とし、非行少年を精神科医、心理学者、ソーシャルワーカーからなるチームアプローチによって改善しようとする運動が起きたが、日本での杉田による八事少年寮の設立等は、これに直接的な影響を受けたものだったと考えられる。

しかしその後、犯罪・非行を対象とする精神医学分野である司法精神医学では、数々の司法精神医学者を輩出したにもかかわらず、全体としては非行に対する興味は精神医学黎明期に比して、明らかに小さくなったように思われる。本論では、精神医学の非行への関わり現象としての変遷を見出すに留まり、それがなぜそのような経過をたどったのかについて掘り下げるには至らなかったが、ここで仮説としていくつかの要因を挙げてみたい。

- 1) 精神医学が非行少年に強い興味を示した一つの要因となったLombrosoによる生来性犯罪者説、Goddardによる精神薄弱原因説がいずれも否定された後、それに代わる強力な精神医学的仮説が登場しなかったこと
- 2) 犯罪精神医学と並び、非行研究の中心となるべき児童精神医学が成人を対象とする精神医学から独立するのが諸外国と比べて遅かったこと（大学医学部の状況を見る限り今もなおそれが十分ではない）
- 3) 司法精神医学研究の中心となるべき犯罪学研究機関が設置されず、個々の大学の研究室によって司法精神医学が支えられる状況が続いたこと（現在では、司法精神医学を中心に据える大学研究室は東京医科歯科大学のみであると思われる。これも一時は閉鎖されていた）。これによって、どうしても犯罪全体を俯瞰した総合的な研究が成立しにくく、常に喫緊の中心的課題である成人の精神鑑定と責任能力論に研究が集中し、責任能力論とは直接関係のない、しかし総合的な観点からは当然必要であるはずの発達の観点からの犯罪研究が十分に行われなかった。もちろん、成人犯罪の精神鑑定においても、生育歴は非常に綿密に調査され、被鑑定人の人格形成の過程をたどっていく。対象者が成人であっても、この作業なしに精神鑑定を行うことはありえないが、それが発達障害と結びつかなかった一つの理由として、例えば共感性の低さなど対人関係上の問題、衝動性・多動性の問題を、精神病質あるいはパーソナリティ障害の観点から把握しようとしていた点が挙げられるであろう。

- 4) 司法精神医学における犯因に関する中心的概念であった精神病質の存在そのものが日本の精神科における中心的な学会によって否定されてしまったこと。これも影響して、吉益の犯罪生活曲線という犯罪の発達の観点についての先駆的な研究がありながら、精神病質の発達過程という当然なされるべき研究が十分に行われなかった。
- 5) 戦後、精神医学の中心的興味から非行が外れたことと相まって、児童の非行臨床研究の中心が心理学、教育学、社会学によって担われたこと

これらの要因が複合的に作用したものと考えられるが、その究明については後日を期したい。

一方、前述の医学中央雑誌データベースの検索結果に見るとおり、2000年前後から犯罪精神医学と児童精神医学は非行に再び注目するようになった。その契機が、発達障害特性を持った少年による特異な少年犯罪が世間の注目を集めたことによるものであったことは、不幸であった。ただし、そのことによって世界に先駆ける形で日本において、非行・犯罪と発達障害の関係、特に自閉スペクトラム症との関係について取り上げられるようになったことは間違いない。

また、DSMによる「素行症」という操作的診断概念の登場は、非行原因としての精神薄弱論の衰退とともに一旦力を失ったかのように見える「障害としての非行とその治療教育」という見方の形を変えた復活であるとも言える。

以上見てきた変遷の中で、注目すべき現象の一つとして、日本での精神医学・犯罪学の勃興期には犯罪の主要な原因とさえ考えられ、そのために精神科医が最も強い興味を向けていた知的障害（精神薄弱）が、次第に犯罪者、非行少年の中でその割合を減じてきたことが挙げられる。これは知能検査の精緻化の影響による面もあるが、知的障害を持つ人への社会的療育環境の向上によるところも大きいと考えられている。さらに、施設退所者の再犯についても、知能障害のある群のほうが一般群よりも再犯率が低いという報告も見られるようになった（福島『犯罪心理学入門』1982）。これは、やはり知的障害を持つ非行少年に対する処遇が効果をあげるようになった証左だという見方がある。精神医学の黎明期には、「不治永患」という言葉に象徴されるように、遺伝的な疾病とは手の施しようがない疾病であると考えられていた。このことは、環境か遺伝か、という見方を非常に背反的なものとしていた。現在では、発達障害への療育など、脳機能的な問題であっても環境への働きかけによって現れている症状の改善が可能であることがごく一般的な認識となり、またさらに遺伝子の発現型に環境が影響を及ぼすというエピジェネティックな現象が知られるようになったこと、脳科学の進展により脳の発達に環境が大きな影響を及ぼすことが明らかになりつつあることなど、以前のような環境と遺伝の二者対立的な構造は非常に小さくなっていることは確かである。特に、近年は虐待の影響によって発達障害と極めて類似した症状を呈することがあること、それが脳の形状にも影響を及ぼすことが報告され（友田, 2016）、遺伝あるいは生来性の脳機能上の問題と環境の影響を切り分けることはいよいよ困難になってきたとさえ言える。

現在の非行少年施設において大きな割合を占めるようになった発達障害や被虐待児に対しても、今後の社会における療育環境の向上と施設処遇の改善によって、精神薄弱と非行との関係と同様の現象

を起こすことを期したい。そもそも非行少年が大きく減少した現在の日本において、さらなる非行の減少を目指そうとすれば、そのような面にこそ力が注がなければならない。また、その研究は成人犯罪への発達障害及び虐待の影響の解明及び治療へとつながることが期待しうる。そしてそれは、すべての子どもたちがより安全で安心な生活を送ることができることに繋がり、それはまた日本がさらに安全な社会となることにつながるのである。

(文責 富田 拓)

Ⅲ－４ 非行と虐待に関する数量的研究の動向

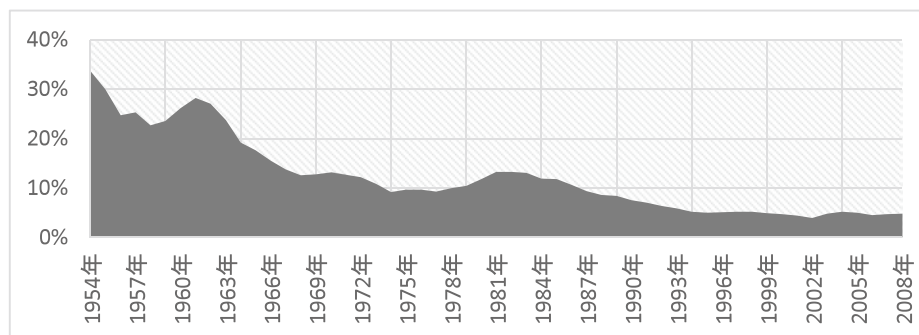
1. はじめに

本節では、非行と虐待の関連を扱った文献の中でも、数量的な研究について扱っている国内文献を中心にレビューを行う。また、虐待と非行のそれぞれの概念について、その両者の関連が、近年どのような変遷を辿ってきたかも補足的に扱う。それらにより、国内における非行と虐待の関連についての研究の流れを追う一助となればと思う。なお、数量的研究に関する論文については、非行と虐待の関連の研究が出始めた1980年代からに限定した。また最後に、非行のみならず人間の基本的な発達をとらえる大規模な縦断研究の重要性も指摘し、国内で紹介されている文献をいくつか紹介した。

2. 戦後の流れ

Ⅲ－1 で示した通り、戦後非行対応の流れは、浮浪児への対応から始まった。戦後間もない混乱期中、児童に関する法的な枠組みの整備が始まり、1947年に従来の少年教護法、児童虐待防止法、母子保護法を取り込む形で児童福祉法が制定され、旧来の少年鑑別所の業務は児童相談所に移行された。そして1948年には、現行少年法が制定されている（廣瀬, 2017）。その後、非行の3つのピークを経て、その様態は変遷しながら今に至っている。

現在では虐待対応で多忙を極める児童相談所は、発足当初は非行ケースの占める割合が高かった。川崎ほか（2011）がまとめた児童相談所の相談受付件数の推移、当時の厚生省による初期の『ケースワーク事例集』（後の児童相談事例集）などをみると、非行ケースが業務のかなりの割合を占めていたことがわかる。川崎ほか（2011）のまとめた1954年からの児童相談所における相談件数を見てみると、非行相談に相当するものは、1954年より「教護相談（ぐ犯行為等相談）」と「触法行為相談」の2つの枠組みがあり、これを全相談件数に占める割合に換算してみると1954年では全相談件数のうち、非行相談は34%を占めていたことがわかる。その後次第に減少し、1994年以降は5%程度を推移しており、ほぼ横ばいになっている（図表Ⅲ－4－1）。



典拠：川崎ほか(2011)より筆者作成。

図表Ⅲ－4－1. 児童相談所における非行相談件数の推移 (%)

戦後の非行の3つのピーク（p3、Ⅲ－1－3）と対応させて考えると、第一次ピーク（戦後直後）と第二次ピーク（高度経済成長の1960年代）にあたる時期には児童相談所において非行相談も多いが、戦後最悪の検挙数と言われた第三次ピークの時（1980年代）は、非行相談の相談件数は上昇したものの、全体に占める割合は第一次、第二次ほどの高まりではない。背景として考えられるのは、この頃、児童相談所における相談件数で「精神薄弱相談（知的障害）」の件数が増加していることが大きな影響を与えているように思われる（1951年には4861件であったものが、1983年には7万件を超えている）。このように児童相談所における非行に関する相談件数の推移と法務省の検挙件数に共通点がある部分と相違点があることについては、その時々々の児童相談所のあり方、あるいは統計の取り方に影響を受けているものと思われる⁵。ただし、大きな目で見ると、非行による検挙数の増減（p3、図表Ⅲ－1－3）と概ね一致していることは、日本の少年非行のその時々々の状況をとらえたデータとして大きく外れるものではない。同時に児童相談所がこれまで世の中の流れの中で非行対応をしてきたことを示している。

3. 1980年代

さて、戦後第3の非行ピークを含む1980年代を、非行と虐待という枠組みで見ていきたい。まず、当時は虐待という認識の枠組は、一般的に浸透していなかったようである。当時の厚生省が編集していた『ケースワーク事例集』、『児童相談所事例集』をみると、虐待という言葉は一部で使われていたものの、誰もが一致した使い方をしているわけではなかった。「虐待＝身体的虐待or性的虐待」というとらえ方であることも多く、心理的虐待やネグレクトの概念の幅が今より狭く、かつ、曖昧であり、児童虐待の概念が現在の児童虐待防止法の枠組みとは異なっていた⁶。また、非行という言葉の使われ方も、一定していたわけではなかった。特に、戦後すぐは、非行という言葉よりも、「浮浪児」「教護児」「問題児」「触法児」といった言葉で表現されることが多かった。こうした言葉（概念）の揺れがあり、戦後からこの時期までは、当然のことながら「虐待と非行の関連」といったテーマの研究は少ない。

ただ、『ケースワーク事例集』『児童相談事例集』の分析を行った保坂（2007）は、それらの記述の

⁵ 川崎ほか（2011）における児童相談所の相談件数をみると、1961年、1968年、1990年、2003年に、それぞれ統計の取り方に変更があった。1961年には、これまでであった「教育相談」がなくなり、「性向相談」「不登校相談」「適性相談」「しつけ相談」が新たな枠組みとして設けられた。1968年は、「重度精神薄弱相談」がなくなり、「重度心身障害相談」が新たに設けられ、1990年には「視聴・言語障害相談」が「視聴覚障害相談」「言語発達障害等相談」に分かれ、2003年には、これまでの「養護相談」が「児童虐待相談（養護相談）」と「その他の相談（養護相談）」に分かれている。

⁶ 保坂ほか（2007）でも、1970年代までの虐待概念に関する検討の中で、当時の「児童虐待の概念規定が狭く、生命にかかわらずとも心身に影響を残すであろう身体的虐待、及び遺棄を除いたネグレクト等の状況が概念から外れていた」、そして「特に『不適切な養育』にあたるネグレクトについては、愛情剥奪や情緒的剥奪といった問題で小児医療や発達心理学の一部の研究者が扱っていたに過ぎず、危機的状況であるとの認識が一般社会の中でも持たれていなかったこと」があげられていた。

中から虐待に関するものを抽出し、分析を加えているが、これを改めて確認したところ、収録されている非行ケースの中にも虐待に関する記述がある事例が多数みられた。例えば、1981年に刊行された第13集を見てみると、「保護者による虐待等の事例」という特集が組まれており、19事例中7事例が非行に関する事例で、そのすべてが背景に児童虐待を抱える事例であった。

さて、児童虐待に関する公式統計としては、日本で初めての虐待調査である「児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査」が1974年に厚生省により発表されているが、1980年代には、1983年に日本児童問題調査会による「昭和58年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査」が、1989年には全国児童相談所長会による「子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査」が発表されている。1981年の調査では、虐待の結果4分の1の子どもが非行に走ったという報告もされていた。

1987年には、1981年の調査のメンバーでもあった池田由子によって『児童虐待』（中公新書）が刊行された。日本ではまだ児童虐待の認識が十分にされていないことを記し、一般的に理解が広がる一助になればという思いが書かれている。その中で、はっきりとした非行と虐待との関連についての記述はないものの、虐待の影響としての問題行動の記述がされている。また、この時期には非行と虐待の関連についての研究が少しずつ出てくる（滝井ほか, 1987、中村ほか, 1989）。

そして、先の1989年の全国児童相談所長会による児童虐待調査と同年に刊行された児童相談事例集において、「権利擁護」特集が生まれ、「被虐待事例への援助」「その他の児童の権利侵害への援助」という章立てで、全22論文が収録されている。その中でも、虐待の結果として非行行為に至ったケースが何例か報告されている。そして、翌年の1990年より、厚生省は児童相談所における虐待処理件数（対応件数）の統計を取り始めることになる。

以上のように、80年代は後半になるに従い、徐々に児童虐待に関する調査や研究が出始めた。児童虐待そのものの概念的な揺れ、変化はあるものの、この問題への認識が深まりはじめ、その流れで非行と児童虐待との関連の議論が専門家、実務家の間で進んでいく兆しが見え始めた。ただし、本格的に非行と児童虐待の関連が扱われるようになるのはまだ時間が必要であった。

以下、この時期の文献をいくつか紹介する。

（1）児童相談所における非行相談①（児童相談事例集第13集 1981年）

1981年の児童相談事例集には、「保護者による虐待等の事例」（全6事例）、「養育拒否等の事例」（6事例）、「父子家庭・未婚の母の場合」（7事例）の3つの特集が生まれ、全22事例が掲載されている。そのうち虐待に関連した記述があるケースは19事例あり、非行に関する記述があるケース（必ずしも非行という言葉は使われない）は7事例ある（姉が非行行為を行っているケースを入れると8事例）。その非行ケース7事例（あるいは8事例）は、すべてに現在でいう虐待に該当する記述がある。

上記事例の7事例の特徴を抽出してみると、①保護者からの身体的虐待、性的虐待からの逃避としての非行、②貧困家庭等によるネグレクト環境の中での、食料充足目的の窃盗等、③家族内の規範意識の低さの学習による行動化という3つのパターンにまとめられる。なお、ここでは虐待に相当する

内容、非行に相当する内容は言葉に多様性があり、またそれらが併記されているものの、「非行の原因としての虐待」といった意味合いでの論理展開は薄いのが特徴である。

また、この頃は、虐待といっても身体的虐待、性的虐待に関する枠組みでの記述が多く、心理的虐待、特にネグレクトについては「養育拒否」「放任」等の言葉は使われてはいるものの、現在ほどの深刻な受け止めはされていないようであった。

(2) 池田由子著『児童虐待』(1987)

1987年に刊行された本書には、虐待による後年の子どもへの影響、世代間連鎖等の可能性が示されながらも、日本ではまだ児童虐待に関する実証的に研究がなされていない現状を説明するなど、当時の児童虐待についての社会の理解が反映されている。池田は、先に示した1983年調査を含めた、これまでの日本における虐待調査を示し、日本の現状を紹介している⁷。また、非行という言葉は使わないが、虐待による問題行動に関して以下のように述べている。「性的虐待の場合、その被害者は加害者から逃亡するため家出をする」とし、アメリカの薬物常習者の調査を紹介し、性的被害者の家出経験の割合の高さを示し、そして、「家出をした本人の方が問題視されて、家出の理由が重要視されないのは、洋の東西を問わず同じである」とする。また、ネグレクト家庭に育った子どもの盗みなどの問題行動が心配されたケースなども紹介されている。

(3) 非行と被虐待経験の関連についての研究

滝井ほか(1987)は、1983年から1984年の4年間で少年鑑別所に入所した女子少年174例のうち、性的虐待体験が認められた9例について検討を行っている。その中で、性的虐待が9歳～16歳の間に始まっていること、9例中5例が性的虐待の前に先立って身体的虐待を受けており、性的虐待が始まってから2、3ヶ月で非行が始まっていること、全例において、非行に先立って不登校、家出、自殺企図等の問題行動が見られたことが報告されている。虐待からの逃避が孤独感を増すことになり、家出・不良交友へ発展し、その繰り返しによって短期間で非行に結びつくとしている。

中村ほか(1989)は、児童相談所で非行を主訴として扱った事例のうち虐待の可能性が高い8事例を検討している。両親の一方または双方に離婚歴をもつものが多いこと、恵まれない生活歴を持っているものが多いこと、またはしつけの一環であるとして虐待を否定し、児童相談所の措置を拒否する保護者の態度があること、児童に関して、明らかな発達遅滞は認められないが、性格には自我のまとまりに欠け、不安感の強さからその場を取り繕う傾向がある、など共通点をあげている。また、家出や徘徊の背景に潜む虐待の可能性を示す等もしている。

⁷ 1983年の調査、本書における虐待の定義はISCCA(国際児童虐待常任委員会)によるもので、「家庭内における不当な扱い」の、「身体的暴行」「保護の怠慢・拒否」「性的暴行」「心理的虐待」に限定している。

(4) 児童相談所における非行相談②(児童相談事例集第21集 1989年)

本事例集には、22編の論文が掲載され、複数の事例を扱った論文を含め、31事例が掲載されている。そのうち虐待の事例が16例掲載され、非行事例は9例であった。ただし、1例は保護者の意向による強制的な教護院入所であった。その他、家庭内暴力の事例、不登校の事例等がある。壮絶な虐待体験から、反社会的行動に至るプロセスがダイナミックに記述されているケースも収録されている。本事例集には、事例論文中に引用されている虐待の定義と、編集後記に引用されている虐待の定義に違いがある⁸。このあたりからも当時の虐待のとらえ方の揺れを感じる。一方で、「非行、登校拒否に代表される児童に関わる多くの問題の背景に、虐待・被虐待の親子関係に類する関係が存在しているように思われてならない。その意味では、被虐待児について理解を深めることが、児童問題全般を正しく理解する上で、大切な示唆を与えてくれるように思われる」(厚生省児童家庭局, 1989: 40) という記述もある。次第に虐待の概念が定まっていくプロセスの中で、非行の背景にも虐待があるという共通認識ができつつあったようである。

3. 1990年代

1990年代に入ると、すぐに「児童相談所運営指針」が発行された。理念として、「すべての児童が心身ともに健やかに育ち、そのもてる力を最大限に発揮できるよう援助することが目的であり」、そのために「常に児童の最善の利益を考慮」することが必要であるとされている。その後、民間の児童虐待防止団体も設立された(1996年には日本児童虐待防止研究会、2004年からは日本子ども虐待防止学会が設立された)。1996年には刑事裁判でも虐待という言葉が利用され始めるなど(吉田ほか, 2015)、90年代後半から、各方面において、児童虐待周辺の動きが活発になり、児童虐待という概念自体も社会化されてきた。

この時期の非行と虐待の文献については、『犯罪と非行』誌に掲載された小林(1996)がある。当時としては非常に目新しい内容で、非行と虐待の関連を探るアメリカの大規模調査が紹介されている。また、『犯罪社会学』誌に掲載された岩井・宮園(1996)は、自身らが行った児童相談所への虐待調査の結果から、性的虐待と非行の関係を論じている。こうして、この時期は虐待への関心の高まりに伴い、様々な立場の専門家によって、非行と虐待に関する実態調査、論考が出はじめた時期であった。

1990年代中盤以降は、1995年のオウム真理教事件、阪神淡路大震災、1997年の神戸連続殺傷事件など、激動の時期であり、少年法改正に向けての議論が進んだ時期でもあった。阪神淡路大震災の影響下で、日本でもトラウマ概念がクローズアップされるようになった。『児相相談事例集』でも、1996年に「心のケア」という特集で阪神淡路大震災の事例、オウム事件に関連する事例が扱われている。トラウマ

⁸ 論文中には1983年調査の定義、編集後記には1989年調査の定義がそれぞれ一覧でのっている。1983年調査の虐待の枠組みは、先に示した4つの定義で、一方、1989年調査の定義では、①身体的暴行、②棄児・置き去り、③保護の怠慢ないし拒否、④性的暴行、⑤心理的虐待、⑥登校禁止(家への閉じ込め)であった。

概念の再発見あるいは社会化は、子どもに関わる臨床現場において、改めて、これまでの認知的枠組みに変化を起こす流れであったといえる。

以下、この時期の文献をいくつか紹介する。

(1) Widom, C. S.の研究 (小林, 1996より)

小林 (1996) は、『犯罪・非行の原因としての児童虐待—米国の研究結果を中心として—』とし、Widom, C. S. (1989) の研究を紹介している。その中で、「我が国では、児童虐待の実態に関する厳密な調査研究がこれまで十分に行われてきたとはいえず、特に、児童虐待が被害者に対して長期的に及ぼす心理的行動的影響に関しては、厳密な検討がほとんどされていないのが現状とっていいだろう」(小林, 1996: 111) と始める。まずWidom, C. S. (1989) の指摘する児童虐待と犯罪・非行との関連する従来の調査研究における方法論上の問題を紹介している (図表Ⅲ-4-2)。

図表Ⅲ-4-2. Widom, C. S. (1989) による非行・虐待の関連についての研究の課題点

① 児童虐待に関する定義があいまいである。
② 少ない臨床事例に基づいており、一般化可能性が強く疑われる。
③ 被虐待経験の有無以外が同じである比較対象群を欠いており、被虐待経験の有無が真に犯罪、非行の原因であるのかわからない。
④ 被虐待経験を遠い過去に遡って調査対象者に尋ねており、報告された被虐待経験の信憑性が疑われる。
⑤ 被虐待経験と犯罪や非行などの逸脱行為の測定を同時点に行っており、両者の相関関係は明らかにできても因果関係 (どちらが原因であるか) を明らかにすることは容易ではない。
⑥ 違ったタイプの虐待をひとまとめにして扱っている。

典拠：小林 (1996) より作成。

この指摘は虐待と非行の二つの事象あるいはその関係を研究対象として扱うことの難しさを指摘しながら、当時のこの領域の研究の未熟さを指摘している。

Widom, C. S. (1989) の研究は、上記の問題点をできる限りクリアするよう行われた。方法は、「対照群付きコホート研究」で、被虐待群と比較対象群を長期間追跡し、両群の犯罪や非行の発生率を調べている。対象者は、1967年～1971年に少年裁判所、刑事裁判所で扱われた児童虐待事案の中で、虐待の事実 (6歳から11歳の間の被害が大部分) が確認された被虐待群908名 (男性49%、女性51%)、比較対照群667名の合計1,575名 (当時16歳) を33歳時点になった時点の情報から「成人前の非行歴」、「成人後の逮捕歴」、「暴行犯での非行歴、逮捕歴」を調査している。被虐待の定義・分類については、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトの3分類であった⁹。

その結果、被虐待群では、成人前に非行行動を行う率が比較対象群に比べると9ポイント高い

26%、成人後の犯罪による逮捕率は比較対象群より8ポイント高い29%、暴力犯罪は3ポイント高い11%という結果が得られ、さらに性別、人種、年齢を統制したデータを設定し分析してみると、比較対象群と比べ、虐待歴のある者は、少年期での逮捕は53%、成人してからの逮捕は38%、暴力犯罪による逮捕の可能性については38%高いという結果を示している。

虐待のタイプでみると、ネグレクトが非行歴と成人後の逮捕歴で最も高く、暴力犯罪で逮捕された者には、身体的虐待のみを受けた者の確率が高いという結果が得られている。Widom, C. S. (1989) は、被虐待の経験による、非行・犯罪のリスクの高さを指摘しながらも、一方で被虐待体験を持っていても大部分は非行犯罪を犯さないということも明記している。小林 (1996) は、虐待の種類別に特有の犯罪との関連が示されたが、その関連も間接的であるため、どういったメカニズムがそこにあるのかを細かく解明していく必要があるとは結び、以下の自身の研究を紹介している。

(2) 性犯罪者と被虐待体験に関する研究 (小林, 1996)

小林 (1996) は、「児童虐待と犯罪・非行の関連に関する厳密な実証研究がほとんどなされていない我が国の現状を考えると、(中略) 児童虐待と犯罪・非行との一般的な関連の有無を明らかにする総論的な研究が必要である」が、「同時に、特定の属性の対象者に関して、児童期の被虐待経験がどのような因果プロセスを経てどのような形態の犯罪や非行の発生に寄与するのかを検討する各論的な研究も引き続いて行われる必要があると思われる」(小林, 1996: 127) と指摘している。

小林 (1996) の研究は、当時のアメリカの少年性犯罪者と虐待経験との関係をデータで示したものである。対象は性犯罪により起訴あるいは有罪判決を受けた12歳から19歳の117名で、対象者とその親から同意を得たうえで面接・聞き取り、質問紙調査を行っている。結果としては、性的虐待の被害経験と男子少年の性的攻撃性との間に関連があること、男性による身体的虐待と男性による性的虐待が男子少年の暴力的な性的逸脱を促進させること、母親に対する愛着は暴力的な性犯罪を抑制するということを統計的手法で説明した。

最後に小林 (1996) は「児童虐待に対する効果的な対策を推進させるには各論的な研究から得られる知見の蓄積が重要である」(小林, 1996: 127) とする。

古い文献でありながら、現在の非行と虐待に関する研究が乏しい状況に参考になりうる内容が盛り込まれている文献である。

(3) 児童相談所調査 (岩井・宮園, 1996)

岩井・宮園 (1996) は、自身らが行った児童相談所に対する虐待調査を紹介し、その中で、性的虐

⁹ 身体的虐待: 打撲、ミミズ腫れ、火傷、擦過傷、裂傷、切り傷、骨や頭蓋骨の骨折などの身体的損傷を加えること。
性的虐待: 性的欲求を満たす目的で暴行を加えること、性的興奮を得る目的で身体を触ったり、愛撫すること、レイプ、男色行為や近親相姦。

ネグレクト (保護の怠慢・拒否): 両親あるいはそれに代わる保護者が、衣食住や健康に関わる適切な保護を与えないこと

待事例に焦点をあてた検討も行っている。著者らが作成した調査票に児童相談所職員が回答するという形での調査で、対象となった事例は419例であった。同時期に行われた児童虐待防止センターによる調査と比較検討しながら論を進めている（虐待調査の詳細についてはここでは割愛する）。

性的虐待と非行との関連については、「性的虐待を受けて、家出・非行化せざるを得ず、それによって虐待が顕在化したケースが多く見られた」とし、こうした性虐待ケースの特徴として、虐待者が実父・継父の場合、他の家族への暴力が半数に認められること、夫婦不和・配偶者不在が多く背景として存在するなどとしている。また、1983年の児童虐待調査を参照し、性的虐待者は「アルコール中毒や依存者で、生活能力や家庭内暴力を振るっている実父または継父というのが典型的なケース」であること、それに続けて、「子どもが非行化して教護院に入れられ、親には何の制裁もないというのは不当な気もする」ともしている。

4. 虐待防止法成立から2004年頃まで

2000年5月に児童虐待防止法が成立したことを機に（11月施行）、世間の虐待への関心が加速する。直後に非行と虐待に関係する大規模な調査研究である、国立武蔵野学院による調査研究（2000）、法務省総合研究所の研究（2001、2002、2003）が発表され、吉田ほか（2015）が指摘するように、この時期（2000年～2004年）に「非行原因としての虐待という視点が明確化し」、様々な論文や学会報告で、これまで以上に「非行の原因としての虐待」というタイトルや内容の報告が相次いだ（藤岡, 2001a, 2001b, 橋本, 2004など）。この時期には裁判所の事実認定においても虐待の概念がより明確になり、今までも使われていた「虐待」「体罰」「監護懈怠」等から、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト」が使われるようになったという（吉田ほか, 2015）。

現場レベルの報告としては、当時児童相談所に勤務していた稲岡（2000）が、虐待の概念に最初に接した際、「非行はほとんどにおいて、虐待ととらえられるのではないかと感じたことを新鮮に覚えている」としている。この感覚は当時の非行少年に接する現場の人間にとって広くあったのであろうか。児童虐待防止法による虐待概念の導入は、社会の認識的枠組みの変更を様々な領域で起こしたといえるが、非行臨床の領域においても認識の枠組みの転換が起きたといえる。

以下、この時期の文献を紹介する。

（1）少年院における虐待調査（法務総合研究所, 2001～2003）

この研究は、「非行少年の被虐待経験の状況を把握し、その特性を分析することを通じて少年院等の処遇及び児童虐待の防止全般に資する資料を得ることを目的」とした調査研究である。少年院在院中の少年を対象にし、家族から受けた虐待（2001）と家族以外の者から受けた暴力（2002）、一般市民への被虐待経験の調査（2003）をあわせて行っている。

少年院在院者の調査対象となった4,418人中、2,354人から回答を得た（男子2,125人、女子229人）。調査方法は、直接記入形式（本人への質問紙）と、職員への調査票による内容であった。年齢は14歳から22歳までで、17～19歳が全体の65%をしめていた。2003年の研究では、一般市民は全国の18

歳から39歳までの男女15,000名で、回答者数は2,897名、有効回答数は2,862名であった（男性1,129名、女性1,672名。回収率は19.1%）。調査項目を図表Ⅲ－4－3に示した。

図表Ⅲ－4－3. 少年院在院者に対する調査項目の内容と暴力種別

種別	具体的内容
身体的暴力①（軽度）	たたかれる、つねられる、物をなげつけられるなど
身体的暴力②（重度）	殴られる、蹴られる、刃物で刺される、首を絞められる、やけどを負わされるなど、血が出たり、あざができた、息ができなくなるような暴力
性的暴力①（接触）	自分の意志に反して性的な接触を無理強いされたこと
性的暴力②（性交）	自分の意志に反して性交された（されそうになった）こと
不適切な保護態度（家族からのみ）	1日以上、食事をさせてもらえなかったこと

注：恐喝の被害体験、家族間暴力の目撃についても調査されているが、分析からは除外されている。
典拠：法務総合研究所（2001）より作成。

上記項目について、時期、頻度、加害者（複数の場合は「最もひどい被害を与えた人を選ぶ」）、「最もひどい被害」について、誰かに言ったか、誰に言ったか、何をしたか、その被害は終わったか、その被害を受けたために非行に走ったか等も調査している。

この研究においては、父母あるいは祖父母から繰り返し行われた加害行為を虐待とし、「被虐待群」としている。在院者のうち男子49.6%、女子57.1%がその枠組み（被虐待群）に入るという結果が得られている。図表Ⅲ－4－4には、一度以上の家族からの被害と、家族以外からの被害、図表Ⅲ－4－5にはこの研究で「被虐待群」とされる繰り返しの被虐待を経験した少年の割合を一覧にしたものである。

図表Ⅲ－4－4. 少年院在院者の被害体験（家族からの被害と家族以外からの被害）

	家族からの被害 (N=2,341)			家族以外からの被害 (N=2,325)		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計
身体的暴力① （軽度）	63.8 %	74.7 %	64.9 %	62.3 %	58.5 %	61.9 %
身体的暴力② （重度）	47.1 %	59.8 %	48.3 %	81.9 %	71.2 %	80.9 %
性的暴力① （接触）	1.4 %	15.3 %	2.8 %	17.1 %	69.0 %	22.2 %
性的暴力② （性交）	0.3 %	4.8 %	0.8 %	7.3 %	68.6 %	13.3 %
不適切な 保護態度	7.9 %	10.5 %	8.2 %	---	---	---

典拠：法務総合研究所（2001-2003）より作成。

単回のもが含まれることに留意する必要があるが、被害体験が全般的に非常に多いのが特徴で、特に男女とも身体的暴力被害（加害者は家族内、家族外ともに）の多さが目立ち、性的暴力被害については特に女子の家族以外からの被害が目立つ。一度でも重大な被害であるものを多く含むため、少年院に収容される少年が深刻な被害体験を抱えていることが把握できる。なお、「不適切な養育態度」については、「1日以上食事を与えられなかった」経験に限定されるため、ネグレクト概念としては現在に比較してより狭い概念となっており、限定的な数値として見る必要がある。

図表Ⅲ－４－５．少年院在院者の家族内での被害

	家族からの被害（被虐待群）		
	男子	女子	合計
身体的暴力①（軽度）	42.2 %	48.6 %	42.8 %
身体的暴力②（重度）	27.9 %	35.3 %	28.6 %
性的暴力①（接触）	0.6 %	4.4 %	1.0 %
性的暴力②（性交）	—	—	—
不適切な保護態度	5.0 %	8.3 %	5.3 %
全体的な被害状況	49.6%	57.1%	50.3%

典拠：法務総合研究所（2001-2003）より作成。

性的暴力②については、少数であったためか、計算がされていない。重度の身体的暴力被害が男子で27.9%、女子で35.3%というのは高い数値である。先にも示した通り、この研究における被虐待経験率は、この表の「全体的な被害状況」である、男子49.6%、女子57.1%となっている。

また、図表には示していないが、被害時期は身体的虐待については、男子は小学生の時に多く受け、女子は小中学生ともに高率であり、性的虐待については男子は低年齢時に、女子は高年齢になるに従って被害を受ける傾向がみられた。

図表Ⅲ－４－６．少年院在院者と一般人の被虐待経験の比較

	少年院在院者		一般（30歳未満）	
	男性	女性	男性	女性
身体的暴力②	38.6%	50.2%	5.8%	6.7%
ネグレクト ¹⁰	7.9%	10.5%	6.0%	3.1%
性的暴力 ¹¹ ①&②	1.0%	8.7%	0.2%	4.0%
間接的暴力 ¹²	16.4%	24.5%	13.0%	13.9%
心理的暴力 ¹³	-----	-----	9.1%	12.9%
なんらかの被害	69.9%	76.3%	21.1%	23.8%
	70.5%			

典拠：法務総合研究所 2003 より筆者作成。

一般市民との比較については、定義の違いはあるものの、それを差し引いても大きな差があることが確認されている。全体的に見ても少年院在院者の方が、3倍以上の暴力被害の経験率である。

今回は紙幅の都合上、一部の紹介に留めたが、この研究では他にも様々な切り口で集計がされており、見方次第では様々なことが見えてくる。現在でも引用されることの多い貴重な文献であるが、その後継続的に行われていないのは残念である。

（２）児童自立支援施設入所児童の虐待調査（2000）

この研究は、処遇困難児童への対応の一環として行われた研究であり、①入所児童の被虐待体験の実態、②入所児童の問題行動と被虐待経験との関係、③入所児童の施設生活上の問題と被虐待経験との関係を明らかにすることを目的として行われた。対象は全国の児童自立支援施設に入所している全児童であり、担当している職員に対するアンケート調査という形をとっている。この調査の虐待の定義は図表Ⅲ－４－７の通り。

¹⁰ 少年院在院者へのアンケートは「1日以上食事を与えられない経験」であったが、一般市民には、それに加え「長時間戸外に放置されたり、その他保護者としての役割を著しく怠る行為を受けた経験」であり、定義に差があることに留意する必要がある。

¹¹ 性的暴力も、少年院在院者は上記①と②であるが、一般市民には「性的な接触やわいせつな行為を、自分の意志に反してされたことがあるか」という内容の質問であり、聞き方に違いがある。

¹² 「自分以外の家族の間で暴力を見たことがあるか」という質問内容。

¹³ 「傷つくようなことをことを繰り返言われたり、ずっと無視されたり、きょうだいと差別されたりしたことがあるか」という質問内容。

図表Ⅲ－４－７．虐待の定義

種別	定義（質問内容）
身体的虐待	生命・健康に危険のある身体的な暴行（外傷としては、打撲傷、あざ、骨折、頭部外傷、刺傷、タバコによる火傷など。生命に危険のある暴行とは首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、濡れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、冬に戸外に締めだす、一室に拘束するなど）
性的虐待	性交、性的暴行、性的行為の強要。性交、性的暴行、性的行為の強要、教唆など、性器や性交を見せる。ポルノグラフィティの被写体などに子どもを強要する。
心理的虐待	暴言や差別など心理的外傷を与える行為（ことばによる脅かし、脅迫など、子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど、子どもの心を傷つけることを繰り返す、子どもの自尊心を傷つけるような言動など、他のきょうだいとは著しい差別的な扱いをする）
ネグレクト	保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為（子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、家に閉じ込める（学校などに登校させない）、重大な病気にかかっても病院に連れて行かない、乳幼児のとき家に残したまま外出する、乳幼児のとき車の中に放置するなど。子どもにとって必要な情緒的要求に応えていない（愛情遮断等）、食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほど無関心・怠惰など。例えば、適切な食事を与えない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境で生活させるなど。

典拠：国立武蔵野学院（2000）より作成。

全57施設中50施設の入所児童1,405名分の回答を得ており、内訳は男性981名（69.8%）、女性418名（29.8%）であった。対象児童の年齢は、7歳から19歳までで、14歳（31.5%）、15歳（31.1%）、13歳（14.9%）の順に多く、半数以上を中学生年齢が占めていた（中学3年生44.3%、中学2年生24.8%；中学生77.2%、小学生7.5%、高校生4.8%、中卒10%）。入所理由となった非行内容は、男子は窃盗（26.3%）、家出（10%）、万引き（9.5%）、粗暴（8.6）の順に多く、女子は家出（34.7%）、性的逸脱（12.4%）、万引き（7.2%）、不良交友（7.2%）の順に多い。

被虐待経験（保護者からの被害）が明確であったのは、全体で48.7%であり（男子は49.3%、女子は47.8%）、不明は12.5%であった¹⁴。虐待の種類別に見てみると、身体的虐待30.5%（男子38.3%、女子28.4%）、性的虐待4.3%（男子1.6%、女子13.1%）、心理的虐待22.3%（男子26.7%、女子33.2%）、ネグレクト25.5%（男子33.8%、女子28.1%）であった。虐待があったもののうち、複数の虐待が重複しているものが48%であった。

加害者は、身体的虐待で多い順に実父（53.8%）、実母（32.9%）、きょうだい（10.7%）、継父（10.5）、心理的虐待で実母（53.3%）、実父（37.5%）、継父（11.4%）、きょうだい（8.9%）であった、性的虐待は他の大人（39.3%）、実父、きょうだい（ともに19.7%）、継父、他の同居者（13.1%）、ネグレクトで実母（51.3%）、実父（43.6%）、継父（6.1%）、継母（4.4%）であった。

非行内容と被虐待経験の関係では、多い順に万引き（41.4%；カッコ内は被虐待児に占める割合）、家出（38.0%）、窃盗（36.3%）、怠学（20.0%）、不良交友（19.0%）、粗暴（16.1%）であった。統計的に検定した結果では、被虐待あり群となし群とを比較すると、虐待あり群に優位に多かった非行行為は、万引きと浮浪であった。

¹⁴ 国立武蔵野学院ののみのデータでは84%の入所児童に被虐待経験が見られたという。

児童の生活上の問題としては、虐待あり群に優位であったものが、多い順に「乏しい感情表現や表情」、「誰とも親密な人間関係をもつことができない」、「肯定的な自己概念をもてない」、「理由が明らかでない嘘をつく」、「食べ物へ固執するといった欲求固執」、「不信感から良好な人間関係がもてない」、「一人であることに対する不安」、「大人に対する不適切な愛着行動」、「感情の易変性」、「理由が明らかでないおびえや不安」であった。ちなみに虐待なし群も含めた生活上の問題は、多い順に学力不振、自己中心的、学習意欲がない、他人の顔をうかがう等である。虐待種別にみると上位項目が入れ替わっており、各虐待種別によって状態像に違いが見られる（図表Ⅲ－４－８）。

図表Ⅲ－４－８．虐待別の施設生活上の問題（上位6項目）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1	理由が明らかでない嘘	誰とも親密な関係が持てない	肯定的な自己概念が持てない	乏しい感情表現や表情
2	不信感から良好な人間関係がもてない	大人びている、早熟傾向	理由が明らかでない怯えや不安	誰とも親密な関係が持てない
3	乏しい感情表現や表情	一人であることへの不安	理由が明らかでない嘘	肯定的な自己概念が持てない
4	感情の易変性	過度な性的関心	感情の易変性	食べ物へ固執するなど欲求固執
5	誰とも親密な関係が持てない	性的な行動化	食べ物へ固執するなど欲求固執	大人に対する不適切な愛着行動
6	理由が明らかでない怯えや不安	理由が明らかでない怯えや不安	欲求不満状態からのパニック	理由が明らかでない嘘

典拠：国立武蔵野学院（2000）より作成。

この研究は、被虐待の経験率だけでなく、生活上の問題等も検討しており、当時の入所児童の状態像がわかるという点において貴重な調査結果である。ただし、この研究もまた、一度のみで終わっている。

（3）虐待が非行に与える影響についてのプロセス研究

家庭裁判所調査官研修所（2003）は、家庭裁判所、児童相談所、法務省、児童養護施設などから、福祉職、心理職、医師、大学教員などにより行われた研究で、全国の家裁判所で二年間に扱われたケースのうち深刻な40件¹⁵を取り上げて質的分析を行っている。その中から、虐待が子どもに与える影響、虐待が生じた家族の特徴、虐待の深刻化のメカニズム、虐待は非行にどう影響するか、虐待に関わる

¹⁵ そのうち23件が児童福祉法28条事件、その他親権喪失、面会交流などの家事事件が合計30件、もう10件は少年事件10件である。

機関の役割の5つの観点からまとめられている。

虐待が非行に至るプロセスの分析では、まずは虐待による子どもの性格行動に影響し（愛情飢餓、過敏さと傷つきやすさ、感情コントロールの悪さ、慢性的な欲求不満、攻撃性の高さ、自己イメージの悪さ、自信の欠如・劣等感）、そしてそこに家庭への不適応（親に対する拒否感、家庭・社会への不信感、疎外感、孤立感）が合わさり、家出、金品持ち出し、万引きなどの①虐待回避型非行に進展し、そしてそれが進行し、②暴力粗暴型非行（器物損壊、暴力行為、恐喝等）、③性的逸脱型非行（売春、援助交際、性的逸脱行為等）、④薬物依存型非行（覚せい剤、シンナー等の使用）、に至るという流れを明らかにした。

本研究は、サンプルこそ少ないものの、虐待が深刻化し、非行に至っている、ある種重症例ともいえる特殊なグループの非行ケースの特徴を質的に丁寧に検討を行っている。

5. 2005年～2009年まで

2005年以降は、虐待の種別と非行のつながりといった研究が増える。

(1) 警察にて検挙、補導、保護された少年の被虐待体験（内山, 2005）

本研究は、施設や少年院に入所まではしないが、非行行為で警察が関わったケースの被虐待経験調査である（内山, 2005）。上述の少年院の調査（2001～2003）と児童自立支援施設の調査（2000）は、非行少年の代表的なデータとは言にくいこと、両研究のデータの質が均一ではないこととし、警察で各種犯罪により検挙・補導・保護された少年¹⁶を対象にして、自己申告法によって尋ねる調査研究を行った。統制群は、公立高校の男女生徒であり、同一質問紙の調査を実施した。非行群は、男女782名（男子531名、女子251名）、統制群は男女209名であった。質問項目は、暴力的行為（身体的虐待）、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待、性的虐待のより具体的な全34項目であった¹⁷。「よくある」「時々ある」「たまにある」「一度もない」の4件法での回答様式で、分析に利用したのは「よくある」

¹⁶ 凶悪犯・粗暴犯（ただし強姦を除く）、性犯罪（強姦と強制わいせつ）、窃盗などその他の刑法犯（ただし簡易送致は除く）、薬物事犯（覚せい剤取締法及び毒劇物取締法違反）、性に関わる福祉被害少年（女子のみ）（児童ポルノ法、青少年保護育成条例、児童福祉法等の被害少年）

¹⁷ 身体的虐待：お尻、手、顔をたたく、殴る、平手打ち、つねる、物でたたく、物を投げつける、意志に反して髪を切る、押し入れ等に入れる、家の外に出す等。

ネグレクト：一人で家においていく、裸のままにする、自動車内に放置する、泣いても放っておく、食事を与えない、風呂に入れない、下着をかえない。

心理的虐待：私を褒めたことがない、気に入らないことがあると私に八つ当たりする、私は親に対していつもビクビクしている、兄弟姉妹と比べて不公平に扱う、行きたくない塾や習い事に無理やり行くように言われる、「いないから出ていけ」と言われる、「生まれてこなければよかった」と言われる、刃物をつきつけるなど、怖い思いをさせる。

性的虐待：むりやり、身体や乳房をさわられた、むりやり、裸や下着姿の写真をとられた、ポルノ雑誌やアダルトビデオをむりやり見せられた、むりやりキスされた、異性（あるいは同性）から、むりやり裸や性器を見せられた。

図表Ⅲ－４－９．調査の結果

	加害者	非行男子	非行女子	一般男子	一般女子
身体的虐待	父親	33.9 %	28.0 %	26.0 %	24.8 %
	母親	24.6 %	30.0 %	19.0 %	25.6 %
ネグレクト	父親	30.4 %	31.1 %	24.0 %	29.3 %
	母親	24.7 %	29.1 %	15.0 %	25.7 %
心理的虐待	父親	45.0 %	43.0 %	37.0 %	38.5 %
	母親	48.0 %	57.0 %	42.0 %	52.3 %
性的虐待		-----	7.6 %	-----	5.5 %

註：本研究は統計処理の記述はない。

典拠：内山(2005)より筆者作成。

「時々ある」のみであった。この研究では、それぞれの虐待と非行様態との関連も調べている。

本研究は、統計的な処理の記述がないため、統計的に有意な差等は不明であるが、各項目で非行少年の方が被虐待率が高いのと同時に、一般男女の被虐待経験率が高いのも本研究の特徴である。特に心理的虐待が非常に多いのが特徴である。これは、虐待の定義がより具体的で、より広い内容を含むようになっているからであろう。とはいえ、こうした体験を一般市民にも高率で見られるということ自体は注視する必要がある。

こうした被虐待体験と非行との関係をみると、男子の凶悪・粗暴犯と薬物犯、女子の福祉犯被害者と薬物犯は被虐待経験が多く、女子の福祉犯被害者に性的虐待被害が多いのが特徴としてあげられた。

(2) 発達障害と虐待、非行、そして学校

2000年代に入り、より発達障害への注目が世間でも専門家の間でも集まるようになった。林(2006)は、非行・犯罪の原因として、虐待と学校における「いじめ」(虐め)を同一地平で論じている。発達障害を持つ子どもにとって、学校での教員や友人の対応もまた、非行の遠因となりうる、すなわち「虐待」ととらえられるとする。発達特性による主観的世界、認知の在り方、それによるストレスの受け方といった特徴が、学校におけるいじめも、子どもによっては相当な傷となるとしている。林(2006)は、「少年非行・犯罪の背景には当事者の発達特性と環境因子の両方を念頭におく必要である」とし、発達障害の認知特性が被虐待体験をどう学習し、どう犯罪・非行につながっていくかということ、発達障害を抱える子どもや親の主観的世界、とらえ方を通して明確に説明している。

この時期は、学校における不適応問題について、発達障害と非行、虐待の関連が指摘され始めた時期でもある(定本, 2005、藤川, 2007など)。非行と虐待というテーマは学校教育の問題と大きく関係する。非行と学校教育に関する文献としては膨大なものがあるが、書籍としては藤川(2007)、高木(2014)、安川(2015)などがあり、非行防止という観点から学校教育、特別支援教育を見ることは重要であることが示されている。実際、国立武蔵野学院(2000)でも、生活上の問題として、学習不適応問題が高比率であげられている。2010年には小栗(2010)が、発達障害の二次障害と非行との関係

を示し、非行と発達障害の関係が次第に明確化されていった。この点については、検討がまだ浅いように思われ、今後の課題の一つとしてあげることができる。

(3) 少年院における発達障害と小児期逆境体験に関する調査 (松浦ほか, 2007a)

本研究では、少年院に在院する少年185名(平均年齢18歳6か月)と99名の公立高校の男子高校生(平均16歳9か月)に対し、ACE(Adverse Childhood Experiences; 逆境的小児期体験)質問紙¹⁸、LD、AD/HDについての質問紙を実施した。

ACEに関しては、昨今日本にも紹介されてきている考え方で、小児期の逆境体験の数が、その人の予後、人生に影響するかという研究を主としており、海外では多くの研究成果がある。この研究における少年院在院者の中で多い項目順に示すと、「両親のうちどちらもあるいはどちらかがいなかった」(56.8%)、「アルコールや薬物乱用者が家族にいた」(22.2%)、「繰り返しの身体的暴力」(19.5%)、「母親が暴力を受けていた」(14.1%)の順になる。すべての項目において、統制群の高校生は数パーセント程度であり、両者の差は大きい。

本研究は「非行のメカニズムを理論的に説明しているとは言い難い」が、虐待のとらえ方という点では興味深い。ACE項目の中には、アルコール、薬物乱用の問題も含まれる。虐待や非行臨床の実務上、こういったケースに出会うことは多いが、調査をされているものは少ない。児童虐待防止法の枠組みだけでなく、物質依存や離婚を含めた環境因をリスクとしてとらえる考え方は、現在の虐待・非行分野の研究(特に数量的研究において)では少ない。この点を含めることが、より客観的な調査につながるものと思われる。

(4) 少年施設入所少年、児童自立支援施設入所児童の性被害

この頃から性被害経験と非行との関係を調べる調査研究もでてきた。松本(2009)は、少年鑑別所入所中の男女少年241名、少年院収容中の男女50名、対照群として公立高校の生徒316名に同じ調査を行った。少年鑑別所入所中少年と少年院収容中の少年を合わせ、男子少年291名のうち、性行為の強要被害は9.3%であり(対照群は0.6%)、女子少年は56.7%であった(対照群は4.3%)。なぜこういった施設に入所している少年に性被害の率が高いのかという問いに対しては、矯正施設内での同性被収容者からの性被害の可能性、以前に入所していた児童養護施設等での性被害の可能性、性被害体験が様々な非行犯罪を促進する可能性の三つの可能性を示している。

松本(2009)は、「強調しておかなければならないのは、一般高校生、少年鑑別所、少年院という順に、非行性・犯罪性・社会逸脱傾向が重篤な集団になるにしたがって、その集団における性的虐待の被害

¹⁸ ①繰り返し身体的暴力を受けていた(なぐられる、けられるなど)、②繰り返し心理的虐待を受けていた(暴力的なことばでいためつめられるなど)、③性的な暴力を受けていた、④アルコールや薬物乱用者が家族にいた、⑤母親が暴力を受けていた、⑥家庭に慢性的なうつ病の人がいたり精神病をわずらっている人がいたり、自殺の危険がある人がいた、⑦両親のうち、どちらもあるいはどちらかがいなかった、⑧家族に服役中の人があった、⑨親に無視されていた(学校に行かせてもらえない、食事をつくってもらえないなど)。

経験率が高いということである。この事実は、各集団の年齢分布に差があることを差し引いても、性的虐待と反社会性との関連を推測させる結果といえないであろうか？」(松本, 2009: 45) としている。

さらに、こうした性被害体験をもつ男性の身体的虐待の影響と、性被害体験の影響を調べており、その結果、自殺関連行動は暴行被害を受けた少年により顕著で、身体的虐待は解離傾向と、性的虐待はリストカットのような自己切傷を密接に関連するという結果が得られた。暴行被害と性的虐待も受けた群では、優位に自殺関連行動があった。また男性の受ける性被害であっても自殺関連行動、違法薬物の使用等があった。「男性の性被害体験が、その精神保健的問題の重篤さにおいて、女性のそれよりも軽傷であるとはいえないことを意味している」とし、男性への性的虐待の影響の深刻さを提示した。

また男性の性被害のうち、性行為を強要した加害者(回答者25名)は、最も多いのが女性の友人・先輩で16名で、順に男性の友人・先輩で5名、見知らぬ女性で3名であった。行為の内容は、性器を触られる(21)、口腔性交の強要(14)、相手の性器を触らされる(13)、性交(肛門性交も含む)(11)であった。

藤岡(2006)は、女子少年院在院中の126名、児童自立支援施設71名の合計197名に調査を行っている。その結果、性被害体験率は、強姦被害で63.1%、未遂を含めると77.8%、性的接触被害は81.4%、性器露出被害(見せられる)66.0%であるという結果を得ている。その他、孤独感を感じている少女が約75%、家出経験9割以上、自傷約75%、30%に自殺企図、希死念慮のみが50%、全体として死にたいと思ったことがあるが85%におよぶ。物質乱用も多く、95%以上に飲酒・喫煙経験がある(少年院約6割、児童自立約4割)。

女性の性被害はもちろんのこと、男性の性被害についてもこの頃から文献が出始め(一部内容も含む)、『トラウマとジェンダー』(2004年出版)、『男の子を性被害から守る本』(2004年邦訳出版)、『少年への性的虐待』(2005年邦訳出版)、『性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド』(2005年出版)、『性的虐待を受けた少年たち』(2008年邦訳出版)等が次々に出版された。

6. 2010年以降

2010年代に入り、非行の要因としての虐待や発達障害に関連する数量的な研究(西中ほか, 2014、望月2013、瀧上, 2010a, 2010bなど)、両親の離婚と非行との関係について扱った研究(古舘ほか, 2017)などが出始めるが、全体的にみて、非行と虐待との関連を扱う研究は減ってきた時期である。公的機関による調査研究もない状況が続いている。一方で、生物学的側面からの研究報告(友田, 2017など)、対応方法として認知面へのアプローチ(宮口, 2017、吉澤ほか, 2015など)が散見されるようになってきた。また、非行に関しては海外から縦断研究や犯罪からの離脱研究の紹介が行われるなど新しい動きが見え始めた。今後については、より詳細な部分に入った研究、また公的機関による大規模な調査研究、さらに大規模な縦断研究の可能性が示された。

(1) 発達障害、非行、虐待の関連

非行の要因としての虐待と発達障害という点は、この時期から実証的に多くの研究者によって検討されはじめた(測上, 2010a, 2010b, 望月, 2013など)。一貫しているのは、発達障害のみが非行の単独リスクになるわけではなく、虐待やいじめ等不適切な環境・刺激が大きな要因になるということである。「破壊的行動障害の連鎖 (March of Disruptive Behavior Disorder)」という論(齋藤・原田, 1999)¹⁹の中で、原田(2002)は、ADHDを抱える子どもが不適切な養育や周囲からの叱責を受けることが、彼らが破壊的行動障害への悪循環に陥る要因としてあるとする。測上(2010a, 2010b)は統計的にその結論を支持する結果を出した。Moffit, T. E. (1996; Silva, P. & Stanton, W., 1996に収録)の神経心理学的問題に注目した長期持続型の非行行動の論においても同様に不適切養育の要因を含めて考えられている。神経発達上の素因がそのまま単独リスクで非行・犯罪行動に至るわけではなく、不適切養育やいじめなどの環境要因が欠かせない要素であることは一致している。

さて、測上(2010a, 2010b)は、発達障害と虐待、非行の関係について注目し、少年鑑別所に入所した1,842名(うち女子は250名)に対する数量的検討を行っているが、破壊的行動障害の連鎖についての検討では、ADHD傾向から反抗挑戦性障害傾向というつながり、反抗挑戦性障害傾向から行為障害傾向というつながりが大筋で支持されたが、反抗挑戦性障害から行為障害への移行については、不適切養育の経験と、非行場面に近づかないという非行抑制傾向によりリスクが低くなるという結果を得ている。結論として、不適切養育の予防、非行抑制傾向への介入が目指されるべき介入であるとされた。また、不適切養育と発達障害との関係では、多動衝動優位型のADHDの場合は身体的虐待を受けることと結びつきやすく、不注意優位型は放任されてしまうことと結びつきやすかったという結果を得ている。さらに放任や虐待は行為障害傾向を高めるという悪循環に結びつくともしている。共感性の「視点獲得」については、放任との負の相関があるとの結論も得た。

(2) トラウマと反社会的行動の関連(西中・吉川・福井, 2014)

西中ほか(2014)は、虐待を受けた子どもの問題行動の要因をとらえることに関して、トラウマの有無よりもその影響によって生じた現症状を扱う必要があるとする。それは、その子どもによって、受けるダメージも、症状化、行動化も違うからであるとする。これらから、トラウマ症状を日本版PDS (Posttraumatic Diagnostic Scale)、TSCC (Trauma Symptom Checklist for Children)において自己評価、他者評価を行い、その他、YSR (Youth Self Report) でメンタルヘルス全般、LSRP (The Levenson Self-Report Psychopathy) でサイコパシクな情動と行動を評価し(サイコパシー第1要因: 情動のなさや冷淡で非情緒的な傾向、第2要因: 反社会的な生活様式にかかわる行動の特徴)、さらに脳機能の評価をするためにFrSBe (Frontal Systems and Behavior Scale)、IGT (Iowa

¹⁹ 破壊的行動障害の連鎖: ADHDを抱える子どもが発達的に、反抗挑戦性障害、行為障害、反社会性パーソナリティ障害に移行するとする考え方。DSM-5の診断基準においても、反社会性パーソナリティ障害の診断基準にも、行為障害が、行為障害の診断基準には、反抗挑戦性障害の既往歴が示されている。

Gambling Task) を含む4つの検査を実施し分析を行っている。トラウマ体験が脳に構造的・機能的障害を引き起こし、サイコパシー傾向につながるという仮説のもと行われた研究である。対象者は児童養護施設に入所する74名の子どもである。

結果としては、子どもの自己報告と職員の回答では虐待体験に相違があり、実際のトラウマ体験よりも、子どもは事実を表出しにくいことがまずはあげられた。また、虐待の種別によって現れるトラウマ症状も違っていた。ネグレクトでは不安症状が前面に出、身体的虐待では高い抑うつ、不安、心的外傷、解離が高く、性的虐待では怒り、不安、解離での高得点が見られるなどである。同じ虐待経験でも頻度と程度、または個人差によっても、症状化の程度は様々であり、複数の虐待体験がある場合も多いので、トラウマの客観的評価のうえ、現症状の把握の必要性があるとした。被虐待経験の有無のみでは、後の障害の重篤さを予測するうえで、抜けが生じるという。問題行動との関連としては、怒りの症状が非行・問題行動に影響し、さらに外向的な問題がサイコパシーに関連があることが再確認された。

先の測上(2010a、2010b)も含めこうした数量的な研究は、日本において多く行われている研究ではない。こうした数量的で各要素間の連関をみる研究も全体的な研究、質的な研究とともに必要な研究であろう。

(3) 生物学的要因に関する知見と対応

梶屋(2014)は、非行や犯罪におけるバイオロジカルな見方が、直線的に非行と関係するというとらえ方をするなどの誤解が生じると、その生物学的要因を持った者に対するスティグマを負わせてしまう危険性を指摘する一方で、サイコロジカルな視点やソーシャルな視点に偏りがちな非行や犯罪をバイオロジカルな視点で見ることの重要性を、いくつかの代表的な知見²⁰を紹介しながら指摘している。先の西中(2014)の報告もそうであるが、神経心理学的、脳科学的な研究法やその知見は、最近の児童虐待や非行に関するトピックとして話題になっているところである。

友田(2017)は、非行に関する脳科学の最新の知見を示している。友田によると非行問題行動を起こしやすい10代の頃は脳の発達上、敏感で脆弱であるが、それだけ適切な環境が与えられれば、それに素早く反応する「脳の可塑性」があるという。この論文の中で、筆者らの反応性愛着障害の子どもの報酬系機能障害をADHDと定型発達群との比較研究を紹介している。報酬系とは、「欲求が満たされた時に活性化し、快の感覚を与える神経系」である。3群に対し、報酬を与えるゲームを行ったところ、定型発達群は、低報酬でも、高報酬でも脳は活性化するが、ADHDの場合は高報酬に反応し、低報酬では反応しにくいこと、反応性愛着障害の子どもでは、高報酬でも低報酬でも反応が見られなかったという。それだけ反応性愛着障害の子どもには、褒め言葉は届きにくいとし、「低下している報酬系を賦活させるためにも、普通の子ども以上に褒めそだてを行う必要がある」としている。特に

²⁰ 内分泌要因、神経伝達物質要因、脳局在機能関連要因、自律神経系要因、知的要因、遺伝要因、実行機能要因。梶屋(2014)では、これらの知見が簡略にまとめられている。

1歳前後に受けたマルトリートメントが最も影響を及ぼしていたとの結果も紹介している。このような脳科学的見地からも、厳罰化よりも修復可能性を見ていく必要性も指摘されている。友田は、他にも、虐待による脳への影響として、様々な知見が紹介されている²¹。

梶屋（2014）はWHOの提唱する治療モデルである「Bio-Psycho-Social」も含め、これらの要因をバランスよく見ることが非行においても必要であり、そのためには多職種による介入が必須であるとする。改めて、実証的見地から、生物学的視点の重要性が指摘されているといえる。

7. 海外のコホート研究、縦断研究

日本において、非行や児童虐待・児童福祉分野に関してだけでなく、子どもの発達についての大規模な縦断研究（前向きコホート研究）の経験は乏しい。非行や犯罪の予防、児童虐待やDV等の家庭内における暴力の予防、日本全体の公衆衛生をより高めるためにも、こうした研究が待たれる。1990年代の節で、Widomの研究を紹介したが、本節では、その他日本で紹介されている研究をいくつか紹介し、今後の研究の可能性に触れた。

（1）ダニーディン・スタディ（The Dunedin Multidisciplinary Health and Development Study）

ダニーディン・スタディは、1972年4月1日～1973年3月31日の一年間にニュージーランド南島のダニーディン市の病院で生まれた1,037人を対象とした縦断研究で、対象者が38歳時（2010年～2012年に実施）の調査で95%が追跡されている研究である。誕生時、3歳時、その後は15歳までは2年ごとに、さらにその後は、18歳、21歳、26歳、32歳、38歳に調査を行っており、現在（2017年～2019年）は、45歳時の調査が行われている（Dunedin Study HP）。邦訳されている文献は、21歳時点の調査までのもので2010年に刊行された（『ダニーディン 子どもの健康と発達に関する長期追跡研究－ニュージーランドの1000人・20年に渡る調査から』、酒井訳、明石書店）。

ダニーディン・スタディの目的は、青少年の健康と一般的な発達について検討すること、種々の疾患の有病率、健康に関わる行動、健康問題を引き起こす要因を明らかにすること、また健康問題等を抱える青少年を見つけ出す方法を開発・改良し、専門家がそれらを利用できるようにすること、問題を抱える青少年への対処や教育プログラムを発展もしくは評価するための有用な情報を提供する等で

²¹ 性虐待による視覚野の萎縮（細部の記憶、視覚的な感情処理を司る左半球の視覚野）、暴言による聴覚野の拡大（通常のシナプスの刈込みが進まず、過剰に情報を受け取るようになる、知能等の発達に影響を与える）、DV目撃による視覚野の萎縮（特に11歳～13歳で視覚野の過敏・過活動。言葉によるものの方が影響が大きい）、激しい体罰による前頭前野の萎縮、複数の虐待経験による脳のダメージの複雑化・深刻化などがMRIを用いた脳画像研究によりわかってきたとしている（友田、2015など）。そして、身体的虐待やネグレクトを受けた人よりも、親のDVを目撃し、かつ自分も言葉でののしられた人の方が、トラウマ症状が重篤であること、単独の被虐待経験は一時的に感覚野（視覚野や聴覚野）の障害を引き起こすが、より多くのタイプの虐待を一度に受けることはもっと古い皮質である大脳辺縁系（海馬や扁桃体など）に影響をもたらすというような結果も示している。虐待が、脳にもたらす影響、その結果非行や問題行動に至る。

ある。

当初はここまで長く続くものとは考えていなかったようであるが、現在では関連する1,200を超える出版物、論文が公刊されており、政策などにも影響を与えているという（Dunedin Study HP）。ダニーディン・スタディは広く学際的な研究であることが特徴的で、身体的な側面から、心理社会的な側面等、様々な領域で調査・検討が続いている。本報告書のテーマである非行、子どもの発達に関連するものも多く報告がされている。2003年から2006年には、調査対象者の90%の親への1,900に及ぶインタビューから家族の健康についての調査が行われ（The Family Health History Study (2003-2006)）、調査対象者の子ども世代への調査（親子の15歳時点の比較、彼らが親になった段階でのペアレンティングについてなど）が行われるなど、3世代にわたる研究になるなどの広がりも見せている。

非行に関する調査は、調査対象者が13歳時に始まり、Moffitt, T. E.が主任研究者として現在も研究を進めている。9歳時点の調査からは、他の研究者により飲酒経験、喫煙経験等の調査もされている。

Moffitt, T. E.は、長期持続群（Life-Course-Persistent）と青年期限定群（Adolescence-Limited）を概念化したことで有名であるが、この研究はダニーディン・スタディにおいても行われた。青年期限定群は、文字通り青年期のみ非行行為を示すグループで、成人になるにつれ非行行為からは離れていく。一方で、長期持続群の場合、早期発症の非行・問題行動を示すもので、知的障害を含めた神経心理学的問題の影響もあるとし、さらにそれらの要因によって家庭や学校などにおける不適応を示す等の悪循環があるとする。この群には、虐待等、不適切養育も絡んでいることも指摘されており、特にネグレクトは大きな要因であるとされている。Moffittらはその後も研究を続けている（Donnellan, M. B. et al, 2005, Broidy, L.M. et al, 2003, Wright, B. R., et al, 2001, Moffitt, T. E. & Caspi, A., 2001など）。

その他、ダニーディン・スタディでは、幼少期は愛着対象物についての調査を行ったり、児童期からは知覚、書字能力、学業、精神障害を、思春期・青年期からはパーソナリティ、職業、性的発達、パートナーとの関係など、ライフサイクルにあった調査も各時期に始まっている。身体の状態（身体検査、眼、歯、血圧など）に関する多くの項目や、家庭環境等、基本的な調査は研究スタート時から続いている（ダニーディンスタディ HPより）。

（2）その他の縦断研究について

ダニーディン・スタディのように多数の研究者によって学際的に幅広く行っているわけではないが、非行・犯罪の分野においてなされている縦断研究は多くあり、犯罪学という文脈でこれまで日本に概説的に紹介されてきた（守山ほか, 2016, Lily, J. R., Cullen, F. T. & Ball, R. A., 2013など）。

これらの中には、年齢ごとに犯罪はどのように変化するかをとらえる発達犯罪学、ライフコース理論（守山ほか, 2016）といった研究群も含まれる。

また、「犯罪からの離脱」すなわち人はどのようなプロセスで犯罪行為から離れていくか（離脱していくか）といった実践・研究も紹介されてきている（Maruna, S., 2001, Rose & Ward, T., 2011）。また日本でも、犯罪や非行からの離脱に関する研究が出てきており（法務総合研究所, 2018）、今後の研究が待たれる。

こうした研究の形態は、少なくともこれまでの日本の非行や虐待の分野では、行われてこなかった。今後、犯罪や非行の予防に限らず、児童虐待やDV等の予防を含め、様々な人間の発達をとらえる研究が行われることを望む。

8. 今後の課題

児童虐待と非行に関する数量的研究は、我が国でも徐々に蓄積されてきたが、実証性は十分とはいえない状況である。少年院の調査（法務総合研究所, 2001-2003）、児童自立支援施設の調査（国立武蔵野学院, 2000）など、公的な調査も一度の調査で終わっている。その時々時代の状況などを見ながら予防対策等を構築していくためにも、さらに発展させた総論的研究を今後も継続して行うべきである。また、非行の種別や重症度、虐待の種別や深刻度といった細かい要素を掛け合わせた分析を統計的処理をもって行う各論的な数量的調査研究も行う必要がある。どのグループにどういった対応が必要か、あるいは予防的な取り組みを行うにはどの部分に目を向けるべきかということをより細かく把握できるような研究が望ましい。

今回紹介した、ダニーディン・スタディをはじめとした縦断研究は豊かな経験と有意義な結果をもたらす。日本にも社会的養護に関するものとして、ルーマニアの施設－里親研究が紹介されたが、今後、なんらかの形で、非行や虐待を含めた子どもの発達を長期的に追う実証的な研究を行っていく必要性を感じる。海外の研究を参照しながら、我が国独自の状況・現象を見ていくためにも必要である。先に示した縦断研究も含め、日本において、非行と虐待、そして発達に関する研究は、海外の研究が輸入されているものが多い。そもそも日本の文化的文脈の中で、どのような研究が行われるべきで、具体的にどういった研究を行っていくべきかを研究・検討したものが少ない。日本独自の文脈の中で行われる大規模で長期的な研究が、非行に限らず、人間の発達についての研究が行われるべきである。

今回の文献レビューで、特にネグレクトがもたらす子どもの状態像－非行のリスクについての言及が複数の研究でなされていた。今後は、これらの研究を参照しながらも、ネグレクトがどのような成長発達を阻害し、どのような状態像をもたらすのかも含め、検討を行っていく必要がある。

非行は減っているとは言えるものの、一方で地域によっては、特に貧困と言われる地域では、非行が減るといえることとはそんなに簡単な話ではないようである（磯部, 2017、上間, 2017、阿部, 2008など）。磯部（2017）や、上間（2016）などが、貧困や虐待、非行・犯罪文化といったものが根強い地域・家庭における現状、課題を著している。どこにおいてもそういった文化はあるが、その中での子どもの被害の合いやすさ、そこからの逃げられなさ、生きる選択肢の少なさ、そして結果として反社会的行動へ向きやすくなること、そしてそこからなかなか抜けられない現状があることというような悪循環がある。これもまた再非行率の上昇の一つの要因であることとらえることができる。日本では非行が減り続けているという成果があるものの、一方で、こうした一部のグループが非行や犯罪の分野には確実に存在することを念頭に、総合的な状況把握のうえでの対策をたてていく必要がある。それらを含めて、犯罪、非行予防であると思われる。貧困、虐待、DVを抱えた層に、広く長期的な視点でのアプローチ

チをいかに考えるかは、重要な現実的な課題である。阿部（2008）も、「家庭の貧困は、子どもが非行にかかわってしまう確率を高める。しかし、この事実にも日本は目をつぶってきた」とし、川崎（2006）は、「相談内容を深めれば深めるほど、児童相談所が関与するあらゆる相談の背景には広い意味での貧困問題が影を落としていると言わざるを得ない」としている。貧困が様々な家庭の問題に潜んでいることも再発見されている現在、こうした視点でみる非行という観点も必要であろう。

また、貧困と同様、なかなか話にのぼらないのが知的障害の問題である。当然、直接的、単一的なリスク要因ではないが、虐待や発達障害同様に、脆弱性というキーワードが共通する。このグループが非行少年の一部を構成しているということを見逃すわけにはいかない。今後、これらの点も含め、社会、時代、文化という大きな文脈の中で、改めて非行の要因を検討していく必要がある。これは虐待の要因として考えるときも同様である。

今回の研究では、すべての文献を扱えたわけではない。扱えなかった文献も含め、今後も検討を加えていく。

（文責 相澤 林太郎）

Ⅲ－５ 児童相談所における非行ケースへの対応 —児童相談事例集掲載ケースの検討から—

１. はじめに

児童虐待への対応が国家を挙げて取り組むべき課題であるとされて久しい。児童相談所の体制・権限強化等、法改正によってその対応が図られてはいるものの、児童虐待によって子どもが死亡する事件が後を絶たない。2016年度に全国の児童相談所で受け付けた児童虐待の通告件数は122,578件（厚生労働省, 2018）であり、その数は増加の一途を辿っている。全国の児童相談所では引き続き児童虐待の問題に最前線で取り組んでいるが、そもそも児童相談所は18歳未満の児童についてあらゆる相談に応じる機関である。社会の要請に従って様々な問題に対応してきた歴史があり、現代においても件数で言えば児童虐待が中心となりつつも、障害や非行、不登校など様々な相談に応じている。特に非行の問題については件数こそ児童虐待ほど多くはないが、近年も重大な事件が発生しており、その対応は重要なものである。また、近年では被虐待歴のある少年が重篤な非行に至るケースも発生しており、虐待と非行の間には密接な関係があることが知られている。

本節では児童相談所で取り扱った支援の内容を報告した児童相談事例集の内容を検討する。その結果と児童相談所の支援の内容の変遷を児童虐待の問題と非行ケースへの対応を中心に検討することを目的とする。これにより児童相談所の支援の中で非行と虐待の関連が明らかになるものと考えられる。

２. 児童相談事例集のタイトルの分析

児童相談事例集は1949年「児童福祉事業取扱事例集」として刊行されたものである。その後「児童のケースワーク事例集」（1950年）、「児童のケースワーク事例集」（1951年から）と名前を変え、1969年から「児童相談事例集」として1998年まで毎年刊行されたものである。収録の内容は一部の調査研究を除くと、全国の児童相談所において取り扱った相談の内容を事例報告として収録したものである。事例報告はその時代時代において関心がもたれていたテーマが収録されており、この内容の変遷をたどっていくことによって児童相談所の支援において関心がもたれてきたテーマを把握することができる。そこで児童相談事例集に収録された事例報告のタイトルから非行に関するテーマが述べられているものを抽出し、その数の推移を示すことによって児童相談所において非行の問題がどの程度関心をもって扱われてきたかを検討することとする。なお、児童相談事例集に収録された事例報告の一覧については川崎ら（2013）に収録された一覧を利用した。

児童相談事例集に収録されたタイトルに非行を含む事例報告の数の分布を示した表を以下に示す。

図表Ⅲ－５－１．児童相談事例集における非行に関する事例報告の掲載数表

年	総収録数	内非行	年数	総収録数	内非行
昭和 24 年	12	7	昭和 49 年	19	7
昭和 25 年	15	5	昭和 50 年	17	0
昭和 26 年	8	3	昭和 51 年	17	0
昭和 27 年	11	7	昭和 52 年	18	0
昭和 28 年	10	5	昭和 53 年	11	1
昭和 29 年	15	7	昭和 54 年	17	2
昭和 30 年	36	19	昭和 55 年	22	5
昭和 31 年	88	0	昭和 56 年	19	2
昭和 32 年	3	0	昭和 57 年	15	15
昭和 33 年	24	12	昭和 58 年	12	0
昭和 34 年	29	11	昭和 59 年	19	0
昭和 35 年	42	14	昭和 60 年	23	6
昭和 36 年	7	3	昭和 61 年	14	2
昭和 37 年	9	2	昭和 62 年	20	7
昭和 38 年	23	10	昭和 63 年	25	5
昭和 39 年	18	5	平成元年	22	2
昭和 40 年	12	0	平成 2 年	24	0
昭和 41 年	18	1	平成 3 年	11	0
昭和 42 年	30	0	平成 4 年	19	1
昭和 43 年	17	5	平成 5 年	25	0
昭和 44 年	20	2	平成 6 年	22	3
昭和 45 年	29	1	平成 7 年	15	6
昭和 46 年	23	5	平成 8 年	11	0
昭和 47 年	17	0	平成 9 年	20	0
昭和 48 年	11	5	平成 10 年	12	1

典拠：筆者作成。

図表Ⅲ－５－１に示した通り、50年にわたって刊行された児童相談事例集では合計976本の事例が報告されており、その内タイトルに非行にかかわるキーワードが記載された報告は194本であった。実に2割程度が非行にかかわる報告であり、児童相談所における支援において非行は一定上の関心をもって対応してきたテーマであると言える。ただし、その分布には偏りが見られ、収録された報告の半数以上が非行を占める年もあれば、数年にわたり非行に関するテーマの報告がない時期もある。ここで他の資料を用いて児童相談所の支援対象の歴史を概観し、その推移の理由を明らかにすることとする。

2. 児童相談所における支援対象の歴史

本節では児童相談所や児童相談所で行われている歴史を明らかにする有効な資料として、加藤(2016)がある。これは長く児童相談所で心理判定員、児童福祉司として支援に携わってきた著者が自身の経験や莫大な資料をもとに、社会からの要請に対して児童相談所がどのように応えてきたかが記されている。この中で児童相談所の歴史を「児童福祉前史」(1968年～1945年)、「児童福祉の幕開け」(1945年～1956年)、「児童福祉の展開」(1957年～現在)に分類し、「児童福祉の展開」についてはさらにおよそ10年前後の区切りで6期に分類している。前述の児童相談事例集は1949年から1998年に刊行されているためそれぞれに対応させて検討することとする。また、2001年以降については児童相談論集の刊行が終了しているため、その他の資料を用いて検討を行う。

(1) 児童福祉の幕開け(1945年～1956年)

「戦争の犠牲となった児童への緊急保護と施設収容業務から、欧米から導入したケースワーク論や心理技術による個別的援助へと専門性の模索」(加藤, 2016: 17)と説明されている。

児童相談論集では「教護児」という言葉がタイトルに含まれるものが多く、非行を扱った報告が全体の半数以上を占める年が多い。全体でも1956年が「精神薄弱児の事例特集」とし、87本の報告があり、具体的なタイトルが不明であるため非行に関する報告を0本としているがこれを除けば全体のおよそ半数が非行に関する報告である。

(2) 児童福祉の展開1(1957年～1964年)

『児童相談所執務必携』が定められ、運営基準(職員定数基準等)、執務基準(内部組織の設定)、基本的な技術(心理療法および心理検査等)の導入が始まった。心理主義の克服と社会的視点の重視。一方国の経済成長政策と児童福祉の拮抗が始まる。」(加藤, 2016: 17)と説明されている。

この頃になるとやや非行に関する報告の割合はおよそ3分の1程度に減少する。学校的王子とされた子どもに対するプレイセラピーの経過を報告したものが登場しており、児童相談所の取り扱う対象やその方法が多様化を始めたことがその理由であると考えられる。

(3) 児童福祉の展開2(1965年～1974年)

「不就学障害児の取り組みを通して『相談所の中での指導、治療活動』から『援助を必要としている児童と家庭の暮らす地域』へ→社会的介入と社会的参加」(加藤, 2016: 17)と説明されている。

非行に関する報告の数は2割弱まで減少する。説明にあるように障害児に対する相談・指導に強い関心が向けられていたらしく、障害児への支援に関する報告が増加し、1972年には「在宅障害児指導特集」、1974年には「早期発見、早期治療・指導事例特集」といった障害時に関する特集が組まれている。

(4) 児童福祉の展開3(1975年～1984年)

「子どもの権利回復と権利保障のために地域住民との共同の取り組みの模索と新しい探求の展開→

『訓練・指導・治療・適応の対象者』から『生活と発達の権利の主体者』へ』（加藤, 2016: 17）と説明されている。

児童相談事例集における非行に関する報告の数は前期と同程度の割合である。取り扱う内容の多様さに加え、支援の方法においても様々な技法が報告されるようになってきたことが特徴である。

（５）児童福祉の展開４（１９８５年～１９８９年）

「児童相談所における児童・家族問題の底流に貧困問題があることの解明。児童、家族と共に地域の人々、関係機関、団体との共同の育ち合いとネットワークづくり」（加藤, 2016: 17）と説明されている。

年号が昭和から平成へと変わる時期である。非行に関するタイトルのついた報告の割合はさらに減少を見せる。ただし、1987年では施設入所に関する報告を集めた中、報告を共通するテーマで分けているが、被虐待児・養護児童、登校拒否児童・情緒障害児童、心身障害児童と並び教護・触法児童を一つの分類として割いており20本の報告のうち6本が掲載されている。この時代の説明にあるように、児童の問題行動の背景に家族の問題が介在していることを強く窺わせるタイトルが多い。

（６）児童福祉の展開５（１９９０年～２０００年）

「社会福祉全体の『制度改革』の中で『社会保障制度、権利としての児童福祉』から『応益負担、サービスとしての児童福祉』への転換及び様々な『子育てプラン』政策、事業が打ち出される中で児童相談所の業務の混乱と不明確化。市町村との連携強化を進める。」（加藤, 2016: 17）と説明されている。

平成となり年々児童虐待の問題が社会問題として認知されつつある時代である。さらに1995年の阪神淡路大震災や時を前後して、オウム真理教によって引き起こされた様々な事件の影響によって児童のケアについて関心が集まっていた。そのためか児童相談論集においても児童のケアについて実践が報告されたものが増加しており非行に関する報告の割合は目立って減少している。そのような中1995年の児童相談論集では15本中6本と前後と比べて目立って多くの非行に関する報告が掲載されている。これはこの年の特集が「機関連携」であり、この頃少年による凶悪犯罪が問題とされ、司法機関との連携が児童相談所における課題となっていたことが関係しているのだろう。

（７）児童相談論集刊行終了以降（２００１年～）

この後児童相談所の業務は1997年頃から始まる児童虐待の社会的発見（加藤, 2016）を経て、年々児童虐待の対応が中心となっていくが児童相談論集は1998年で刊行を終えている。児童相談所の対応が児童虐待中心へと年々シフトしていく中、非行の問題も以前に増して児童虐待との関連で論ぜられるようになる。小木曾（2004）は放火を繰り返す女児のかかわりを通して、女児が母から受けてきた虐待と放火の関係性について論じている。また、その支援の中で女児の引き起こした放火という問題行動の予防のためにも母への支援の有効性を論じている。

3. 刊行初期と末期の掲載報告の比較

ここで児童相談事例集刊行初期と末期の文献を紹介し、その内容の比較を行う。

(1) 初期の文献

1949年、児童福祉事業取扱事例集として刊行された際、12本の報告のうち7本と半分以上が「要教護児の事例」等非行に関わるケースであることがわかる。ケースワーク事例集と名を変えて刊行された翌年にはタイトルから要教護児ということばは減ったものの、具体的な問題行動が明記されるようになる。玉田（1950）では喫煙、賭博、夜遊び、窃盗といった問題行動が見られる児童に対し、関係調整を通してその改善を試みている。萩原（1950）では粗暴な行動により問題を起こしている児童に対し、在宅のまま指導を行った取り組みを紹介している。更に翌年河村（1951）は繰り返し窃盗を行う男児についてその原因を愛情不足であると見立て、繰り返し家庭訪問による関係調整を行うことでその改善を試みている。

このように初期の報告では家庭訪問による関係調整を中心に行動の改善を図っていた報告が多い。また、この時代からすでに児童の問題行動の背景に愛情不足をはじめとした養育者のかかわりの不適切さが関係していることが報告されていることも興味深い。

(2) 末期の文献

年々児童相談事例集における非行ケースの報告が減少している中、突出して非行ケースの報告が多くなっている1995年を中心に文献を紹介する。

大宮（1992）では現在でいう発達障害を有し、その無理解から二次障害として車上荒らしなどの問題行動を示した児童に対し、薬物治療や心理療法、施設入所による環境調整等あらゆる手段を講じて対応した事例が報告されている。栗原（1995）も養父からの虐待から逃げ出すため家出や窃盗という問題行動に至った児童への支援の中で身体的な障害も発見し、就労・自立に向けてあらゆる手段を講じたものの、養父の協力が得られず支援に苦戦する様子が報告されている。関谷・山谷（1995）では児童虐待の被害児が後に家庭内暴力に至った3事例を紹介し、その総括として「児童虐待の放置→家庭内暴力」という暴力の連鎖の存在、子どもの暴力に対しては機を逸さない危機介入の重要性、家庭内暴力の問題における親子分離による双方の内省を深めることの重要性と児童相談所の果たす役割、分離後のアフターフォローの重要性といった重要性を指摘している。

以上の内容から初期に比べると家庭環境等、児童の外だけでなく、発達障害や非虐待体験等児童の内部においても複雑に絡み合う要因からあらゆる手段を講じるようになっていくことが特徴である。

4. まとめ

加藤（2016）の述べた児童福祉の歴史では、戦災孤児（主に非行の問題を伴う）の救済から障害時への支援、貧困の問題への対応、そして児童虐待への対応と社会の変化に合わせてその支援の対象を説明している。確かに表立った対応すべき課題は変化しているが、一方でそのケースの捉え方におい

ては一貫した姿勢が窺われた。それはいかなる問題行動であっても家庭環境の影響が児童の問題行動として表れており、児童の健全な育成には児童本人へのアプローチと並行して環境調整によって児童が健全に発達を遂げる環境を整備することが重要であるという考えである。時代を経る中で発達障害等児童の内部に存在する非行に至りやすい特徴に注目が集まったことがあったが、最終的には家庭環境や児童の持つ問題・課題への周囲の無理解といった児童の環境との関係においてその対応が検討されている。この傾向は児童相談所の支援対象が児童虐待への対応中心になったのちにも変化することではなく、児童虐待の影響が様々な経過をたどり非行はその表れの一部であると論じられている。児童相談所の直面している課題は日々様々な問題が複雑に絡み合ったものとなっている。それに対応するため、現場では新たな援助手段等の導入が日々試みられている。それに伴い、昨今重大な犯罪行為を行った少年に対する支援に福祉分野が強く関与していくことが求められている。従来重大な触法行為・犯罪行為を行った児童や少年の多くは司法機関や矯正施設にその支援の役割の大部分を担うことが多かった。その中で発達障害者支援法の施行や発達障害児（者）への支援が社会で関心を集めるようになるなか、支援に福祉分野が一層関与することが求められてきている。触法発達障害者の支援の実践とその展望については藤川・井出（2011）に詳しく述べられている。しかし今回の検討で明らかになった通り、支援に際してその根底にある児童へのまなざしに変化があるわけではない。加藤（2016）の冒頭で述べられているように「児童相談所は、この70年間“生きてきた”し、今日を確かにちゃんと“生きている”、そしてこれからも“生きていかねばならない！”」という言葉を理解し、先人の取り組みを参考としながら新たな手段を探っていくということが児童虐待の対応のみならず、非行ケースへの対応においても必要とされているものと考ええる。

（文責 三枝 将史）

Ⅲ－6 新聞記事の分析から捉える非行と虐待の関連

概要

本稿の目的は、新聞記事の分析から「虐待」と「非行」がどのように関連し合うのかを時代背景や社会的動向等の文脈の中で明らかにすることである。朝日新聞の掲載記事を検索する「聞蔵Ⅱ」（1985年～2017年）を用いて「虐待&非行」でヒットした716件のうち、事例・事件について取り上げられた69件の新聞記事を対象にした。分析は時代ごとの特徴についての分析と、内容面についての分析の2つを行った。

時代による分析では、虐待と非行の関連を示す記事は厚生労働省（旧厚生省）によって児童虐待相談対応件数が集計され始めた1990年以降初めて紹介されていた。その数は、児童虐待防止法が成立した2000年代に最も多く取り上げられた。2010年代からは非行少年が施設内で虐待を受ける事件も記事にされ、少年院法の成立につながっていることが明らかになった。こうした点から、個々のケースや事件はその時代の法・制度の整備状況や社会的な関心の高まりを反映しており、具体的な対応策を整えるための一つの資料として位置づけることができると考えられた。次に内容分析では、虐待から非行への関連を示す第一類型、少年が子どもを虐待するという第二類型、非行少年が施設内で虐待を受けるという第三類型の3つに分類することができた。

こうした分析から虐待と非行の関連については①時代による特徴、②虐待と非行の間にある複雑な関係性、という2点から整理することができた。さらに、虐待と非行の悲劇的な連鎖を生み出さないための、個別性に特化した対応と法・制度の整備の両輪が必要であると考えられた。

1. 問題の所在

虐待と非行の関連に関する調査は諸外国では、Adverse Childhood Experiences (ACEs) 研究として多くの実証的な知見が蓄積されている (Baglivio et al., 2014; Smith & Thornberry, 1995; Widom & Wilson, 2015; Widom, Fisher, Nagin, & Piquero, 2017; Wolff, Baglivio, & Piquero, 2017)。わが国では実証的な研究は乏しいが、2000年代から徐々に、少年院や児童自立支援施設といった非行等の問題行動を示す子どもの中の逆境的体験を有する者の割合が明らかにされてきた。

たとえば、法務省では2000年以降、3回にわたって少年院在院者の被虐待経験者の割合や性格特性に関する実証的研究を報告している。第1報によると、対象者2251人中、70%以上が家族及び家族以外から何らかの加害行為を受けた経験を持っていた (板垣・松田・栗栖・吉田・郷原・小柳・吉田・横地・岡田, 2000)。虐待の種類では、身体的暴力 (軽度・重度)、性的暴力 (接触・性交)、不適切な養育態度の5種類に分類され、軽度の身体的暴力は男子64%、女子75%、重度の身体的暴力は男子47%、女子60%、不適切な養育態度は男子7.9%、女子10.5%、性的暴力 (接触) は男子1.4%、女子15.3%、性的暴力 (性交) は男子0.3%、女子4.8%であった。その後の第3報までの児童虐待に関する研究報告の中で、家族以外からの暴力や性被害の実態、聞き取り調査などが行われている。こうした調査は児童自立支援施設でも実施され、入所児童の59.7%に被虐待経験があることが示され、種別内

訳は身体的虐待が35.2%、心理的虐待が28.2%、ネグレクトが31.9%であることが明らかにされた（国立武蔵野学院, 2000）。

また非行と虐待の関連を臨床的に明らかにする研究も見られるようになり（藤岡, 2001；橋本, 2004）、幼少期からの虐待が子どもの心理、身体面、価値観、対人関係など、様々な領域に影響を与え、非行行動へと向かわせる心理的メカニズムが明らかにされてきた。一方でわが国の社会的動向や社会的関心の移り変わりの中で非行と虐待がどのように関連し合っているのかを捉える試みは、これまで十分に行われていない。そこで、本稿では、人々の生活や実際の語りを報じる新聞記事の分析を通して、少年たちの実際の生活状況を理解しながら、虐待と非行の関連およびその動向を時代の流れと共に明らかにする。

2. 研究の目的

本稿の目的は、新聞記事の分析から「虐待」と「非行」がどのように関連し合うのかを時代背景や社会的動向等の文脈の中で明らかにすることである。新聞記事は社会の動向を反映していると考えられるため、「虐待」と「非行」の社会における注目や関心を整理することになる。

3. 研究の方法

朝日新聞の記事検索サイトである「聞蔵Ⅱ」を用いて、キーワードに「虐待&非行」と入力してヒットした716件を対象とした。「聞蔵Ⅱ」の検索可能期間である1985年を始点として、2017年12月末までの期間を対象とした。ヒットした716件の内、次の2つの基準

- ①虐待と非行の関連が取り上げられていること
- ②事件や事例について取り上げられていること

を満たす記事を選択した。

新聞記事は2名体制で読み込み、2人の判断に差異が見られた場合は合議によって判断を行った。その結果、最終的に69件の新聞記事が選択され、本研究の分析の対象とした。そのため調査結果や研究者の私見のみで関連が指摘されている記事は分析から除外した。なお、1985年～1989年の記事は分析の対象とはならなかったため、対象となる69件の記事は1990年～2017年の間の事件・事例を扱っている。

4. 結果と考察

本研究ではまず新聞記事の動向を整理するために年代ごとの特徴について整理し、次に内容面の整理を試みた。以下では具体的な記事を紹介していく。

（1）年代ごとの傾向と考察

本研究で対象とした69件の記事について、5年ごとに年代を区切り集計を行った（図表Ⅲ－6－1）。その結果、1990年代（1990年～1994年）は5件（7.2%）、1995年代（1995年～1999年）は10件（14.5%）、

2000年代（2000年～2004年）は19件（27.5%）、2005年代（2005年～2009年）は15件（21.7%）、2015年～2017年は12件（17.4%）であった。

図表Ⅲ－6－1. 対象記事の5年ごとの集計

1990年代		1995年代		2000年代		2005年代		2010年代		2015～2017		合計	
N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
5	7.2	10	14.5	19	27.5	8	11.6	15	21.7	12	17.4	69	100.0

本研究の対象記事の中から、1990年代、2000年代、2010年代において初出の記事をそれぞれ紹介する。

まず1990年代で初出の対象記事について紹介する。この記事は「悪夢の夜（親になれない 報告・子ども虐待2）」（1990年11月13日朝刊）として、女子非行少年の背景に父親からの性的虐待があったことを証言する内容であった。小6時に性的虐待を受けて、その事実を友だちに打ち明けるものの「親子でそんなことするわけないでしょ」と信じてもらえずにさらに傷ついたこと、さらに性的虐待が繰り返され抵抗すると身体的暴力を振るわれるなどの行為があったことなどが証言されている。

この記事には、父親の状況についても触れられていた。親子関係を疑うと、実際、実父ではなく養父であり、自身は母親の連れ子であったこと、実母が死亡し父親には友人や近所付き合いもなく、家にいることが多かったことなどの状況があったという。そのため、少女は家へ帰らずに、放課後も友だちと遊びテレクラで知り合った男性と援助交際を行うなどの性非行に至ったという内容であった。こうした記事によって、逆境的な体験から回避するために非行化する子どもがいることが具体的な語りを通して紹介された。

つまりこうした個々の体験や語りが新聞記事を通して注目され始めたことで、全国の虐待相談対応件数の集計やその後の施策に反映されていったと考えられる。そのため当初は虐待と非行に関連する記事も5件と少数であった。その後、児童虐待防止法が施行された2000年代には19件に増加し、全体の27.5%を占めている。

2000年代に入って最初の対象記事は2000年2月25日（朝刊）に掲載された、元法務教官で弁護士の野口善國さんの「愛情に飢える少年たち 野口善國弁護士（素顔の司法）」という記事であった。この記事では、「最近、恐喝やシンナー吸引を繰り返し、二度も少年院に入ったB君に会った。出産のとき母が死亡し、父はB君を現在の養父に預けたまま行方不明となった。B君は中学生のとき、現在の養父母が実父母でないを知って、急に荒れるようになった。勝ち気な養母に自分の非行を厳しく注意されると、逆に暴力をふるう有り様である。」などの逆境的体験と非行のつながりについて事例を紹介し、厳罰化を求める世論に異を唱える内容となっている。2000年に改正された少年法の改正に伴う厳罰化を求める社会の動向に対して、非行少年を過去の虐待の被害者という側面からもアセスメントする必要性を指摘しているものである。

2010年代に入って初出の記事は、2010年2月16日（朝刊）「元首席専門官、『暴行』改めて否定『ガス発生させず』広島少年院事件」という内容であった。この記事は、発達障害等の重複した困難を抱

える非行少年に対する処遇を実践していた少年院において、不適切な指導があったのではないかという裁判に対して、職員側の正当性を主張する意見が述べられている内容である。なお、その後の判決では虐待行為があったと認定された。

すでに紹介したように少年院には虐待を受けた少年も多く入所しており、さらに反社会的な行動や攻撃性が高いことから、人権に配慮しつつ少年たちの行動化を抑制しなければならないという支援上の困難が生じやすいことを示す記事としても理解できる。実際、この事件を受けて「少年院法」が成立している。

新聞記事は社会の動向や国民の関心の所在を反映していると考えられるため、このように記事内容を年代ごとに整理していくことによって、虐待と非行の関連性と社会の捉え方について把握することができる。具体的には、全国の児童虐待相談対応件数について厚生労働省（当時、厚生省）が調査を始めたのは1990年からであり、児童虐待防止法の公布・施行および少年法の改正は2000年、少年院法の成立は2014年のことである。実際本研究の対象である虐待と非行の関連を取り上げている事件・事例に関する記事は、1990年から出始めており、社会の関心が虐待に向き始めた時期と重なっていた。また2000年代に虐待と非行に関連する記事が最も多く取り上げられた理由は、虐待に対する法整備と非行に対する厳罰化への法改正が行われた時期であるということが挙げられる。また2010年代には非行少年が施設内で虐待を受けるという記事があり、過去に虐待を受けた少年を含む非行化した少年が再び不適切な対応を受けるといった形で、虐待と非行の関連が繰り返される臨床像が示された。

こうした新聞報道は、虐待への社会的な関心の高まりを受けて、それまで一般的に考えられてきた“非行少年は問題行動をおこす”というイメージから、非行少年の被害者的な側面にも目が向けられるようになったことや、児童福祉施設や矯正施設で生活する子どもの権利をより重要視する気運の高まりが反映されていると考えられる。本研究で紹介した3事例の選択は各年代の初めに掲載された記事であり、各時代の特徴を反映しているといえる。

（2）記事内容の類型化による考察

本研究で対象となった69の記事について、虐待と非行の関連から大きく3つに類型化し、さらに下位項目についても整理した（図表Ⅲ－6－2）。

図表Ⅲ－6－2．内容分析における各類型の特徴

類型	意味	下位項目
第一類型 ・非行の先行要因としての被虐待		①家族等からの虐待によって非行へと移行
		②施設内における被虐待から非行へと移行
第二類型 ・未成年者による虐待行為		①未成年者による実子や内縁者の子どもへの虐待行為＝非行
		②非行の一つとしての動物虐待
第三類型 ・入所施設における非行少年の虐待被害		

まず最も典型的な記事は、虐待を非行の原因として指摘した内容である。これは非行の先行要因として被虐待体験があったという事件や事例の紹介を行っているもので、第一類型とした。次に未成年者が実子や内縁の女性・男性の子どもに虐待を行う事例や動物虐待を行っている事例について第二類型とした。この場合、自身の虐待加害行為が非行として位置づけられる場合と、虐待加害行為以前から複数の非行行動を行っていた場合の2つのタイプを含んでいる。なお、過去に虐待を受けてきた第一類型に該当する記事を含んでいる場合もある。最後に、非行少年が施設内で虐待被害を受けるといった記事について第三類型とした。この場合は、第一類型や第二類型にも該当すると思われる記事も含んでいる。

①第一類型<非行の先行要因としての被虐待>

第一類型は被虐待経験から非行へ移行する事例が紹介された記事である。被虐待経験から非行に移行する記事は全体の69記事中53件あり、①家族等からの虐待によって非行へと移行した事例、②施設内における虐待によって非行へと移行した事例、と大きく二分できた。

上記①に関する事例として、ここでは家族からの虐待を受けてきた少女が家族を殺害した事件に関する記事を紹介する。この記事は、2015年2月10日（朝刊）社会面に掲載され、「母と祖母殺害の17歳、10年以上受けた虐待」というタイトルがつけられた。具体的な内容に関する記事を一部抜粋する。

高校2年の三女（17）が昨年10月、就寝中の母親（当時47）と祖母（同71）を包丁で刺して殺害した事件。背景には三女が10年以上にわたり受けた激しい虐待があった。事件は防げなかったのか。

■「壮絶」な暴力、事件へと発展

殴る。ける。竹刀でたたく。火の付いたたばこを腕に押しつける。風呂は夏でも週1回だけ。冬には庭に立たせて水をかける――。

「壮絶な虐待」。三女の少年審判に提出された家裁調査官の報告書にはそう記されていたという。関係者によると、三女は主に祖母から虐待を受けていた。母親は育児放棄の傾向があり虐待もしていたという。

「虐待と事件とがこれほど結びついた少年事件を他に知らない」。三女の後見人を務める弁護士は言う。家庭外の非行で警察に補導されるなどして虐待が明るみに出るケースは多いが、三女には事件前まで非行の兆しは見られなかった。

なぜ逃げなかったのか。教育評論家の親野智可等（おやのちから）さんは「いじめられている子どもと同じで、周囲に助けを求めたら、もっとひどいことをされるかもしれないという恐怖があったのだろう」とみる。

三女は逮捕後に「厳しいしつけだと思っていた」と話し、少年審判でも「虐待」とは認識

していない様子だったという。

■保護した児相、うそ見抜けず

三女は小学校入学直前の2004年2月ごろ、地元の児童相談所（児相）に一時保護された。関係者によると、祖母に足をかけられて転倒して頭部に重傷を負い、病院から「虐待の疑いがある」と通報があった。「6歳としては不自然なほど敬語を使う」との記録があるという。

児相は迎えに来た母親に三女を戻し、定期的に家庭訪問して指導。だがその対象は祖母ではなく母親だった。祖母による虐待の発覚を嫌った母親の指示で、三女が「母からやられた」とうそをつき、児相がそれを信じたためとみられる。同年11月、児相は指導を打ち切った。その後は通報もなく、関わりが途絶えた。見かねた近くの住民が意見しても、祖母は「うちのしつけ」と受け入れなかったという。

厚生労働省の担当者は「幼少期に一時保護しても、その後、虐待の通報がなければ気づくのは難しい」と話す。

■教訓得るため「事実公開を」

札幌家裁は少年審判で、三女の責任能力を認めた上で、長年の虐待により心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症していたと認定。1月21日、医療少年院送致を決めた。三女は今後数年間、治療と矯正教育を受ける見通しだ。

少年審判は非公開で、札幌家裁が明らかにしたのは約300字の決定理由の要旨のみ。こうした姿勢に対し、1997年に神戸市で起きた連続児童殺傷事件の少年審判を担当した元家裁判事の井垣康弘弁護士は疑問を投げかける。

「なぜ防げなかったかを検証し、教訓を得るためには、事実経過をすべて公開するべきだ。それは社会復帰後の本人の更生のしやすさにもつながる」

三女と同級生やその保護者らは事件後、三女の処遇に配慮を求める署名活動を開始。2カ月間で約1万8千人分を集め、嘆願書とともに札幌家裁などに提出した。

この事件は、幼少期から壮絶な虐待が繰り返されてきたものの、学校や地域で対応されず長年の間見過ごされ、三女も万引きや深夜徘徊などの非行を示さなかったために顕在化しないまま殺害にいたったケースである。「虐待と事件とがこれほど結びついた少年事件を他に知らない」と弁護士が語るように、積年の思いが殺害へと向かわせたものと考えられ、虐待被害から非行へと移行する急激な形態の一つとして位置づけられるだろう。

上記②に関する事例として、施設内における虐待被害から非行的行動に転じたという記事は2件見られた。そのうちの1件は2011年1月21日（朝刊）に掲載されたもので、『『飼育だった』深いトラウマ 児童施設職員らの虐待59件09年度、初の全国集計』というタイトルで紹介された。この記事では施設内虐待について取

り上げられており、その実態と当事者の声を紹介している。九州地方に暮らす女性(29)はもうすぐ2歳になる息子の世話をしていると、「育てられたというより、飼育されている感じだった」という施設での日々がよみがえる。この女性が暮らしていた児童養護施設では暴力が蔓延しており、職員から子ども、年長児から年少児への暴力を経験し、自らも非行に走っていったことが述べられた。また、当時を知る男性の「自分を保つ方法として荒れるしかなかったのだと思う」という語りも寄せられた。このように、施設内における逆境的体験が非行行動に向かわせた一因として紹介されている。

②第二類型＜未成年者による虐待行為＞

第二類型は少年もしくは非行少年が子ども虐待をした記事が該当する。これに該当する記事は13件見られた。この13件についてさらに整理を進めると2つの類型に分かれた。一つ目は、少年(少女含む)が、実子や内縁関係・交際相手の子どもに虐待を行い、「非行」として扱われたものである。もう一つは、複数の非行行動の背景に動物虐待があったというものである。

まず実子や内縁関係の子どもを虐待した記事について紹介する。このような事例は、13件のうち8件で見られ、母親のみではなく、母親の交際相手、友人などが加害者となっている。加害者が未成年であったことから、虐待行為による非行として位置づけられた。例えば、2004年1月9日に掲載された「中等少年院送致、家裁が処分決定 松山の幼児虐待事件」がある。これは、同居中の女性の長男(2)を殴って意識不明の重体にさせたとして少年(16)が逮捕され、暴行と傷害の非行事実で家裁送致された事件であった。一方、2006年10月19日に掲載された「新生児虐待の少女家裁送致 地検」の事件では、生後19日の次男を虐待したとして傷害容疑で18歳の母親が逮捕された事件が記事にされた。

次に非行行動の背景として動物虐待があったことが記された記事を紹介する。この記事は5件見られた。そのうち、2000年12月27日朝刊に掲載された「未熟さの償い、医療に(緊急報告15歳の傷跡:上)」という記事について詳細が掲載されていたため紹介する。この事件は、一家六人殺傷事件を起こした15歳の少年に関する処遇理由の要旨が掲載されており、少年の被虐待体験と動物劇についても述べられている。以下に抜粋する。

【処遇理由の要旨】

一 本件非行の背景事情・動機等

(一) 少年は家庭で十分な愛情を受けずに成育したため、他者から自分を受け入れてもらえるかどうか常に不安を感じ、非常に強い自己防衛的な構えのある人格を形成したと考えられる。

また、適切な対人関係を作る能力も育たず、自己中心的で他者への共感性が乏しく、感情をうまく制御できない幼児性を残し、年齢相応の発達を遂げない状態のまま成長した。

(二) 中学一年ころから、殺りくなどの残虐な場面が繰り返される内容のテレビゲームや映画に夢中になり、犬や猫を虐待するようになった。

高校でも対人関係がうまくいかず、休みがちになり、高校内の不良グループに追従することで自己の立場を確保していた。

他方、女性用下着に興味を募らせ、夜間の侵入盗のスリルを味わいたい気持ちとが重なり、七月初旬から被害者方などに侵入して下着盗を繰り返した。

(三) 八月初めに被害者方に侵入しようとして、同家の祖父に目撃された。以来、家族ぐるみで親しくしていた同家から無視されていると感じ、数日後からたびたび、祖父が少年の母親に、少年がふる場をのぞいたのではないかと、ほかの家でも女性用下着が切られた事件があったなどという話があった。それを母親から聞かされ、下着泥棒などが発覚したら、地域社会の中で自分の居場所がなくなると感じ、極度に追いつめられた心理状態になった。

犯行前日、自宅倉庫でサバイバルナイフを偶然見つけ、犯行当日、自分の部屋でナイフを研いで刃先を見つめるうちに、被害者方の祖父に強い憎しみがこみ上げ、口封じのために殺害することを思いつき、完全犯罪を遂げることを考え、一家全員を殺害することを決意。残虐映画の主人公になった気分、被害者らが寝静まるのを待って同方に侵入し、実行した。

(四) 本件非行は、直接的には、少年が状況に応じた現実的な思考をできないまま、自己中心的、短絡的に被害者一家全員の殺害を思いついたものであるが、日ごろから残虐なテレビゲームや映画の影響を強く受けて殺人に対する抵抗性が低くなっていたことも一つの要因と考えられる。

人格が年齢不相応に未熟なために生じたもので、家庭・養育環境が重大な影響を及ぼしたと思われる。

二 少年の本件非行時及び現在の精神状態等

精神鑑定の結果、少年は非行時、判断力・抑止力に著しい障害はなかったが、非行時及び現在において、行為障害（小児期発症型で重症）の状態にあると診断された。事実経過に照らしても、少年には責任能力があったと認められる。

三 処遇

本件は少年犯罪史上まれにみる凶悪な事件である。

生命を奪われた三人の無念の気持ちは察するに余りあるとともに、生き残った三人も生涯にわたっていやすことのできない精神的・肉体的苦痛を被った。結果は誠に重大であり、社会に与えた衝撃も大きい。

少年は四カ月余り経過した現在も事件の重大性を十分認識しておらず、内省の気持ちがようやく芽生え始めたところである。

少年にしっかりと内省を深めさせ、被害者らに対する贖罪（しょくざい）の意識を持たせ、二度とこのような犯罪を繰り返さないように、社会に適応させるためには、最初から育て直すようにして少年の未熟な自我の発達を促しつつ、命の尊さを教えることが不可欠であり、少年が重症の行為障害の状態にあることも考慮すると、相当長期間にわたり専門的・個別的な治療と教育を行う必要があるから、医療少年院に送致することとした。

本事件の少年は、家庭内で逆境的な体験を抱えていた上、さらに発達上の課題もあったと推察され、犬や猫を虐待する行為を繰り返してきた。つまり成長過程の中で複数の逆境的体験を経た上、さらにいくつもの問題を呈してきたが、その一つに動物への虐待が見られ、殺害事件へと発展し重大事案となった事例である。被虐待の側面を見れば第一類型にも該当する記事であるが、動物虐待が非行行動や重大事件の背景の一つとして指摘された。

③第三類型<入所施設における非行少年の虐待被害>

第三類型は、非行や問題行動を示す子どもに対して、児童養護施設や児童自立支援施設、矯正教育場面で虐待を受けたという事件が記事にされている。この類型に分類された記事は3件であった。そのうち1件はすでに紹介しているため、他の記事を紹介する。

まず児童自立支援施設において虐待を行ったという2009年11月13日掲載「栃木の児童施設寮長が女子虐待、3カ月停職処分」という記事や、2011年8月11日掲載「児童養護施設の4職員が虐待行為、中学生に頭突き・足蹴り（和歌山県）」という記事が見られた。前者、児童自立支援施設の記事では作業を行わない生徒への指導として暴力行為に至ったこと、後者、児童養護施設の記事では「非行行為に対する指導のため」「頭突きや足蹴りをしたり、ほおをつねったりしていた」ことが、虐待行為にあたりとされた。

ここでは2011年8月11日に掲載された児童養護施設の記事を抜粋する。

児童養護施設の4職員が虐待行為 中学生に頭突き・足蹴り /和歌山県

和歌山市内の社会福祉法人が運営する児童養護施設で5月、入所している男子中学生3人に対し、施設の職員4人が頭突きや足蹴りをしたり、ほおをつねったりしていたことが分かった。男子生徒らにけがはなかったが、県は虐待に当たるとして、児童福祉法に基づき、7月29日付で法人に対し、改善するよう文書で指導した。

県子ども未来課によると虐待行為があったのは5月19、20の両日。非行行為に対する指導のためだったという。6月6日に匿名の投書が県に寄せられ、監査した結果、判明したという。法人は8月10日に職員4人を減給10分の1（1カ月）などとする懲戒処分を行った。生徒らにけががなく職員も反省しているとして、県は施設名を公表していない。

すでに紹介した広島少年院の記事も含めて、非行少年が入所施設内で虐待を受ける事案は、少年自身の指導上の難しさと職員や職場環境の要因の両面から整理する必要がある。まず少年自身の指導上の難しさとしては、①被虐待児が大人の怒りを引き出しやすいこと、②入所理由となる問題を施設内で再現しやすいこと、職員や職場環境の要因としては、③職員の感情コントロールの問題、④職員の

対応スキルの不足や価値観のずれ、⑤職員が指導に従わせなければならないというプレッシャーを感じていること、⑥施設内の職員間サポート体制の課題、⑦長年継承されてきた組織の文化や体制の課題、などが考えられる。

現在、社会的養護下で暮らす子どもの数は約45,000人（厚生労働省, 2017）、少年院に収容されている少年の数は約2,100人（法務省, 2018）であり、こうした子どもたちが入所施設で安全に生活を送ることができるよう、社会は注視していく必要がある。特に非行少年は、非行行為の背景に虐待被害など逆境的体験を有していることが多く、施設入所後にさらなる被害体験や傷つきを生み出さないようにしなくてはならない。そのため、少年個人の内面に対する働きかけと共に、職員、組織、法・制度を含めた総合的な対応を検討していく必要がある。

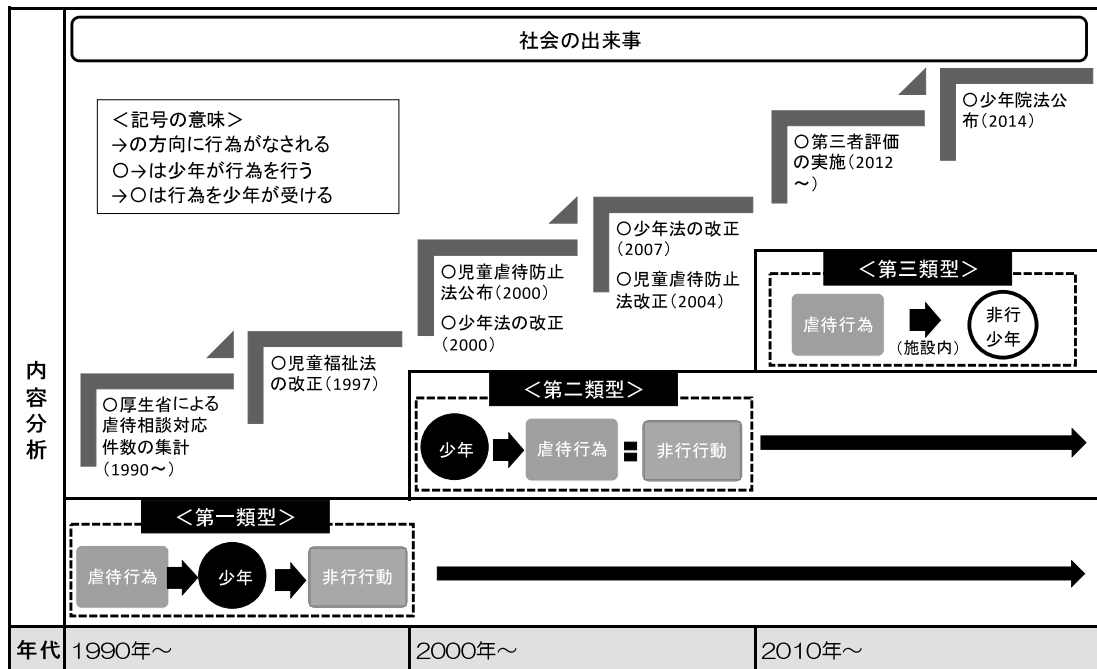
第3類型に位置づけられた記事は、上記のような措置・収容されている少年の安全と権利を保障できるような仕組みづくりの必要性を示唆していると考えられる。

5. 結論

本稿では虐待と非行の関係について、1985年～2017年の間に朝日新聞に掲載された記事を基に、時代ごとの特徴に関する分析と内容分析を行った。時代による分析では、1990年代から関連を示す記事が紹介され始め、2000年代は虐待と非行の関連を示す記事が最も多く取り上げられ、2010年代には非行少年が施設内で虐待を受ける事件が記事にされていた。こうした点から、個々のケースや事件はその時代の社会的な認知度や法・制度の整備状況を反映し、また具体的な対応策を整えるための一つの資料として位置づけることができる。

次に内容分析では、被虐待経験から非行行為への関連を示す第一類型、少年（非行少年）の虐待行為という第二類型、非行少年の入所施設における虐待被害という第三類型の3つに分類することができた。

こうした年代による分析と内容分析の関係を、社会の動向や法・制度との関係と合わせて整理すると、図表Ⅲ-6-3のようにまとめることができる。すなわち、虐待と非行の関連について①時代による特徴、②虐待と非行との間にある複雑な関係性という2点から整理することができた。さらに、虐待と非行の悲劇的な連鎖を生み出さないための個別性に特化した対応と法・制度の整備の両輪が必要であると考えられた。



図表Ⅲ－6－3．年代および社会の動向と新聞記事の内容分析との対応

6. 対象文献一覧

NO	発行日	面名	数	記 事 内 容
1	1990/11/13	家庭	1747	悪夢の夜（親になれない 報告・子ども虐待：2）
2	1990/12/13	家庭	2270	「家族」の複雑さ、苦悩の深さ ―連載「親になれない」に反響―
3	1992/12/18	解説	2728	幼い時、犯罪の渦中に― 心の傷いやすには
4	1993/12/8	奈良	736	親の離婚・再婚（子どもの周辺）／奈良
5	1994/9/2	社会	776	少年少女3人殺傷・逃走の11歳、射殺 仲間が「処刑」か 米シカゴ
6	1996/7/19	社会	2012	親子崩壊できしむ子ども 養護施設は、いま【名古屋】
7	1997/1/7	福島	1507	テレクラ遊び 星野仁彦（思春期のストレスクリニック）／福島
8	1997/1/28	福島	1332	母の虐待で抜毛癖 星野仁彦（思春期のストレスクリニック）／福島
9	1997/6/24	社会	2408	死招いた「家族断絶」 名古屋・小6 女兒放置死【名古屋】
10	1998/5/12	外国	3278	実験社会の素顔 米国編 第2部新たな「合衆国」を求めて：2
11	1998/5/13	社会	716	長男・友人、少年院へ 家裁決定 千葉・四街道の父親殺害事件
12	1998/5/24	千葉	453	少年たちを見捨てないで 四街道の父親殺人で市民団体が学習会／千葉
13	1998/6/2	社会	1599	怒れる父たち 何もしてこなかった（アメリカ 男たちの変身：5）
14	1998/10/26	教育	3364	短期入園で立ち直る 児童自立支援施設・愛知学園（きょういく98）
15	1999/7/25	栃木	2467	県条例より厳しい罰則 児童買春・ポルノ禁止法、県内の反応／栃木
16	2000/2/5	兵庫	1549	愛情に飢える少年たち 野口善國弁護士（素顔の司法）／兵庫
17	2000/4/8	宮城	756	受刑者や薬物依存を心理療法で支え更生 米の2女性が講演／宮城
18	2000/8/2	総合	796	渡辺絵美さん 米国で子どもへの虐待防止に取り組む（ひと）
19	2000/9/6	家庭	1887	謝罪（さげびを聞いて 少年犯罪を考える：5）
20	2000/12/8	社会	1742	虐待 笑いながらやってた（独白 事件を起こす少年たち：4）
21	2000/12/21	鳥取	949	少年審判（2000年取材ノートから：10）／鳥取
22	2000/12/27	社会	5013	未熟さの償い、医療に（緊急報告 15歳の傷跡：上）【西部】
23	2001/1/20	社会	2765	児童虐待：下 親子のケア態勢に不備（検証）
24	2001/1/26	栃木	1964	子どもの問題解決へ汗 家庭相談員（ズームアップ）／栃木
25	2001/6/16	福島	1529	逃走と自立と 少女の姿描き出版 会津大短大小林助教授／福島
26	2001/9/24	教育	2027	問題行動ストップへ「連携」 児童相談所・民生委員・警察…
27	2003/7/16	学芸	2485	少年のサイン、見逃さぬ社会へ 長崎・園児殺害 服部朗【名古屋】
28	2003/12/4	総合	879	4歳虐待死、高3少年は地検送致 名古屋家裁【名古屋】
29	2004/1/9	愛媛	250	中等少年院送致、家裁が処分決定 松山の幼児虐待事件／愛媛
30	2004/2/6	社会	284	児童相談所の増員表明 岸和田の虐待事件受け太田知事【大阪】
31	2004/4/15	福島	1314	スクールカウンセラー 星野仁彦（ストレスクリニック）／福島
32	2004/9/7	大阪	930	虐待から非行、少年の心分析 家裁調査官・橋本さん刊行／大阪
33	2004/9/28	静岡	1563	更生施設入所の少年たち、寂しさから犯罪／静岡
34	2004/10/1	社会	2217	少女を自立支援施設送致 家裁「死ぬ可能性認識」 男児突き落とし
35	2005/8/10	社会	1277	付添人会見、決定を評価 兄殺害の少年審判【西部】
36	2006/5/23	岩手	449	母親殺害の少年、医療少年院送致 盛岡家裁が決定／岩手県
37	2006/10/19	茨城	445	新生児虐待の少女家裁送致 地検／茨城県
38	2006/10/26	総合	1818	放火殺人の16歳保護処分 「成育環境に問題」中等少年院送致へ 奈良家裁【大阪】
39	2006/11/15	茨城	91	18歳の母親を少年院へ送致 水戸の新生児虐待／茨城県
40	2007/4/15	神奈川	1729	（事件とともに：6）横浜中保護司会会長・今村鎮夫さん 心通わせ手助け／神奈川県

NO	発行日	面名	数	記事内容
41	2009/2/13	名古屋	142	娘を虐待の疑い、18歳を家裁送致 傷害の非行事実で 名古屋／愛知県
42	2009/11/13	社会	414	栃木の児童施設寮長が女子虐待 3カ月停職処分
43	2010/2/16	広島	1051	元首席専門官、「暴行」改めて否定 「ガス発生させず」 広島少年院事件／広島県
44	2010/8/24	社会	2606	長女、謝罪の心刻々 更生の道、真摯に受け止め 宝塚放火の2人、少年院送致【大阪】
45	2010/8/24	社会	2141	2少女保護処分、少年院へ 神戸家裁「長期が相当」宝塚放火事件
46	2010/9/25	埼玉	463	検察求刑「不定期刑」、弁護側「保護処分に」強盗致傷罪の少年の裁判員裁判／埼玉県
47	2010/12/22	社会	1942	(たどる 2010年の現場から：3) この小さな手、離さない【大阪】
48	2011/1/21	社会	2435	「飼育だった」深いトラウマ 児童施設職員らの虐待59件 09年度、初の全国集計
49	2011/3/11	社会	2452	死刑やむなし、重く 遺族「一步踏み出せる」4人殺害の少年事件判決
50	2011/4/10	社会	986	元少年、再審請求へ 連続リンチ殺人事件の死刑囚3人【名古屋】
51	2011/8/11	和歌山	311	児童養護施設の4職員が虐待行為 中学生に頭突き・足蹴り／和歌山県
52	2011/11/11	総合	1651	(ニッポン人脈記) 親になる、子になる：7 もう見捨てたりしない
53	2011/12/17	福岡	218	8カ月女児虐待の少年ら家裁送致 /福岡県
54	2012/1/11	社会	282	19歳の少年、検察に逆送 福岡・筑紫野の女児虐待事件【西部】
55	2012/8/27	福井	581	苦しむ子「知って」 非行少年との生活を本に 「はぐるまの家」坂岡さん／福井県
56	2013/3/15	宮崎	175	生後2カ月の長女虐待、少女を保護観察処分／宮崎県
57	2013/4/28	オピニオン	2030	(ザ・コラム) 彩美との出会い 私たちは信頼できる大人か 大久保真紀
58	2015/2/4	社会	712	児相の対応、厳しく批判 県の検証報告 佐世保・高1殺害【西部】
59	2015/2/4	社会	784	児相の認識不足を指摘 県、検証し報告書 佐世保同級生殺害
60	2015/2/6	社会	2849	児相の理解不足指摘 佐世保・高1、要対協必要だった 県報告公表【西部】
61	2015/2/10	社会	1311	(ニュースQ3) 母と祖母殺害の17歳、10年以上受けた虐待
62	2015/9/17	生活	1750	殴られる母、消えない恐怖 親のDV見せられた子、回復支援が急務
63	2016/5/25	和歌山	1949	(わかやま研究) 薬物依存、どう脱する 「回復に専門医必要」／和歌山県
64	2016/7/16	教育	853	(いま子どもたちは) 立ち直り：3 「変わりたい」、芽生えた夢
65	2016/7/22	東京	274	母親殺害事件で、少年院送致決定 東京家裁／東京都
66	2016/8/5	総合	1903	児童虐待、初の10万件突破 子の前で妻に暴力、「面前DV」増加
67	2017/3/13	神戸	585	(ひと模様) 曾我智史さん 子どもの逃げ場実現へ／兵庫県
68	2017/11/22	三重	637	素行障害巡り対立 「刑受け理解」「保護処分を」 鈴鹿暴行死、17歳少年公判／三重県
69	2017/11/30	三重	2268	刑事罰か保護処分か、焦点 鈴鹿・中2暴行死事件、あす判決／三重県

(文責 大原 天青)

(付記：本稿は平野悠氏(国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所)との共同研究の成果である。ただし文責のすべては大原天青にある。)

IV 総括

本研究では、虐待と非行との関連について、歴史的な展望も含め多面的な検討を行った。その結果として見えてきたものは、まず、虐待という言葉自体を使うか否かに関わらず、現在で言う「虐待」に当たる行為は当然ながら昔から存在し、その行為と非行との関連についても、少なくとも19世紀末には明確に意識されていた、ということであった。二井が示したように、ワインズを始めとした監獄改良の指導者たちは、児童の救済と児童に対する適切な教育こそが犯罪の予防に繋がることを明確に提唱していた。この思想は、大井上輝前、原胤昭、留岡幸助らによって日本にもたらされ、児童虐待防止事業や感化法制定へとつながっていく。留岡は「少年子弟が悪化する原因素より一にして足らずと雖、其の十中八九までは、家庭悪しきか、然らざれば全然家庭を有せざるにある」と述べ、さらに「彼等を善良なる市民に改善せんと欲するも、亦家庭的空気の中に於て教育するの大切なるは言を俟たず」として、夫婦小舎制による「家庭学校」の設立に至っている。つまり、日本の明治期において既に、家庭環境と非行との関連は極めて明確に意識され、それに対する治療構造として、家族的な環境で教育することが始められている。また日本で初めて児童虐待防止事業を行ったとされる原は、被虐待児童の様子を「大人の子供」と見事に描写し、被虐待児を放置することで「悪性の不良少年とな」と指摘している。また、1911年には時代を超越しているとさえ見える田村直臣の『子供の権利』が著されている。これは、虐待の影響によって擬似的な精神障害が生じるという「疑似精神薄弱」概念を提唱し、また「無意識的虐待」として心理的虐待やネグレクトの存在をも指摘した菊池俊諦でさえ、「(子供を大切に作る日本において) 果して児童虐待防止の必要ありや」と感じていた時代の著作である。これらの先達の働きが、1933年の児童虐待防止法へと結実しているのである。

その一方、富田が指摘するように、呉秀三、三宅鑛一ら日本の黎明期の精神医学者は、現在から見ると非行を先天的な要因による精神薄弱を中心とする精神障害の発露として見る姿勢が強かった。ただしそれは杉田直樹を始めとする非行臨床の現場に近い精神医学者達によって次第に修正され、Bio-Psycho-Socialな観点からのバランスの取れたスタンスへと移り変わっていく。また、もちろん呼称(診断名)は異なるものの、現在の発達障害に相当する症状の詳細な記述は既に明治期に見られており、いつの時代でも見える人には見えるものだ、という感を強くする。なお、非行・犯罪と密接に関連する精神病質概念の受容され方の極端な変遷には驚かされるが、DSM-5の素行症の診断基準にCU傾向概念が取り込まれたことによって、今度こそ研究が着実に進展することが期待される場所である。

ただし、1980年以降の虐待と非行に関連した文献を調査した相澤の指摘のとおり、日本において、この両者の関連について、実は厳密な形での実証研究は行われてこなかった。2000年に至って児童虐待防止法が成立した前後から、虐待に関する数量的な調査研究が見られるようになり、その少しあとから発達障害と非行との関連に関する研究が行われ始めた。見ようによっては、これらは明治期から戦後期にかけての、虐待及び精神分析的な意味でのトラウマ概念のリバイバルであり、また、精神薄弱概念の拡張されたリバイバルでもある。海外におけるダニーデインのような縦断追跡研究は、個人情報扱いが厳しく問われるようになった現在の日本で行うことは相当に困難だと思われるが、やは

り得られる情報の豊かさと、何より因果関係を明らかにできることを考えるとき、世界の中で最も非行・犯罪の抑止に成功しており、さらにそれらが減少を続けている国として、それがどのような要因によるものなのかを明らかにしていくことは日本の研究者の責務の一つであろう。また、相澤が取り上げている犯罪離脱に関する研究は、今後注目すべき分野である。

三枝の取り上げた児相相談所事例集が、先に述べた2000年という虐待研究にとっての一つの画期を迎える前に刊行を止めたのは大変残念なことであるが、それでも、児童相談所が扱ってきた対象が、戦後から20世紀終わりにかけて、時代の変化を映しながら大きく移り変わっていった様は克明に見て取れる。虐待対応に膨大なエネルギーを注いでいる現在の児童相談所が必ずしも十分な社会的評価を得ているとは言い難いことを考えると、このような歴史的経緯を踏まえた上で、この事例集に匹敵するような、児童相談所から社会へと向けた発信が必要とされていることも確かであろう。

大原は、新聞記事データベースを用いて、虐待と非行の関連が社会にどのように取り上げられ、さらには法整備へとつながっていったかを分析している。その結果、その内容が1990年代、2000年代、2010年代と年代を追うごとに、非行の先行要因としての被虐待、未成年者による虐待行為、入所施設における非行少年の虐待被害、と類型化でき、それぞれが児童福祉法の改正、児童虐待防止法の制定及び改正、少年法の改正へとつながっていることを示した。

本研究において、虐待と非行の関連が日本において既に明治期から明確に意識されており、それに対する具体的な対応がなされていたこと、その一方でその関連性についての実証的研究は極めて不十分であり、それは現在に至るまで同様であり今後が期待されること、精神障害と非行の関連についてもやはり明治期から明らかに認められており、発達障害と非行との関連という形で、虐待・トラウマと非行の関連と同様、ある意味現在リバイバルが起こっているとも言えること、更にそのような動きが、報道等を通じて社会を動かし、法整備にもつながっていることが明らかになった。

最後に、本研究と密接に関連する喫緊の課題の例として、現在議論されている少年法の対象年齢の引き下げについて言及したい。これは犯罪少年の検察庁新規受理人員及び少年院入院者のいずれも半数超が対象となる（平成30年犯罪白書）規模のものであり、非行少年処遇における大きな転換点となりうるものである。本研究で捉えられたように、非行の背景として虐待及び精神障害が存在することは明治期から既に認識され、それらの非行背景に対する努力が一世紀以上に渡って続けられてきた。その結果として、現在の世界的に見て最も安全な国としての日本が形作られてきたとも言える。このことを考えると、それらを詳細に調査し働きかけてきた家庭裁判所の機能が18、19歳の非行少年に対して失われることになる今回の年齢引き下げ議論は、日本の社会の安全を根幹から揺るがすものにもなりかねないと我々は危惧する。法改正の適切な議論のためには、本研究で明らかになったような、非行と虐待、非行と精神障害との関連とその対応の歴史的経緯及び今もなお続くその関連の重要性を踏まえることが必要不可欠である。本研究が少しでも社会の人々や法整備関係者の目に触れ、その一助となることを期待したい。

（文責 富田 拓）

V 文献

1. 各章の引用文献

Ⅲ－1 少年非行の現状と歴史

- 堀川恵子 (2013) 『永山則夫——封印された鑑定記録』 岩波書店.
- 廣瀬健二 (2017) 『子どもの法律入門〔第3版〕臨床実務家のための少年法手引き』 金剛出版.
- 法務総合研究所編 (1989-2017) 『平成元年 犯罪白書』～『平成29年 犯罪白書』
- 石川義博 (1999) 『『連続射殺魔』少年事件』 福島章編『現代の精神鑑定』 金子書房, 9-118.
- _____ (2006) 「少年非行」『司法精神医学1 司法精神医学概論』 中山書店, 321-332.
- _____ (2010) 『少年非行の矯正と治療 ある精神科医の臨床ノート』 金剛出版.
- 近藤日出夫 (2016) 「統計にみる非行の動向」 日本犯罪心理学会編『犯罪心理学辞典』 丸善出版, 750-753.

Ⅲ－2 近代日本における非行と児童虐待に関する認識

- Prison Association of New York (1895) *Fifth Annual Report of the Prison Association of New York, for the Year 1894*, Prison Association of New York.
- Geneva Declaration of the Rights of the Child of 1924, adopted Sept. 26, 1924, League of Nations O.J. Spec. Supp. 21, at 43.
- 原胤昭 (1909a) 「児童虐待防止事業」『慈善』1(2), 69-76.
- _____ (1909b) 『母と子』 博文館.
- _____ (1933) 「犯罪者の児童期に於ける環境調」 下村宏他著『児童を護る』 児童擁護協会, 51-53.
- 原泰一 (1933) 「序にかへて」 下村宏他著『児童を護る』, 1-6.
- 石原剛志 (2000) 「菊池俊諦の人物情報・文献情報に関する調査：児童保護協会『児童保護』誌に関する文献を中心に」『名古屋大学教育学部紀要』46(2), 113-129.
- _____ (2004) 「1920年代における社会事業の『教育化』論：菊池俊諦『社会事業の教育化』論の検討を中心に」『長野大学紀要』26(1), 25-32.
- _____ (2005) 「菊池俊諦児童保護論の展開と『児童の権利』概念—1920年代後半における業績の検討を中心に」『中部教育学会紀要』5, 1-14.
- 岩井宜子 (1996) 「児童虐待問題への一視点」『犯罪心理学研究』21, 145-168.
- 片子沢千代松(1988)「田村直臣」日本キリスト教歴史大辞典編集委員会編『日本キリスト教歴史大事典』 教文館, 845.
- 片岡優子 (2011) 『原胤昭の研究 生涯と事業』 関西学院大学出版会.
- 菊池俊諦 (1927) 「精神薄弱児童の教育並保護」『感化教育』10, 感化教育会, 1-71.
- _____ (兎角子) (1928) 「児童保護問答」『児童保護』 児童保護協会, 3(10), 22-28.

- _____ (1931a) 「児童の非行と家庭生活 (一)」『児童保護』1(1), 20-23.
- _____ (1931b) 「児童の非行と家庭生活 (二)」『児童保護』1(2), 24-25.
- _____ (1935) 「少年教護より見たる児童虐待」『社会事業』19(6), 33-43.
- 小林寿一 (1996) 「犯罪・非行の原因としての児童虐待」『犯罪と非行』109, 111-129.
- 窪田静太郎 (1909) 「英国に於ける児童虐待防止法の梗概」『慈善』1(2), 1-14.
- 工藤英一 (1979) 『明治期のキリスト教 日本プロテスタント史話』教文館.
- 倉橋惣三 (1909) 「児童愛護の問題」『慈善』1(2), 50-58.
- 中野光 (1992) 「戦間期日本における『子どもの権利』論」『教育学論集』34, 中央大学教育学研究会, 47-68.
- 生江孝之 (1909) 「泰西に於ける救児事業」『慈善』1(2), 37-50.
- 二井仁美 (2009) 「近代日本における子ども虐待問題と子どもの権利」岡本正子・二井仁美・森実編『教員のための子ども虐待理解と対応』生活書院, 143-167.
- 齋藤薫 (1994) 「『児童虐待防止協会』と原胤昭」『舞々』15, 4-13.
- 杉井六郎校注 (1976) 「小沢三郎編日本プロテスタント史史料-6-田村直臣の『日本の花嫁』事件-1-」『キリスト教社会問題研究』25, 218-251.
- _____ (1977) 「小沢三郎編日本プロテスタント史史料-7-田村直臣の『日本の花嫁』事件-2-」『キリスト教社会問題研究』26, 193-226.
- _____ (1978) 「小沢三郎編日本プロテスタント史史料-8-田村直臣の『日本の花嫁』事件-3-」『キリスト教社会問題研究』27, 181-225.
- _____ (1981) 「小沢三郎編日本プロテスタント史史料-9-田村直臣の『日本の花嫁』事件-4-」『キリスト教社会問題研究』29, 190-239.
- 高田慎吾 (1924) 「国際児童救護財団」岡島伊八編『社会事業研究』12(8), 大阪社会事業研究会, pp.65-70.
- 竹原幸太 (2015) 『菊池俊諦の児童保護・児童福祉思想に関する研究：戦前・戦中・戦後の軌跡と現代児童福祉法制への継承』早稲田大学出版部.
- 田村直臣 (1911) 『子供の権利』警醒社.
- 戸田徹子 (1997) 「田村直臣のアメリカ体験と『日本の花嫁』」『山梨県立女子短期大学紀要』30, 77-87.
- 留岡幸助 (1899) 「家庭学校設立趣旨書」『監獄協会雑誌』12(5), 26.
- _____ (1906) 「家庭と不良少年」『人道』18, 21-22.
- 上野他七郎 (1905) 「家庭の欠陥と悪友の感化 (不良少年発生の二大主因)」『人道』5, 7.
- Wines, Eroch Cobb (1880) *State of prisons and of Child-saving institutions in the civilized world*, J. Wilson & Son.
- W・トラック著, 原胤昭訳 (=1887) 『刑罰及犯罪予防論』同情会. (矯正図書館所蔵文書)
- 山本徳尚 (1905) 「浮浪少年に就て」『人道』4, 7-11.

山崎由可里 (1996) 「感化教育における障害児問題の顕在化と展開に関する研究 (1) 感化法制定から国立感化院設置まで」『名古屋大学教育学部紀要 教育学科』43(1), pp.149-159.

_____ (1999) 「感化院長会議等にもみる障害児問題の展開—国立感化院設立 (1919年) から少年教護法制定 (1933年) まで」『特殊教育学研究』37(2), pp.1-12.

全国児童自立支援施設協議会 (2001) 『非行問題』, 20-86.

Ⅲ-3 日本の精神医学は非行をどう見てきたか—虐待あるいは脳の障害と非行の関連への精神科医の視点の変遷—

Aichhorn, A. (=1956) 三沢泰太郎訳『手におえない子供』日本教文社.

American Psychiatric Association ed. (=1982) 高橋三郎監訳『DSM-III精神障害の分類と診断の手引』医学書院.

_____ (=1982) 高橋三郎監訳『DSM-III精神障害の分類と診断の手引』医学書院.

_____ (=1994) 高橋三郎・大野裕・染矢俊幸訳『DSM-IV精神疾患の分類と診断の手引』医学書院.

_____ (=2014) 日本精神神経学会 日本語版用語監修, 高橋三郎・大野裕監訳『DSM-5精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院.

青木延春 (1957) 『非行少年—その本態と治療教育』全国社会福祉協議会.

遠藤辰雄 (1966) 「グリユックの社会的非行予測表の予測力を巡る諸問題の考察」『九州大学教育学部紀要. 教育心理学部門』11(1), 11-24.

Freud, S., (=1958) 古沢平作訳『精神分析療法』日本教文社.

Friedlander, K. (=1953) 懸田克身弓訳『少年不良化の精神分析』みすず書房.

富士川游・呉秀三・三宅鑛一 (1910) 『教育病理学』日本児童研究会.

富士川游 (1910) 「児童研究の範囲」『児童研究』13(9), 295-301.

_____ (1915) 「救済事業の根本的研究を要す」『慈善』(6)3, 91-94.

_____ (1921) 「不良少年の教育病理学的研究」『中央公論』8月号, 2-23.

福島章 (1982) 『犯罪心理学入門』中央公論社.

_____ (2006) 「少年犯罪と脳」『医学のあゆみ』217(10), 937- 941.

Glueck, S. and E. (1950) *Unraveling juvenile delinquency*. Harvard University Press.

樋口幸吉 (1967) 「青春期の異常心理」『異常心理学講座第4巻』みすず書房, 115.

_____ (1972a) 「非行・犯罪」中川四郎・上出弘之編『精神薄弱医学』医学書院.

_____ (1972b) 『犯罪の心理』大日本図書.

星野仁彦・増子博文・丹羽真一他 (1993) 「注意欠陥・多動障害から行為障害に至った例における医学的治療の試み」『小児の精神と神経』33(3・4), 249-261.

法務省 (1966) 「非行少年中の精神病質の割合」『昭和41年版犯罪白書』Ⅲ-35表, 248.

法務省 (2018) 「少年矯正統計統計表」

http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html (2018年7月26日閲覧)

法務省 (1966) 「多面的接近グリュックの方法」『昭和41年版犯罪白書』第3編第2章／五.

池田千年 (1922) 『土山学園の保護教育』兵庫県立土山学園.

猪俣丈二 (1990) 「行為障害」『精神科治療学』5(12), 1517-1525.

石川義博 (1966) 「思春期非行少年の犯罪精神医学的研究」『精神神経学雑誌』68(6), 717-745.

_____ (1999) 「行為障害の心理社会的治療」『精神科治療学』14(2), 161-168.

Kanner, L. (=1964) 黒丸正四郎・牧田清志共訳『児童精神医学』医学書院.

Kempe, C. H., Silverman, F.N. et al (1962) *The Battered-Child Syndrome*. JAMA. 181(1), 17-24.

菊池俊諦 (1927) 「精神薄弱児童の教育並保護」『感化教育』10, 104-181.

国立武蔵野学院 (1989) 『国立武蔵野学院70年誌』.

呉秀三 (1914) 「少年犯罪と精神病」『人道』107, 3-5.

呉秀三 (1897) 『精神病学要略』吐鳳堂.

呉秀三 (1907) 「我邦に於ける精神病に関する最近の施設」『東京医学会25周年記念誌』1-169.

呉秀三 (1902) 「神経学雑誌創刊号序」『神経学雑誌』0.

牧田清志 (1970) 『児童精神医学』岩崎学術出版.

松浦直己・橋本俊顯・十一元三 (2007) 「少年院におけるLD,AD/HDスクリーニングテストと逆境的小児期体験(児童虐待を含む)に関する調査」『発達精神病理学的視点に基づく非行のrisk factor. 児童青年精神医学とその近接領域』48(5), 583-598.

三宅鑛一 (1925a) 「特殊児童の精神病的観察」『内務省社会局第二部, 児童保護調査資料; 第3輯』1-33.

_____ (1925b) 「不良少年の精神病的観察」『人道』241, 6-7.

_____ (1936) 『精神衛生』帝国大学新聞社.

三宅鑛一・池田隆徳 (1909) 「不良少年調査報告」『順天堂医事研究会雑誌』7-55.

三宅鑛一・松本高三郎 (1908) 『精神病診断及治療学』南江堂.

中田修 (1965) 「犯罪と非行」『異常心理学講座第5巻』みすず書房, 239.

_____ (1966) 『犯罪と精神医学』創元社.

西山詮 (1974) 「精神病質概念の歴史的生成とその解体」『精神神経学雑誌』76(1), 2-4

野村俊明 (2001) 「突発的に暴力犯罪を行ったアスペルガー障害と考えられる一例 少年非行と発達障害の関連について」『犯罪学雑誌』67(2), 56-62

小田晋 (1974) 「精神病質概念の歴史と現実」『精神神経学雑誌』76(1), 4-13.

奥田三郎 (1938a) 「治療教育学」城戸幡太郎ほか編『教育学辞典III』岩波書店, 1623-1626.

_____ (1938b) 「治療教育法」城戸幡太郎ほか編『教育学辞典III』岩波書店, 1629-1631.

緒方明 (1999) 「行為障害を呈した注意欠陥/多動性障害(ADHD)への生物・心理・社会的アプローチ 家族療法の視点から」『家族療法研究』16(2), 106-112.

- 奥村雄介・野村俊明（2006）『非行精神医学』医学書院.
- 小野善郎（2018）「子ども虐待対応施策の歴史と現状」子どもの虹情報研修センター医師研修における講義.
- 定本ゆきこ（2001）「虐待少年の社会適応について」『犯罪心理学研究』39, 178-191.
- 齋藤万比古編（2013）『素行障害』金剛出版.
- 齋藤万比古・原田謙（1999）「反抗挑戦性障害」『精神科治療学』14(2), 153-159.
- 杉田直樹（1915）「独逸に於ける感化保護事業の発達」『国家医学界雑誌』338, 15.
- _____（1932）「感化院収容児童に関する医学的調査」『優生学と犯罪及精神病』付録第2, 雄山閣, 11-45.
- _____（1936）『治療教育学』叢文閣.
- 高木俊一郎（1964）「小児精神医学の実際」医学書院.
- 高橋智（1997）「戦前の精神病学における『精神薄弱』概念の理論史研究」『特殊教育学研究』35(1), 33-43.
- 田崎みどり・森田展彰他（2017）「児童相談所の精神科医の立場から見た児童虐待」『精神神経学雑誌』119(9), 634-642.
- 十一元三（2000）「性非行にみるアスペルガー障害（2）認知機能検査における特徴」『日本児童青年精神医学会総会抄録集』41回, 108.
- 十一元三（2004）「少年事件の精神鑑定・鑑別 広汎性発達障害を持つ少年の鑑別・鑑定と司法処遇 精神科疾病概念の歴史的概観と現状の問題点を踏まえ」『児童青年精神医学とその近接領域』45(3), 236-245.
- 留岡幸助（1906）「家庭と不良少年」『人道』18, 22.
- 友田明美（2016）「被虐待者の脳科学研究」『児童青年精神医学とその近接領域』57(5), 719-729.
- 甘楽昌子（1994）「行為障害」『精神科治療学』9(6), 713-716.
- 山崎由可里（1999）「八事少年寮開設に至る杉田直樹の治療教育思想」『特殊教育学研究』37(1), 11-22.
- 山崎由可里（2011）「池田千年の保護教育論（1）」『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』21, 115-124.
- 吉益脩夫（1941）「精神病質の遺伝生物学的考察-双生児研究とり見たる犯罪者の遺伝素質と環境の意義」『精神神経学雑誌』45(9), 455-531.
- _____（1946）「双生児法による精神薄弱の原因論的研究」『民族衛生』13, 8-16.
- _____（1947）「犯罪と遺伝素質-犯罪双生児の研究」『民族衛生』14, 11-18.
- _____（1958）『犯罪学概論』有斐閣.
- 吉永千恵子（2006）「児童虐待と非行」野村俊明, 奥村雄介編著『非行と犯罪の精神科臨床』星和書店, 115.

Ⅲ－４ 非行と虐待に関する数量的研究の動向

阿部彩 (2008) 『子どもの貧困』 岩波書店.

Broidy, L. M., Nagin, D. S., Tremblay, R. E., Brame, R., Dodge, K., Fergusson, D. M., Horwood, L. J., Loeber, R., Laird, R., Lynam, D. R., Moffitt, T. E. (2003) Developmental trajectories of childhood disruptive behavior disorders and adolescent delinquency: A cross-national replication, *Developmental Psychology*, 2003, 39(39), 222-245.

ダニーディン・スタディ HP <https://dunedinstudy.otago.ac.nz/> (2019年1月15日閲覧)

Donnellan, M. B., Trzesniewski, K. H., Robins, R. W., Moffitt, T. E., Caspi, A. (2005) Low self-esteem is related to aggression, antisocial behavior, and delinquency, *Psychological Science*, 2005, 16(16), 328-35.

淵上康幸 (2010a) 「破壊的行動障害の連鎖と不適切養育経験及び非行抑制傾向の関連」『犯罪心理学研究』 48(1), 1-10.

_____ (2010b) 「破壊的行動障害のマーチと共感性及び虐待・放任との関連について」『犯罪心理学研究』 48(1), 21-34.

藤川洋子 (2007) 『なぜ特別支援教育か 非行を通して見えるもの』 日本標準.

藤岡淳子 (2001a) 『非行少年の加害と被害』 誠信書房

_____ (2001b) 「非行の背景としての児童虐待」『臨床心理学』 1(6), 771-776.

藤岡淳子・寺村堅志 (2006) 「非行少女の性虐待体験と支援方法について——施設での実態調査から——」『子どもの虐待とネグレクト』 8(3), 334-341.

橋本和明 (2004) 『虐待と非行臨床』 創元社.

Gartner, R.B. (1999) *Betrayed as Boys: Psychodynamic Treatment of Sexually Abused Men*, Guilford Publications (=2005, 宮地尚子ほか訳『少年への性的虐待——男性被害者の心的外傷と精神分析治療』 作品社).

グループウィズネス (2005) 『性暴力を生き抜いた少年と男性の癒しのガイド』 明石書店.

林隆 (2006) 「非行・犯罪の背景にある虐待」『子どもの虐待とネグレクト』 8(3), 317-325.

原田譲 (2002) 『反抗挑戦性障害・素行障害 診断治療ガイドライン』 信州大学医学部附属病院
https://www.ncchd.go.jp/kokoro/medical/pdf/03_h20-22guide_14.pdf

廣瀬健二 (2017) 『子どもの法律入門 臨床家のための少年法手引き 第3版』 金剛出版.

法務総合研究所 (2001) 『児童虐待に関する研究 (第1報告)』.

_____ (2002) 『児童虐待に関する研究 (第2報告)』.

_____ (2003) 『児童虐待に関する研究 (第3報告)』.

_____ (2018) 『青少年の立ち直り (デシスタンス) に関する研究』.

保坂亨編著, 子どもの虹情報研修センター企画 (2007) 『日本の子ども虐待 戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理社会的分析』 福村出版.

池田由子 (1987) 『児童虐待』 中公新書.

- 稲岡隆之 (2000) 「非行と虐待」『非行問題』206, 71-81.
- 磯部涼 (2017) 『ルポ川崎』CYZO.
- 岩井宣子・宮園久栄 (1996) 「児童虐待問題への一視点－児童相談所介入例の調査を通して－」『犯罪社会学研究』21, 145-168.
- 家庭裁判所調査官研修所 (2003) 『児童虐待が問題となる家庭事件の実証的研究——深刻化のメカニズムを探る』司法協会.
- 川崎二三彦・竹中哲夫・藤井常文・石田公一・鈴木崇之・小出太美夫・相澤林太郎 (2011) 『平成22・23年度研究報告書 児童相談所のあり方に関する研究－児童相談所に関する歴史年表－』子どもの虹情報研修センター.
- 小林寿一 (1996) 「犯罪・非行の原因としての児童虐待——米国の研究結果を中心にして——」『犯罪と非行』109, 111-129.
- 国立武蔵野学院 (2000) 『児童自立支援施設入所児童の非虐待経験に関する研究～アンケート調査を視点にして～ (第1次報告書) 平成12年3月』.
- 厚生省 (1974) 『児童の虐待、遺棄、殺害事件に関する調査』.
- 厚生省児童家庭局監修 (1981) 『児童相談事例集 第13集』日本児童福祉協会.
_____ (1989) 『児童相談事例集 第21集』日本児童福祉協会.
- Lily, J. R., Cullen, F. T. & Ball, R. A. (2010) *Criminological Theory: Context and Consequences 5th ed.*, Sage Publications (=2013, 影山任佐監訳『犯罪学 (第5版) —理論的背景と帰結』金剛出版)
- Maruna, S. (2001) *Making good: How ex-convicts reform and rebuild their lives*, American Psychological Association (=2013, 津富宏・河野荘子監訳『犯罪からの離脱と「人生のやり直し」元犯罪者のナラティブから学ぶ』明石書店).
- 松本俊彦 (2009) 「トラウマと非行・反社会的行動－少年施設男子入所者の性被害体験に注目して－」『トラウマティック・ストレス』7(1), 43-51.
- 松浦直巳・橋本俊顕・十一元三 (2007a) 「少年院におけるLD, AD/HDスクリーニングテストと逆境的小児期体験 (児童虐待を含む) に関する調査－発達精神病理学的視点に基づく非行のrisk factor－」『児童青年精神医学とその近接領域』48(5), 583-597.
- 柘屋二郎 (2014) 「非行のバイオロジー」『そだちの科学』23,2-7
- 宮地尚子編 (2004) 『トラウマとジェンダー 臨床からの声』金剛出版.
- 望月直人 (2013) 「発達障害×虐待の非行——児童自立支援施設における全児童調査から——」『そだちの科学』20, 83-87.
- Moffitt, T. E., Caspi, A. (2001) Childhood predictors differentiate life-course persistent and adolescence-limited antisocial pathways among males and females, *Development and Psychopathology*, 13(13), 355-375.
- 守山正・小林寿一 (2016) 『ビギナーズ犯罪学』成文堂.
- 日本児童問題調査会 (1985) 『児童虐待－昭和58年度・全国児童相談所における家庭内児童虐待調査

- を中心として』日本児童問題調査会.
- 中村雅彦・鷹尾雅裕 (1989) 「児童の問題行動と被虐待との関連性に関する研究—臨床心理学の観点からの接近の試み」『愛媛大学教養部紀要』22(1), 21-39.
- 西中宏史・吉川和男・福井祐輝 (2014) 「被虐待体験によるトラウマが反社会性に与える影響について：情緒・行動および脳機能評価に基づくメカニズムの検討」『犯罪学雑誌』80(1), 3-14.
- Nyman, A. & Svensson, B. (1997) *Boys: Sexual abuse and treatment*, Save the Children (=2008, 太田美幸訳『性的虐待を受けた少年たち：ボーイズクリニックの治療記録』新評論).
- 小栗正幸 (2010) 『発達障害児の思春期と二次障害予防のシナリオ』ぎょうせい
- 奥山真紀子 (2000) 「不適切な養育（虐待）と行動障害」『小児の精神と神経』40(4), 279-285.
- Rose & Ward, T. (2011) *Desistance from Sex Offending: Alternatives to Throwing Away the Keys*, Guilford Press (=2014, 津富宏・山本麻奈監修・翻訳『性犯罪からの離脱：「良き人生モデル」がひらく可能性』日本評論社).
- 齊藤万比古・原田謙 (1999) 「反抗挑戦性障害」精神科療法学, 14(2),153-159
- 定本ゆきこ (2005) 「発達障害と児童虐待」, 子どもの虐待とネグレクト, 7(3),313-318
- Satullo, J. A. W., et al (1987) *it happens to boys too...*Rape Crisis Center of Berkshire County Inc.(=2004, 三輪妙子訳『男の子を性被害から守る本』築地書館).
- Silva, P. & Stanton, W. (1996) *The Dunedin Multidisciplinary Health and Development Study*, Oxford University Press (=2010, 酒井厚訳『ダニーデン 子どもの健康と発達に関する長期追跡研究——ニュージーランドの1000人・20年に渡る調査から』明石書店).
- 高木清 (2014) 『15歳までの必修科目 非行臨床と学校教育の現場から』海鳥社.
- 滝井泰孝・関口博之 (1987) 「性的虐待について—仙台初年鑑別所に収容された9例を通して」『児童青少年精神医学とその近接領域』28(5), 290-298.
- 友田明美 (2015) 「脳科学から見た児童虐待」『トラウマティック・ストレス』13(2), 23-31.
- _____ (2017) 「脳科学・神経科学と少年非行」『犯罪社会学研究』42, 11-18.
- 内山絢子 (2005) 「非行少年の被虐待経験に関する研究」『科学警察研究所報告犯罪行動科学編』42(1), 49-58.
- 上間陽子 (2017) 『裸足で逃げる 沖縄の夜の街の少女たち』太田出版
- Widom, C.S. (1989) *The Cycle of Violence*, *Science*, 244, 160-166.
- Wright, B.R., Caspi, A., Moffitt, T.E., Silva, P.A. (2001) *The effects of social ties on crime vary by criminal propensity: A life-course model of interdependence*, *Criminology*, 39(39), 321-351.
- 安川禎亮 (2015) 『教育現場の非行少年』北樹出版.
- 吉田恒雄編著 (2015) 『日本の児童虐待防止・法的対応資料集—児童虐待に関する法令・判例・法学研究の動向』明石書店.
- 全国児童相談所長会 (1989) 『子どもの人権侵害例の調査及び子どもの人権擁護のための児童相談所の役割についての意見調査』.

Ⅲ－５ 児童相談所における非行ケースへの対応—児童相談事例集掲載ケースの検討から—

- 藤川洋子・井出浩（2011）『触法発達障害者への複合的支援 司法・福祉・心理・医学による連携』福村出版。
- 萩原秀雄（1950）「犯罪児童の指導」『児童のケースワーク事例集』，65-74.
- 加藤俊二（2016）『児童相談所70年の歴史と児童相談 “歴史の希望としての児童”の支援の探求』明石書店。
- 川崎二三彦・竹中哲夫・藤井常文・石田公一・鈴木崇之・小出太美夫・相澤林太郎（2013）『平成22・23年度研究報告書 児童相談所のあり方に関する研究』子どもの虹情報研修センター。
- 河村尚之（1951）「母子世帯と不良児」『児童のケースワーク事例集』，79-84.
- 厚生省監修（1949）『児童福祉事業取扱事例集』。
- 厚生省監修（1950）『児童のケースワーク事例集』。
- 厚生省監修（1951-1968）『児童のケースワーク事例集』。
- 厚生省監修（1969-1998）『児童相談事例集』。
- 厚生労働省（2018）平成28年度児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf#search=%27%E5%85%90%E7%AB%A5%E8%99%90%E5%BE%85+%E9%80%9A%E5%91%8A%E4%BB%B6%E6%95%B0%27>（2018年3月31日閲覧）
- 栗原明子（1995）「養父の虐待により家出・窃盗を繰り返し、施設保護をした児童の事例」『児童相談事例集 第27集』173-184.
- 小木曾宏（2004）「家族援助の方法と実際（5）——『被虐待』と『非行』問題の世代間連鎖——」『千葉明德短期大学紀要』25, 3-12.
- 大宮廣幸（1992）『『僕の傷ついた気持ち、わかってよ』二次障害としての非行へのアプローチ』『児童相談事例集 第24集』23-36.
- 玉田繁吉（1950）「継母と要教護児」『児童のケースワーク事例集』，1-15.
- 関谷道夫・山谷文子（1995）「幼少期の被暴力体験が残したもの——母子家庭における登校拒否を伴う家庭内暴力時の事例研究——」『児童相談事例集 第27集』185-204.

Ⅲ－６ 新聞記事の分析から捉える非行と虐待の関連

- Baglivio, M. T., Epps, N., Swartz, K., Huq, M. S., Sheer, A., & Hardt, N. S. (2014) The prevalence of adverse childhood experiences (ACE) in the lives of juvenile offenders. *Journal of Juvenile Justice*, 3(2), 1-17.
- 藤岡淳子（2001）『非行少年の加害と被害——非行心理臨床の現場から——』誠信書房。
- 橋本和明（2004）『虐待と非行臨床』創元社。
- 法務省（2018）「平成30年版 犯罪白書～進む高齢化と犯罪～」

- http://hakusyol.moj.go.jp/jp/65/nfm/n65_1_1_0_0_0.html. (2019年2月15日閲覧)
- 板垣嗣廣・松田美智子・栗栖素子・吉田里日・郷原信郎・小柳浩子・古田薫・横地環・岡田和也 (2000) 『児童虐待に関する研究(第1報告) その1——少年院在院者に対する被害経験のアンケート調査』, <http://www.moj.go.jp/content/000074918.pdf>
- 国立武蔵野学院 (2000) 『児童自立支援施設入所児童の被虐待経験に関する研究——アンケート調査を視点にして』
- 厚生労働省 (2017) 「社会的養護の現状について (参考資料)」
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf>
- Smith, C., & Thornberry, T. P. (1995) The relationship between childhood maltreatment and adolescent involvement in delinquency. *Criminology*, 33(4), 451-481.
- Widom, C. S., Fisher, J. H., Nagin, D. S., & Piquero, A. R. (2017) A prospective examination of criminal career trajectories in abused and neglected males and females followed up into middle adulthood. *Journal of Quantitative Criminology*, 1-22.
- Widom, C. S., & Wilson, H. W. (2015) Intergenerational transmission of violence. *Violence and mental health*, 27-45.
- Wolff, K. T., Baglivio, M. T., & Piquero, A. R. (2017) The relationship between adverse childhood experiences and recidivism in a sample of juvenile offenders in community-based treatment. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 61(11), 1210-1242.

2. 参考文献

今回引用した文献も以外の文献(論文・書籍)一覧を作成した。また、別表として、法務総合研究所の研究報告書一覧を資料に添付した。

- アビー・スタイン (2007=2012) 一丸藤太郎・小松貴弘・中島優紀・渡辺亘・中村博文・木本ゆう訳『児童虐待・解離・犯罪 暴力犯罪への精神分析的アプローチ』創元社。
- 青島多津子 (2014) 『少年たちの贖罪』日本評論社。
- ダイアナ・ラッセル (=1986) 斎藤学・山本美貴子訳『シークレット・トラウマ 少女・女性の人生と近親姦』ヘルスワーク協会。
- 藤井常文 (2016) 『戦災孤児と戦後児童保護の歴史 台場、八丈島に「島流し」にされた子どもたち』明石書店。
- 藤野京子 (2008) 「児童虐待が後年の生活に及ぼす影響について」『犯罪心理学研究』46(1),31-43.
- 藤田博康 (2010) 『非行・子ども・家族との心理臨床 援助的な臨床実践を目指して』誠信書房。

- 羽間京子 (2009) 『少年非行 保護観察官の現場から』 批評社.
- 橋本和明編 (2018) 「特集 加害と被害の関係性」『臨床心理学』107,18(5).
- 廣井いずみ (2015) 『非行少年の立ち直り支援「自己疎外・家庭内疎外」と「社会的排除」からの回復』 金剛出版.
- 廣井亮一編 (2008) 「加害者臨床」『現代のエスプリ』491, 至文堂.
- 廣井亮一編 (2015) 『家裁調査官から見た現代の非行と家族 司法臨床の現場から』 創元社.
- 広田照幸・古賀正義・伊藤茂樹 (2012) 『現代日本の少年院教育 質的調査を通して』名古屋大学出版会.
- Hirschi,T. (1969) Causes of delinquency,The Regent of the University of California (=1995, 森田洋司・清水新二監訳『非行の原因 家庭・学校・社会のつながりを求めて』文化書房博文社).
- 稲垣由子 (2010) 「児童虐待の現状と課題」『犯罪と非行』163,22-45.
- 石橋昭良 (2018) 『非行・問題行動と初期支援－早期解決につながる見立てと対応』学事出版.
- 石井光太 (2014) 『浮浪児1945——戦争が生んだ子供たち』新潮社.
- 石川瞭子 (2008) 「性虐待の未然防止」『現代のエスプリ』496, 至文堂.
- 石川義博 (2008) 「犯罪・非行研究の歴史的展望－原因論と精神療法－」『精神療法』34(2), 3-11.
- 石川義之 (2004) 『親族による性的虐待』ミネルヴァ書房.
- 伊藤嘉余子 (2017) 『社会的養護の子どもと措置変更 養育の質とパーマネンシー保障から考える』明石書店.
- 岩井宣子 (2015) 「少年矯正と女子非行」『犯罪社会学研究』40, 27-38.
- ジョナサン・ターナー, アレクサンドラ・マリヤンスキー (2005=2012) 正岡寛司・藤見純子訳『インセスト近親公配の回避とタブー』明石書店.
- 影山任佐 (2010) 『犯罪精神病理学』金剛出版.
- 籠田篤子 (2001) 「被虐待経験をもつ非行少年についての一考察」『調研紀要』72, 1-17.
- 川俣智路・内田雅志・久蔵孝幸・福岡麻紀・田中康雄 (2009) 「発達障害・非虐待体験・非行の問題を施設職員はどのように語るのか－少年院、児童福祉施設職員へのインタビュー調査から－」『北海道児童青年精神保健学会会誌』23, 41-52.
- 川村ゆか編 (2017) 「特集 犯罪・非行臨床を学ぼう」『臨床心理学』17(6).
- 生島浩・岡本吉生・廣井亮一編著 (2011) 『非行臨床の新潮流 リスク・アセスメントと処遇の実際』金剛出版.
- 小山佐知子 (2013) 「少年院における被虐待経験を有する少年の処遇について」『犯罪と非行』175, 102-122
- 工藤律子 (2016) 『マラス 暴力に支配される少年たち』集英社.
- 松浦直巳・橋本俊顯・十一元三 (2007) 「少年院におけるLD, AD/HDスクリーニングテストと逆境的小児期体験(児童虐待を含む)に関する調査——発達精神病理学的視点に基づく非行のrisk factor——」『児童青年精神医学とその近接領域』48(5), 583-597.
- 松浦直巳・十一元三 (2007) 「少年院在院者における、児童期の不適切養育の実証的調査」『現代の社

- 会病理』22, 119-134.
- 松浦直巳・十一元三・熊上崇(2007)「虐待を含む児童期の不適切養育に関する実証的調査－一般高校生、少年院在院者、及び家裁係属群における比較－」『発達心理臨床研究』13, 137-148.
- 宮地尚子編(2004)『トラウマとジェンダー 臨床からの声』金剛出版.
- 森田展彰(2005)「被虐待体験によるトラウマ反応の観点から見た犯罪・非行とそれに対する治療的な介入」『犯罪学雑誌』71(3), 80-86.
- 森丈弓(2017)『犯罪心理学 再犯防止とリスクアセスメントの科学』ナカニシヤ出版.
- 仁藤夢乃(2014)『女子校生の裏社会』光文社新書.
- 野村俊明・奥村雄介編(2007)『非行と犯罪の精神科臨床－矯正施設の実践から』星和書店.
- 小栗正幸(2010)『発達障害児の思春期と二次障害予防のシナリオ』ぎょうせい.
- 岡田行雄・廣田邦義・安西敦編著(2011)『再非行少年を見捨てるな 試験観察からの再生を目指して』現代人文社.
- 奥村雄介・野村俊明(2006)『非行精神医学 青少年の問題行動への実践的アプローチ』医学書院.
- 奥山眞紀子(2000)「不適切な養育(虐待)と行動障害」『小児の精神と神経』40(4), 279-285.
- 裁判所職員総合研修所(2012)『重大少年事件の実証的研究－親や家族を殺害した事例の分析を通して－』司法協会.
- 坂上香(2012)『ライフアーズ 罪に向き合う』みすず書房.
- 高松少年非行研究会(2005)『事例から学ぶ少年非行 真の非行対策をめざして』現代人文社.
- 田中清美(2017)『初期非行の指導』愛知教育大学出版会.
- 富田拓(2017)『非行と犯罪がおさえられない子どもたち』合同出版.
- 土屋敦(2014)『はじき出された子どもたち 社会的養護児童と「家庭」概念の歴史社会学』勁草書房.
- 内田博文(2018)『法に触れた少年のために』みすず書房.

VI 資料

法務総合研究所 研究報告書一覧

2018	58	青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究
2017	57	窃盗事犯者に関する研究
	56	高齢者及び精神障害のある者の犯罪と処遇に関する研究
2016	55	性犯罪に関する総合的研究
2014	54	非行少年と保護者に関する研究 一少年と保護者への継続的支援に関する調査結果一
	53	外国人犯罪に関する研究
2013	52	知的障害を有する犯罪者の実態と処遇
	51	来日外国人少年の非行に関する研究（第2報告）
	50	無差別殺傷事犯に関する研究
	49	犯罪被害に関する総合的研究一安全・安心な社会づくりのための基礎調査結果（第4回犯罪被害者実態（暗数）調査結果）一
2012	48	女性と犯罪（動向）
	47	来日外国人少年の非行に関する研究（第1報告）
	46	青少年の生活意識と価値観に関する研究
	45	家庭内の重大犯罪に関する研究
2011	44	諸外国における位置情報確認制度に関する研究一フランス、ドイツ、スウェーデン、英国、カナダ、米国、韓国一
2010	43	飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究
2009	42	再犯防止に関する総合的研究
	41	第3回犯罪被害実態（暗数）調査
2008	40	配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究
	39	第2回犯罪被害実態（暗数）調査（第2報告）国際比較（先進諸国を中心に）
	38	諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究一フランス、ドイツ、英国、米国一
2007	37	高齢犯罪者の実態と意識に関する研究一高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析一
	36	個人情報に関連する犯罪に関する研究
	35	重大事犯少年の実態と処遇（第2報告）
2006	34	薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者の処遇に関する研究一オーストラリア、カナダ、連合王国、アメリカ合衆国一
	32	最近の非行少年の特質に関する研究
	31	重大事犯少年の実態と処遇
	30	保護観察対象者の分類の基準に関する研究
2005	29	第2回犯罪被害実態（暗数）調査
	28	英国の保護観察制度に関する研究一社会内処遇実施体制の変革と地域性の再建一
	27	アジア地域における薬物乱用の動向と効果的な薬物乱用者処遇対策に関する調査研究
	26	保護司の活動実態と意識に関する調査
2004	25	最近の強盗事犯少年に関する研究
2003	24	ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究
	23	重大再犯精神障害者の統計的研究
	22	児童虐待に関する研究（第3報告）
2002	20	行刑施設の収容動向等に関する研究
	19	児童虐待に関する研究（第2報告）

	18 第1回犯罪被害実態（暗数）調査（第2報告） 先進12か国に関する国際比較
	17 外国人保護観察対象者に係る処遇上の問題点と対応策・保護観察付き執行猶予者の成り行きに関する研究
	16 F級受刑者の意識等に関する研究
2001	14 暴力団関係受刑者の意識等に関する研究・暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究
	13 年少少年の非行
	12 被収容者情報管理システムの利用方策に関する研究
	11 児童虐待に関する研究（第1報告）
2000	10 第1回犯罪被害実態（暗数）調査
	9 諸外国における犯罪被害者施策に関する研究
	8 犯罪被害に対する加害者の意識に関する研究・犯罪被害の回復状況等に関する調査
	7 犯罪被害の実態に関する調査
1999	5 諸外国における少年非行の動向と少年法制に関する研究
	4 非行少年の特質に関する研究
	3 少年非行の特質及び非行少年の処遇等に関する研究
1998	2 刑務所に関する意識調査（第2報告）
1997	1 刑務所に関する意識調査

第 2 部

2017年の児童虐待に関する

文献一覧

表1 2017年の児童虐待に関する書籍（和書）

著者・編者	書 籍 名	出版社
あらいびろよ	ワタシはぜったい虐待しませんからね！：子どもを産んだ今だから宣誓！	主婦の友社
亜未	無垢の花：躰と虐待	幻冬舎メディアコンサルティング
Create Media編	日本一醜い親への手紙：そんな親なら捨てちゃえば？	dZERO
第23回学術集会ちば大会実行委員会	日本子ども虐待防止学会第23回学術集会ちば大会プログラム・抄録集：すべては子どもの笑顔のために一守り・育み・社会へ：JaSPCAN Chiba	日本子ども虐待防止学会
藤木美奈子	親に壊された心の治し方：「育ちの傷」を癒やす方法がわかる本	講談社
菱川愛，渡邊直，鈴木浩之編著	子ども虐待対応におけるサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ実践ガイド：子どもの安全を家族とつくる道すじ	明石書店
石川瞭子 編著	サイレントマザー：貧困のなかで沈黙する母親と子ども虐待	青弓社
加藤尚子	虐待から子どもを守る！：教師・保育者が必ず知っておきたいこと	小学館
村上靖彦	母親の孤独から回復する：虐待のグループワーク実践に学ぶ	講談社
日本弁護士連合会子どもの権利委員会 編	子どもの虐待防止・法的実務マニュアル 第6版	明石書店
小崎恭弘，田辺昌吾，松本しのぶ編著	家族・働き方・社会を変える父親への子育て支援：少子化対策の切り札	ミネルヴァ書房
榊原富士子，池田清貴	親権と子ども	岩波書店
佐柳忠晴	児童虐待の防止を考える：子の最善の利益を求めて	三省堂
菅野恵	児童養護施設の子どものたちの家族再統合プロセス：子どもの行動の理解と心理的支援	明石書店
杉山春	児童虐待から考える：社会は家族に何を強いてきたか	朝日新聞出版
衆議院調査局厚生労働調査室	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）参考資料	衆議院調査局厚生労働調査室
高橋和巳	消えたい：虐待された人の生き方から知る心の幸せ	筑摩書房
寺脇隆夫 企画・監修 松本園子 編 橋本理子 編・解説	戦前日本の社会事業・社会福祉資料 第1期第9巻 棄児・児童虐待(1)	柏書房
寺脇隆夫 企画・監修 松本園子 編 橋本理子 編・解説	戦前日本の社会事業・社会福祉資料 第1期第10巻 棄児・児童虐待(2)	柏書房
寺脇隆夫 企画・監修 松本園子 編 橋本理子 編・解説	戦前日本の社会事業・社会福祉資料 第1期第11巻 棄児・児童虐待(3)	柏書房
東京都福祉保健局少子社会対策部計画課 編	児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について：平成27年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書	東京都福祉保健局少子社会対策部計画課
友田明美	子どもの脳を傷つける親たち	NHK出版
渡辺雅子 著，上別府圭子，飛鳥田まり 監修	虐待を防ぐ保健師訪問：介入困難な家族とかかわるコツ	杏林書院
八木修司，岡本正子 編著	性的虐待を受けた子どもの施設ケア：児童福祉施設における生活・心理・医療支援	明石書店
山本潤	13歳、「私」をなくした私：性暴力と生きることのリアル	朝日新聞出版
吉田ルカ	死を思うあなたへ：つながる命の物語	日本評論社

表2 2017年の児童虐待に関する書籍（訳書）

著者・訳者	書 籍 名	出版社
アン・アルヴァレス著；脇谷順子監訳	子どものこころの生きた理解に向けて：発達障害・被虐待児との心理療法の3つのレベル	金剛出版
キャロル・ジェニー編，溝口史剛，白石裕子，小穴慎二監訳	子どもの虐待とネグレクト：診断・治療とそのエビデンス	金剛出版
セリーヌ・ラファエル著，林昌宏訳	父の逸脱：ピアノレッスンという拷問	新泉社
M・ラスティン [ほか] 編；木部則雄監訳，黒崎充勇，浅野美穂子，飯野晴子訳	発達障害・被虐待児のこころの世界：精神分析による包括的理解	岩崎学術出版社
オルガ・R・トゥルヒーヨ著；伊藤淑子訳	私の中のわたしたち：解離性同一性障害を生きのびて	国書刊行会
ロリー・フリーマン作；キャロル・ディーチ絵；田上時子訳	わたしのからだよ！：いやなさわられかただいきらい	女性と子どものエンパワメント関西

表3 2017年の児童虐待に関する雑誌特集号

(※『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

No	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
1	アイソス22(6) 通号235	「社会起業家」を支援しよう！：企業価値を高めるCSRのために（第104回）	本の出版で児童虐待を防止する（前編）	今一生
2	アイソス22(7) 通号236	「社会起業家」を支援しよう！：企業価値を高めるCSRのために（第105回）	本の出版で児童虐待を防止する（後編）	今一生
3	アイソス22(11) 通号240	「社会起業家」を支援しよう！：企業価値を高めるCSRのために（第109回）	子ども虐待を防止させる仕組みへ（前編）	今一生
4	アイソス22(12) 通号241	「社会起業家」を支援しよう！：企業価値を高めるCSRのために（第110回）	子ども虐待を防止させる仕組みへ（後編）	今一生
5	別冊発達(33)	家族・働き方・社会を変える父親への子育て支援：少子化対策の切り札—当事者活動の実際	児童虐待加害者としての父親への支援	野口 啓示
6	愛媛ジャーナル 31(5)通号365	守ろう！愛媛の安全・安心 (vol.108) 2016年度の児相への児童虐待相談件数は過去最高で、10年前の3倍超に		愛媛県警察本部
7	ガバナンス (198)	特集 子どもを守り、子どもが育つ地域づくり	児童虐待防止と自治体の役割	川崎 二三彦
8	げんき(162)	特集 子ども虐待と保育	インタビュー 子ども虐待がもたらす"傷":「虐待の問題」から「子育て困難の問題」へ 座談会 保育者が虐待事例に対応する時：求められる意識と姿勢	友田 明美 大川 昌代；井田 幸子；久本 大輝； 保育と虐待対応事例研究会
9	判例地方自治 (425)	市町村アカデミー・コーナー (No.346)	児童虐待対応に必要な法的知識 (1)	
10	判例地方自治 (426)	市町村アカデミー・コーナー (No.347)	児童虐待対応に必要な法的知識 (2)	
11	犯罪社会学研究 (42)	脳科学と少年司法	脳科学・神経科学と少年非行	友田 明美
12	保育の友65(13)	特集 児童虐待防止に向けて、保育者だからできること	子ども虐待の現状と地域ネットワークによる支援 虐待防止に向けた取り組み：保育現場にできること 「いのち」を育む保育をめざして 虐待に関する光輪会の取り組み	川松 亮 大竹 智 多田 賢淳 喜多濃 定人
13	保健医療科学66 (2)	教育報告 平成28年度専門課程II 地域保健福祉分野	児童虐待予防のための親支援グループミーティング事業における参加者の子育ての現状	小野 真理
14	保健師ジャーナル73(4)	特集 母子の包括的支援：子育て世代包括支援センターの全国展開を前に	児童虐待予防を踏まえた母子保健活動に必要な視点とは：法改正を受けて、変わらないものと変わるもの	鈴宮 寛子

No.	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
15	保健師ジャーナル73 (9)	いま再考の時 市町村の母子保健：市町村母子保健活動の強化こそが子ども虐待予防対策の近道		渡辺 好恵；鈴木 寛子；鷺山 拓男
16	法律時報89 (3) 通号1109	特集 保障・分配・機能強化の中の社会保障	子どもを巡る福祉：経済的支援、保育サービス、児童虐待防止制度	橋爪 幸代
17	法律時報89 (6) 通号1112	小特集 犯罪者を親にもつ子どもについて考える	裁判例の量刑理由から見た児童虐待について	龍岡 資晃
18	法律のひろば70 (12)	特集 児童虐待防止のこれから：子どもの健全な育成に向けて	児童虐待の現状と改正法の意義・課題 虐待を受けている児童等の保護についての司法関与の強化等 児童虐待に関連する家事事件の概況と改正法の施行に向けた課題 児童虐待の予防のための妊娠期・保護者支援の体制と姿勢 児童虐待への迅速・的確な対応に向けた取組	磯谷 文明 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 石井 芳明；草野 克也 中板 育美 岩佐 嘉彦
19	医療と社会27 (1)	特集 子どもをめぐる諸課題を考える：少子化問題を中心に	少子化社会における虐待対応	松原 康雄
20	自治総研43 (5)	地方自治関連立法動向研究 (14)	児童福祉法等の改正について	下山 憲治
21	児童青年精神医学とその近接領域58 (1)	第56回日本児童青年精神医学会総会特集 (3) 児童青年精神医学の基本に立ち返って	福祉に関する委員会セミナー 子ども虐待の地域支援：要保護児童対策地域協議会の現状と課題	藤林 武史；亀岡 智美；才村 純；笹井 康治；山下 浩；金井 剛
22	児童心理71 (18) 通号1051	子ども問題の70年—子どもたちの未来を考える	「親性（おやせい）」の揺らぎと子ども虐待	深谷 和子
23	住民行政の窓 (439)	ファミリーカウンセラーの窓から (第199話)	DVと児童虐待に傷ついた母親と子ども	公益社団法人家庭問題情報センター
24	香川短期大学紀要 (45)	創立50周年記念号	児童虐待予防のためのプログラムの効果と課題に関する探索的研究	北川 裕美子
25	季刊現代警察42 (3) 通号153	特集 女性と子どもを守る	児童虐待死を防げ：情報共有と連携の法制化を	後藤 啓二
26	季刊教育法 (194)	子どもに関わる法・法制度をふまえたスクールソーシャルワーク (第2回)	「児童虐待防止に関する法律」と学校の役割：スクールソーシャルワーカーの視点から	林 聖子
27	子どものしあわせ (796)	子どもの心を診る：カウンセリングの現場から (第3回)	子ども虐待：連鎖を止めるには	光元 和憲
28	子どもと福祉10 (5回)	海外の社会福祉事情 (第5回)	韓国、ソウル市における児童虐待、児童福祉の現状と課題：10か所の視察等とおして	渡邊 忍
29	心と社会48 (2) 通号168	特集 メンタルヘルスの集い (第31回日本精神保健会議) 子どもをめぐるみんなの課題：虐待の連鎖を断ち切る	子ども虐待と脳科学	友田 明美

No.	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
30	国内動向(1369)	少年犯罪は13年連続で減少、少年が被害を受ける児童虐待、児童ポルノは過去最多：警察庁が平成28年の「少年非行、児童虐待、性的搾取」の状況をまとめる		日本教育協会
31	国内動向(1377)	児童虐待が過去最悪の12万件超 心理的虐待が半数超える：厚労省が平成28年度の児童相談所対応件数をまとめる		日本教育協会
32	厚生福祉(6299)	インタビュー・ルーム(1023)	児童虐待防止に向け連携強化 薬師寺順子さん(52)大阪府家庭支援課長	薬師寺 順子；阿部 慶太郎
33	厚生福祉(6347)	児童虐待、最多12万件：「面前DV」通告増：厚労省、16年度まとめ		
34	厚生福祉(6357)	児童虐待通告、初の3万人超：面前DVなど、7割「心理的」		
35	子育て支援と心理臨床13	子ども虐待と脳科学(2)	虐待と脳の関連(後編)	友田 明美
36	教育と医学65(5) 通号767	特集 これからの児童虐待防止：児童福祉法改正を受けて	児童福祉法改正と児童虐待発生予防 児童虐待防止のための法的な仕組みとは 児童虐待防止のための学校の役割と課題 母子保健からみた虐待予防 児童虐待防止への地域保健所の取り組み 児童虐待防止のための医療ネットワーク	井上 登生 久保 健二 中村 直樹 佐藤 拓代 大原 三枝 藤田 貴子
37	教育と医学65(11) 通号773	特集 子育てにおける親子のレジリエンス	子ども虐待と保護者のレジリエンス	鈴木 浩之
38	救急医学41(6) 通号503	特集 小児救急：未来への可能性を救命するために	救急医療現場における子ども虐待へのアプローチ	小橋 孝介
39	日仏法学(29)	立法紹介—民法	「児童虐待防止法の改正：子どもの保護に関する2016年3月14日の法律第297号」	
40	岡山県保健福祉学会：おかやま保健福祉研究23	第2分科会—誌上発表	岡山県児童相談所に寄せられた児童虐待通告事例の背景分析(第2報)—虐待につながりやすい要因	柴田 義朗
41	ペリネイタルケア36(12) 通号483	特集 産後うつ病・精神疾患のケアと薬：助産師がすぐに始められる周産期メンタルヘルスケア	助産師ができる児童虐待防止へのアプローチ 児童虐待を予防する取り組みと多職種連携	馬場 香里 相川 祐里
42	レジデントノート18(15)	Step Beyond Resident(ステップ ビヨンド レジデント)：研修医は読まないで下さい!?(第162回)	こらっ！弱いものいじめするなあ！児童虐待(Part1) 虐待対応のエキスパートになる	
43	レジデントノート18(16)	Step Beyond Resident(ステップ ビヨンド レジデント)：研修医は読まないで下さい!?(第163回)	こらっ！弱いものいじめするなあ！児童虐待(Part2) 虐待対応のエキスパートになる	林 寛之

No.	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
44	臨床婦人科産科 71 (6)	今月の臨床 周産期メンタルヘルスケアの最前線：ハイリスク妊産婦管理加算を見据えた対応をめざして一病態別の管理	子ども虐待が疑われる妊産婦への対応	川口 晴菜；光田 信明
45	臨床精神医学46 (9)	特集 攻撃性の神経生物学と臨床	子ども虐待と親の攻撃性	西澤 哲
46	臨床心理学17 (2) 通号98	特集 知らないと困る倫理問題—Q&A；福祉領域	子ども虐待によるトラウマにアプローチする時機をどう判断するか	田附 あえか
47	滋賀社会福祉研究 (19)	第34回滋賀県社会福祉学会奨励賞レポート	子ども虐待対応における児童相談所と市の連携について：児童相談所と市、共同調査のまとめ	織田 善真；関本 彰宏；山本 一代；西 健次；中島 円実
48	精神科治療学32 (6) 通号375	特集 周産期メンタルケア：多職種連携の作り方	児童虐待防止に向けた地方自治体と医療機関との円滑な連携促進の取り組み：千葉県および松戸市における児童福祉と医療の連携の実際	三平 元
49	精神神経学雑誌 119 (9)	特集 精神科医は増え続ける児童虐待にどうかかわるか	小児総合病院の精神科医の立場からみた児童虐待 マルトリートメントに起因する愛着障害の脳科学的知見 児童心理治療施設における精神科医の役割 児童相談所の精神科医の立場からみた児童虐待	三宅 和佳子 友田 明美 今井 淳子 田崎 みどり，森田 展彰，田口 めぐみ，渡辺 由佳，陶山 寧子
50	青少年問題64 (新年) 通号665	特集 孤立化する社会：関係性の貧困	児童虐待と「母親の孤立」の問題化：歴史的視点から	梅田 直美
51	世界の児童と母性82	特集 児童福祉法改正と社会的養護の明日—児童福祉法改正の到達点	児童相談所から見た児童福祉法改正：児童虐待防止法成立から2016年児童福祉法改正へ	茂木 健司
52	セキュリティ研究20 (2) 通号 219	ASIS INTERNATIONAL (vol.143) 一般社団法人 ASISインターナショナル日本支部便り	児童虐待・少年事件・いじめ・不登校 ひきこもりに通底していること：子ども・若者が地域で安心して暮らすことができるように	寺出 壽美子
53	専修大学法学研究所所報 (54)	特集 学生と市民のための公開講座『現場からの法律学・政治学』(1) — 第三回『地方行政の現場から』	東京都における児童虐待の現状と課題	上川 光治
54	市民と法 (108)	特集 児童虐待から子どもを救う	児童虐待防止法制をめぐる現状と課題 児童相談所における虐待対応 家庭裁判所の審判手続による児童虐待事案への対応 法務省の人権擁護機関による人権侵犯事件の調査救済活動における児童虐待事案の対応 子どもシェルターにおける活動：カリヨン子どもセンターの現場から 司法書士による児童虐待事案への対応	吉田 恒雄 久保 健二 藤田 香織 前田 敦史 石井 花梨 木原 道雄
55	そだちの科学 (29)	特集 発達障害とトラウマ—トラウマの治療論	子ども虐待の治療：親子並行治療を中心に 子ども虐待の援助と治療：児童養護施設において	涌澤 圭介 内海 新祐

No.	雑誌名・巻号	特集名	特集の目次	著者
56	総合診療27(11)	特集 今そこにある、ファミリー・バイオレンス：Violence and Health—子ども虐待	「救急（ER）」で子ども虐待を見逃さないために：診療医の気づきが"救命"につながる 「プライマリ・ケア外来」でも子ども虐待を見逃すな！：「家族をすべて診る」という視点で	岩田 賢太郎；伊原 崇晃 高村 昭輝
57	総合診療27(12)	特集 小児診療"苦手"克服!!：劇的Before&After；"匠"を目指すための9つのワザ	身体診察（外科系・整形外科系・皮膚科系）と手技	遠井 敬大
58	捜査研究66（1） 通号793	児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関との連携について（中）		岡 聰志；清水 孝教
59	捜査研究66（2） 通号794	児童虐待事案における児童相談所の役割と他機関との連携について（下・最終回） 児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方（中）		岡 聰志；清水 孝教 細谷 芳明
60	捜査研究66（4） 通号796	児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方（下 その1）	司法面接（協同面接）について	細谷 芳明
61	捜査研究66（5） 通号797	実例捜査セミナー Since 1988	児童虐待死事案における捜査・公判について	高木 甫
62	捜査研究66（7） 通号799	児童虐待の現状と児童虐待に対する刑事司法関与のあり方（下 その2・最終回）	年少者（幼児）の証言能力・供述の信用性	細谷 芳明
63	社会保障研究2（2・3） 通号6	特集 要保護児童支援の現状と課題：国際比較からの示唆	2000年以降の要保護児童措置・委託の変遷とその背景：2000年～2015年の統計データから 児童虐待防止対策の課題：子どもが一時保護になった親の経験から 児童虐待に関する地域間比較：『平成27年度福祉行政報告例』データの分析	三輪 清子 上野 加代子 清水 美紀
64	社会事業研究（56）	社大福祉フォーラム2016 報告—分科会からの報告	児童虐待防止対策保育所巡回相談から見る子育て支援：育てにくい・かかわりにくい子と虐待予防	大曾根 邦彦
65	週刊文春59(35) 通号2937	壮絶ルポ 狙われる「シングルマザー」：子ども虐待の原因にも		清水 芽々
66	週刊教育資料（1445） 通号1575	教育問題法律相談（No.424）	児童虐待防止のため学校に求められる対応	三坂 彰彦
67	小児看護40（3） 通号502	乳幼児看護学 はじめの一步（第17回）	子ども虐待と小児外来における看護	村松 三智
68	小児看護40(12) 通号511	特集 病気になった親の子どもへの支援；学校における支援の実際 乳幼児看護学 はじめの一步（第23回）	アルコール依存症の親をもつ子どもへの小学校における支援の一事例と課題 児童虐待予防における看護職の役割と乳幼児精神保健の視点	富田 鎮雄 河村 秋
69	周産期医学47（5）	特集 なぜ今メンタルヘルスケアなのか?-児童虐待	子ども虐待予防における妊産婦メンタルヘルスの重要性 児童虐待が児の脳発育に及ぼす影響	松宮 透高 友田 明美

No.	雑誌名・巻号	特集名	特 集 の 目 次	著 者
70	時の法令(2040)	法令解説	虐待を受けている児童等の保護についての司法関与の強化等を推進：児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号） 平29.6.21公布 公布後1年内施行	朝陽会
71	都市問題108(9)	特集 児童虐待対策のゆ くえ	子ども虐待と福祉 要保護児童等に対する機関間連携の活性化 児童相談所と市区町村子ども家庭福祉担当部署のこれから：悲しみを幸せに変えるという使命をどう果たすか 被虐待児童の受け入れ体制の整備について デンマークにおける「子どもの権利」の発展と子ども家庭福祉システムの変化	山縣 文治 加藤 曜子 宮島 清 藤田 恭介 佐藤 桃子

表4 2017年の児童虐待に関する論文

(※『子どもの虐待とネグレクト』を除く)

著者名	表題・雑誌名等
阿久津 美紀	「オーストラリア王立委員会の性的虐待調査の展開と守られるべき子どもの権利：レコードキーピングが児童虐待の抑止力になるのはなぜなのか」『記録管理学会誌』(72) pp.15-29
網野 真由美	「外来看護師の児童虐待に対する意識に関連する文献検討」『北海道医療大学看護福祉学部学会誌』13 (1) pp.35-42
青柳 千春, 阿久澤 智恵子, 笠巻 純一, 鹿間 久美子, 佐光 恵子	「児童虐待対応における学校と関係機関との連携の現状と課題：児童相談所及び市区町村の担当職員への質問紙調査から」『学校保健研究』59(2) pp.97-106
馬場 香里, 片岡 弥恵子	「児童虐待事例を支援する専門職の認識する虐待の特徴」『母性衛生』58(1) pp.125-132
藤岡 良幸	「児童虐待問題について：特にネグレクト事例について」『東筑紫短期大学研究紀要』(48) pp.223-239
古川 理恵子	「児童虐待を疑ったときの画像検査」『小児科』58(2) pp.185-192
濱田 新	「不作為による幫助の処罰範囲の限定について：児童虐待不阻止事例を題材に」『信州大学経法論集』(2) pp.145-171
橋本 和明	「死亡事例検証から見えてくる児童虐待対応の課題」『家庭の法と裁判』10 pp.30-33
橋本 達昌	「児童家庭支援センターの役割と将来展望：主に法制上の制度設計とその変容に着目して」『自治総研』43(1) pp.80-96
林 弘正	「近時の裁判実務における児童虐待事案の刑事法的一考察(3)」『武蔵野法学: journal of law and political science』(7) pp.286-232
飯浜 浩幸；小早川 俊哉；上原 正希；杉本 大輔；湯浅 頼佳；吉江 幸子；櫻井 美帆子；大島 康雄	「大学生の児童虐待への意識変化：オレンジリボン活動の調査から（第3報）」『道都大学紀要』社会福祉学部 (42) pp.1-6
池田 直人	「児童虐待の処罰に関する考察」『東京大学法科大学院ローレビュー』12 pp.24-66
今井 涼, 呉 懿軒	「日台児童虐待対応機関の体制比較」『評論・社会科学』(121) pp.37-54
和泉 広恵	「子ども虐待問題を通して見る児童福祉法改正の意義と課題：子どものための支援とは何か」『社会福祉研究』(129) pp.2-10
實方 由佳	「子ども虐待対応のために連携する援助職の「触発」される志向性：所属機関に着目した検証」『社会福祉学』58(2) 通号122 pp.13-25
鏑木 陽一	「こども虐待防止のための保育園の役割」『横浜女子短期大学研究紀要』(32) pp.203-207
笠原 正洋	「保育所保育士のための児童虐待防止活動に関するチェックリスト方式のワークシートの作成」『中村学園大学発達支援センター研究紀要』(8) pp.19-29
川崎 みゆき	「書評 鈴木江三子著『学童保育版 児童虐待対応マニュアル』」『学童保育：日本学童保育学会紀要』7 pp.100-102
栗岡 幹英	「書評 金子勇著『日本の子育て共同参画社会：少子社会と児童虐待』」『フォーラム現代社会学』16 pp.141-143
小谷 成美	「刑事弁護レポート 傷害致死、監禁、傷害被告事件 夫との共謀は認められないとして傷害致死が無罪となった児童虐待の事例 [大阪地裁堺支部平成29.7.19判決]」『刑事弁護』(92) pp.68-72
劉 妮	「児童期の成長体験による虐待への認知に関する研究：日本と中国の家庭文化の比較を通して」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』39 pp.1-22
前川 寿子	「児童相談所における児童虐待対応への研究的取組：子ども虐待対応のための医療機関用アセスメントツールの開発」『大和大学研究紀要』3 pp.19-27

著者名	表題・雑誌名等
宮田 顕一郎	「身体的虐待による虐待死を防ぐためのリスクアセスメントシートの視座：児童虐待傷害致死事件の裁判例の分析を」『研究紀要』(33) pp.41-89
中村 敬	「小児科医と児童福祉」『小児科臨床』70(1) 通号836 pp.125-131
高橋 眞琴, 石黒 慶太	「増加する児童虐待と学校教育：ソーシャルワーカーの省察より」『鳴門教育大学研究紀要』32 pp.237-247
照井 稔宏, 後藤 あや, 馬場 幸子, 安村 誠司	「日本における性的児童虐待の近年の動向」『厚生指標』64(4) pp.22-26
中村 敬	「小児科医と児童福祉」『小児科臨床』70(1) pp.125-131
岡田 あゆみ, 藤 井 智香子	「心因性発熱16症例の検討」『心身医学』57(12) pp.1252-1260
大熊 信成	「児童家庭福祉制度と学生による児童虐待防止運動（オレンジリボン運動）の取り組み」『佐野短期大学研究紀要』(28) pp.117-126
齋藤 隆博	「刑事実務の現場から 徳島における児童虐待事案への取組」『罪と罰』55(1) 通号217 pp.93-95
坂本 正子	「要保護児童対策地域協議会（子ども虐待防止のための支援ネットワーク）におけるスーパーバイザーの役割」『甲子園短期大学紀要』(35) pp.37-42
佐々木 清子	「子ども時代に虐待を経験した留学生との面接過程」『学生相談研究』37(3) pp.195-206
品川 ひろみ	「書評 金子勇著『日本の子育て共同参画社会：少子社会と児童虐待』」『現代社会学研究』30 pp.63-65
鹿間 久美子, 鈴木 依子, 朝熊 紗貴, 小島 萌, 佐光 恵子, 青柳 千春	「養護教諭が捉える児童虐待対応における改善要因の検討」『日本養護教諭教育学会誌』20(2) pp.25-37
鈴木 浩之	「子ども虐待に伴い不本意な一時保護を経験した保護者への「つなげる」支援のプロセスと構造：子ども虐待ソーシャルワークにおける「協働」関係の構築」『社会福祉学』58(1) 通号121 pp.112-127
鈴木 浩之	「子ども虐待対応において不本意な一時保護を体験している保護者との協働関係の構築：児童相談所職員に対するアンケート調査の分析を通じて」『社会福祉学』58(3) 通号123 pp.1-13
田吹 和美, 岡本 正子	「高等学校家庭科における児童虐待予防教育の実践と課題：『デートDV』の授業を通して」『生活文化研究』54 pp.1-14
高良 幸哉	「児童に対する性的虐待」『地域研究』(20) pp.121-133
武田 玲子	「児童虐待防止のための在宅支援：児童家庭支援センター、子ども家庭支援センターについての一考察」『研究所年報』(47) pp.85-101
谷口 恵子	「精神疾患を持つ親への育児支援：虐待事例から考える」『茶屋四郎次郎記念学会誌』(7) pp.131-138
照井 稔宏；後藤 あや；馬場 幸子；安村 誠司	「日本における性的児童虐待の近年の動向」『厚生指標』64(4) 通号1001 pp.22-26
上野 善子 訳, 國 廣 敏文 訳	「翻訳 第67章 児童虐待予防対策および養子縁組改革法：米国合衆国連邦法 第42条 公衆衛生と福祉」『名古屋短期大学研究紀要』(55) pp.195-212
渡邊 浩志, 大河 内 修	「我が国の児童虐待対策制度の整備に伴う愛知県における児童相談所の機能の変遷と現状」『現代教育学研究紀要』(10) pp.11-19
渡邊 幸恵, 渡邊 淳子	「未受診妊婦であった褥婦の児や育児への思い：未受診妊婦への支援の在り方」『日本母子看護学会誌』10(2) pp.73-79
山田 修三	「被虐待児への支援論」『安田女子大学紀要』(45) pp.57-65
山口 亮子	「児童虐待に関するアメリカの法手続き：フロリダ州を例にして」『社会安全・警察学』(3) pp.1-14
吉田 如子	「英国における、児童虐待、DV等を中心とした人身保護対策のための多機関連携枠組についての資料」『社会安全・警察学』(3) pp.163-173

著者名	表題・雑誌名等
吉村 健, 金子 一成	「小児における死亡時画像診断 (Ai) の実際」『小児科』58(11) pp.1357-1363
吉岡 京子; 鎌倉 由起; 神保 宏子; 北澤 陽子; 白川 久美子; 大久保 詠子; 大熊 陽子; 大屋 成子; 平林 義弘; 黒田 眞理子	「A自治体における要支援児童とその母親の特徴の検討: 保健師の判断と組織的検討による児童虐待の可能性の高低に基づく比較」『日本公衆衛生看護学会誌』6(1) pp.10-18

平成29年度研究報告書
児童虐待に関する文献研究
非行と児童虐待

平成31年 3月31日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 富田 拓
共同研究者 二井 仁美
相澤林太郎
三枝 将史
大原 天青

印刷 文明堂印刷株式会社 横浜営業所
TEL. 045-731-1441